

# 阪神教協リポート

No. 35 (2012. 4. 1.)

会長挨拶	井上 正崇	1
2011 年度活動概要	酒井 恵子	2
〈研究報告〉		
第一回課題研究会 (2011 年 5 月 11 日 於大阪工業大学大宮キャンパス)		
教職課程認定大学実地視察校報告 - 奈良大学の場合	中戸 義雄・森 太郎	7
発達障害学生の指導・支援をめぐる		
- 「ユニバーサル支援」目指したチームネットワーク活動の構築	中村 健	14
発達障がい学生の指導・支援をめぐる - 大阪産業大学の場合	瀬島 順一郎	21
質疑応答の記録	杉浦 健	27
第二回課題研究会 (2011 年 11 月 9 日 於学校法人常翔学園大阪センター)		
教師教育実践交流 - 教育行政学における実践	小口 功	29
教職科目の FD 活動	大前 哲彦	38
音楽科教材研究 (合唱指導法) の実践分析	喜多 忠政	47
音楽科指導法の実践分析	角谷 史孝	50
保育実践演習の実践例から保育・教職実践演習に向けて	伊達 由実・八木 成和	53
質疑応答の記録	朝日 素明	60
第三回課題研究会 (2011 年 12 月 14 日 於大阪工業大学大宮キャンパス)		
平成 23 年度課程認定申請大学および実地視察大学からの事例報告概要	原 徹	69
課程認定申請大学からの事例報告 - 神戸常盤大学の場合	野田 育宏	71
教職課程認定大学実地視察校報告 - 大阪商業大学の場合	佐野 茂・奥村 真紀子	88
短期大学における教職実践演習と履修カルテの取り組みについて	大前 哲彦	95
質疑応答の記録	谷田 信一	102
〈報告〉		
神戸市教員の資質向上連絡協議会年次報告 (2011 年度)	藤本 敦夫	108
教員免許事務セミナー報告	原 徹	113
〈会員大学自己紹介〉		
頌栄短期大学の教員養成	小野 里佳	122
〈書評〉		
吉原恵子・間瀬泰尚・富江英俊・小針誠著『スタディスキルズ・トレーニング - 大学で学ぶための 25 のスキル』(実教出版)	杉浦 健	123
ルース・ブライト著 (小田紀子・大前哲彦訳)『老いても人として生きる - 全人性を高める音楽療法』(荘道社)	川地 亜弥子	125
〈資料〉		
2011 年度定期総会の記録		127
2011 年度活動方針および事業計画		129
2011 年度幹事校会の記録		134
会則		153

# ご 挨拶

会 長 井 上 正 崇 (大阪工業大学学長)

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会の会員校ならびに準会員校各位におかれましては、平素より当協議会の運営に対し多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

2010年5月26日に開催の定期総会において、本学がご指名により会長校および事務局校をお引き受け致しました。以来、当協議会における研究交流、情報交換および事務連絡などの活動に対し、温かいご支援をいただき心より感謝申し上げます。また、定期総会、幹事校会ならびに課題研究会を本学の梅田キャンパスおよび大宮キャンパスにて開催いたしましたところ、いずれも多数の方々のご出席をいただき今日を迎えられたことに感謝いたしております。

さて、ここ数年にわたり、教員養成に関わる政策が大きく変化しています。その中で、教職実践演習の科目開設と履修カルテの導入という新しい制度での教職教育が始まりました。これは、ある意味で大学教育全体に向けられた質保証の導入と基本的には同じと考えることができます。当協議会では、この点について加盟各校の情報共有に力を注いで参りました。特に、短期大学での教職実践演習実施が4年制大学より先行することから、課題研究会などで情報提供をお願い致しました。快く話題提供などをお引き受けいただきました各位には、改めて御礼申し上げます。

一方、課程認定や実地視察に際して厳格な指導が行われているように存じます。当協議会構成員の多くは小規模な教職課程であり、このような動きには敏感にならざるを得ません。こういう状況こそネットワークが力を発揮いたします。その意味でも、今年2月に初めて開催いたしました教職事務担当者向けの教員免許事務セミナーは、ネットワークをさらに強化する取組と期待しております。

今後の政策動向につきましては先行き不透明な感がございますが、中央教育審議会などの動きを見守りながら連携を図りたく存じます。いずれに致しましても開放制教職課程の発展を目指し、実りのある教職教育の実行が何より重要と考えております。

最後に、会員校ならびに準会員校の方々に対しまして、この二年間に賜りましたご指導ご鞭撻に対し改めて感謝いたします。今後も引き続き当協議会の運営にご支援を賜りますようお願い申し上げます。

# 2011 年度における活動の概要

事務局長 酒 井 恵 子

## 1. 総会の開催

本協議会の 2011 年度の定期総会は、2011 年 5 月 11 日（水）13 時 30 分～14 時 18 分に、大阪工業大学において開催された。この総会には、会員校 62 校中 53 校（うち委任状出席 18 校）と準会員校 8 校中 1 校が参加した。

総会に引き続き、2011 年度第 1 回課題研究会が行われた。

## 2. 幹事校会の開催

2010 年度第 6 回（通算 230 回）

日時：2011 年 4 月 13 日（水）14：00～17：32

場所：学校法人常翔学園大阪センター 304 教室

議事：

- (1) 第 5 回幹事校会記録の確認について
- (2) 全私教協理事会報告について
- (3) 全私教協研究大会および阪神地区分科会の運営について
- (4) 2011 年度阪神教協定期総会および第 1 回課題研究会の運営について
- (5) 阪神教協リポート編集について
- (6) 「阪神教協教職課程データベース（平成 22 年度版）」の作成について
- (7) 幹事校会名簿およびメーリングリストの確認について
- (8) 今後の記録担当について
- (9) その他

\*引き続き、幹事校交流会（17：40～19：30）を開催した。

2010 年度第 7 回（通算 231 回）

日時：2011 年 5 月 11 日（水）10：47～12：15

場所：大阪工業大学大宮キャンパス 1 号館 2 階多目的室 3

議事：

- (1) 2010 年度第 6 回幹事校会記録の確認について
- (2) 全私教協研究大会および阪神地区分科会の運営について
- (3) 2011 年度定期総会および第 1 回課題研究会の運営について
- (4) 阪神教協リポートについて
- (5) 『阪神教協データベース（平成 22 年版）』について
- (6) 幹事校会名簿およびメーリングリストの更新について
- (7) 今後の記録担当について
- (8) その他

2011 年度第 1 回（通算 232 回）

日時：2011 年 7 月 6 日（水）14：10～17：20

場所：学校法人常翔学園大阪センター 304 教室

議事：

- (1) 2011 年度第 7 回幹事校会および定期総会の記録の確認について
- (2) 全私教協理事会報告について
- (3) 全私教協研究大会および阪神地区分科会の運営について
- (4) 2011 年度第 2 回および第 3 回課題研究会の運営について
- (5) 『阪神教協教職課程データベース（平成 22 年版）』について
- (6) 阪神教協リポートについて
- (7) 2011 年度会費納入状況について
- (8) その他

\*引き続き、幹事校交流会（17：30～19：30）を開催した。

2011 年度第 2 回（通算 233 回）

日時：2010 年 11 月 9 日（水）10：45～13：00

場所：学校法人常翔学園大阪センター 304 教室

議事：

- (1) 2011 年第 1 回幹事校会の記録確認について
- (2) 全私教協理事会の報告について
- (3) 2011 年度定期総会・第 31 回研究大会の収支報告・監査結果
- (4) 全私教協第 32 回研究大会 全体テーマ案について
- (5) 『全私教協 30 周年記念誌（仮称）』掲載のための阪神教協の座談会計画
- (6) 阪神教協 第 2 回課題研究会の進行について
- (7) 阪神教協 第 3 回課題研究会の計画について
- (8) データベースとアンケート（「平成 23 年度教職課程に関するアンケート」）について
- (9) 『阪神教協リポート』編集方針と編集規定（案）について
- (10) 阪神教協会費納入について
- (11) 阪神教協会費の見直し（値下げ）について
- (12) 今後の記録担当について
- (13) 教職事務担当者懇談会（仮称）の開設提案について

2011 年度第 3 回（通算 234 回）

日時：2011 年 12 月 14 日（水）10：45～13：00

場所：大阪工業大学大宮キャンパス 1 号館 2 階多目的室 3

議事：

- (1) 前回幹事校会記録の確認
- (2) 全私教協理事会報告
- (3) 『全私教協 30 周年記念誌』（仮称）掲載の阪神教協座談会開催案について
- (4) 2011 年度第 3 回課題研究会の運営について
- (5) 阪神教協リポート編集について
- (6) 2012 年度全私教協研究大会阪神地区担当分科会・ラウンドテーブル実施案について
- (7) 2012 年度全私教協理事・専門委員会委員の選出について

- (8) 2012-2013 年度阪神教協会長（校）・事務局長（校）について
- (9) 2012 年度第 1 回課題研究会について
- (10) 今後の記録担当について
- (11) その他

2011 年度第 4 回（通算 235 回）

日時：2012 年 2 月 29 日（水）15：00～17：50

場所：学校法人常翔学園大阪センター 304 教室

議事：

- (1) 前回幹事校会の記録確認
- (2) 全私教協理事会報告
- (3) 阪神教協リポート編集について
- (4) 2012 年度定期総会および第 1 回課題研究会の運営について
- (5) 2012 年度全私教協研究大会（5 月 19 日・20 日）について
- (6) 全私教協への対応について
- (7) その他

\*引き続き、幹事校交流会（18：00～20：00）を開催した。

### 3. 課題研究会の開催

第 1 回課題研究会

日時：2011 年 5 月 11 日（水）14：45～17：30

場所：大阪工業大学大宮キャンパス 1 号館 2 階多目的室

話題提供：

第 1 部 教職課程認定大学実地視察校報告

奈良大学 森 太郎氏

第 2 部 発達障害学生の指導・支援をめぐる

プール学院大学 中村 健氏

大阪産業大学 瀬島順一郎氏

\*引き続き、情報交換会（18：30～20：00）を開催した。

第 2 回課題研究会

日時：2011 年 11 月 9 日（水）14：00～17：00

場所：学校法人常翔学園大阪センター 301・302 教室

テーマ：教師教育実践交流

話題提供：

教育行政学における実践

近畿大学 小口 功氏

教職科目の FD 活動 音楽科指導法と合唱指導法の実践分析

大阪音楽大学 大前哲彦氏 喜多忠政氏 角谷史孝氏

保育実践演習の実践例から保育・教職実践演習に向けて

四天王寺大学短期大学部 伊達由実氏 四天王寺大学 八木成和氏

\*引き続き、情報交換会（17：30～19：30）を開催した。

### 第3回課題研究会

日時：2011年12月14日（水）14：00～17：00

会場：大阪工業大学大宮キャンパス1号館2階多目的室

テーマ：課程認定基準等の再検証並びに教職実践演習（履修カルテを含む）への取組事例  
話題提供：

第1部 平成23年度課程認定申請大学および実地視察大学からの事例報告

教職課程認定申請の概要 ～平成23年度の主な変更点～

関西大学 原 徹氏

課程認定申請大学からの事例報告

神戸常盤大学 野田育宏氏

他大学の事例報告

関西大学 原 徹氏

平成23年度実地視察大学からの事例報告

大阪商業大学 佐野 茂氏 奥村真紀子氏

第2部 短期大学における教職実践演習と履修カルテの取り組みについて

短大における教職実践演習の実践報告と履修カルテ

大阪音楽大学 大前哲彦氏

\*引き続き、情報交換会（17：30～19：30）を開催した。

## 4. 全私教協との連携

①2011年5月21日（土）・22日（日）、関西学院大学において、2011年度全私教協定期総会・研究大会が開催された。阪神地区は、会場校である関西学院大学を中心に大会運営に携わるとともに、第7分科会「教師教育実践交流Ⅳ—介護等体験の指導をめぐる—」を担当し、大前哲彦氏（大阪音楽大学）、向後礼子氏（近畿大学）、酒井恵子氏（大阪工業大学）、佐々木英一氏（追手門学院大学）が報告し、杉浦健氏（近畿大学）、疋田祥人氏（大阪工業大学）が司会を、中嶋佐恵子氏（姫路獨協大学）が記録を担当した。

②2010年度に引き続き、全私教協の副会長校を追手門学院大学が務めたほか、全私教協の役員・専門委員として、阪神地区から理事2名、専門委員5名を派遣した。

③『全私教協30周年記念誌』（仮称）掲載予定の阪神教協座談会を、2012年1月24日（火）、大学コンソーシアム大阪において開催し、「全私教協・阪神教協の創成期をふりかえる」（第1部）、「全私教協・阪神教協の現在と未来について考える」（第2部）というテーマで、歴代の事務局担当者による懇談が行われた。

④全私教協次期会長校選出にかかる全私事務局の対応に抗議し謝罪を求める旨の申し入れ書を、阪神教協幹事校会より2012年2月29日付で送付した。

## 5. 『阪神教協リポート』の編集・発行

『阪神教協リポート』第34号を発行した。

## 6. 『阪神教協教職課程データベース』の作成

会員校・準会員校の円滑な教職課程運営に資することを目的として、『阪神教協教職課程データベース（平成22年度版）』を作成した。

## 7. 阪神教協ホームページの活用

ホームページ上で、阪神教協レポートの公開、総会・課題研究会・幹事校会の開催案内等を行ったほか、今年度より各会合への出欠連絡もホームページから行えるようにした。

## 8. 「阪神教協教員免許事務セミナー」の試行

2012年度より、教職事務担当者を対象とする「阪神教協教員免許事務セミナー」を立ち上げるべく、その試行的な会合を、2012年2月25日（土）、関西学院大学大阪梅田キャンパスにおいて開催した。

## 9. 会員校の異動

該当なし。

## 教職課程認定大学実地視察校報告

奈良大学 教養部（教職担当）中 戸 義 雄  
 学生支援センター（教務担当）森 太 郎

### はじめに

本学は平成22年11月19日に教職課程認定大学実地視察を受けた。

本学は入学定員が600名の小規模大学であるが、例年100名近くが4年次に教育実習を履修する。それに対して教職課程担当スタッフは教員・事務職員ともに手薄であり、今回実地視察を迎えるにあたって苦労の連続であったが、過去に実地視察を受けられた加盟大学の事例報告やご担当者のアドバイスに大いに助けていただきながら準備対応にあたってきた。本学の経験や事例がどこまで応用可能かどうかはわからないが、今後実地視察を受け入れられるであろう加盟大学の皆様にとってわずかでも参考になれば幸いである。

### 事前準備

平成22年4月9日に文部科学省初等中等教育局教職員課（以下、文部科学省）より実地視察をする旨の通知が本学学生支援センター（教務担当）宛にメールで届いた。この時から事前準備がスタートした。これ以降、文部科学省との連絡が続くが、詳細は以下の『文部科学省との連絡記録』を参照されたい。

#### 文部科学省との連絡記録

月 日	内 容
4/9（金）	文部科学省から実地視察実施の旨の連絡（メール）
4/22（木）	文部科学省へ前期スケジュール及び「教職に関する科目」時間割を回答（メール）
4/28（水）	文部科学省から後期に実地視察実施の旨の連絡（メール）
7/26（月）	文部科学省から後期に実地視察実施につきスケジュール・時間割提出及び事前調査表準備の旨の連絡（メール）
8/11（水）	文部科学省へ後期スケジュール及び「教職に関する科目」時間割を回答（メール）
9/13（月）	文部科学省から実地視察日程確定（11月19日（金））の旨及び事前調査表提出期日（電子媒体・紙媒体いずれも10月15日（金））の連絡（メール）
10/14（木）	文部科学省へ事前調査表（紙媒体）を郵送。電子媒体は前日13日にメール送信。
10/29（金）	文部科学省より、当日スケジュール案がメールで届く
11/2（火）	文部科学省より、高の原駅での集合場所と、西大寺界限での宿泊施設の照会あり。西大寺界限に宿泊施設がないことを電話で回答後、近鉄奈良及び京都から高の原駅のダイヤとバスのダイヤをメールで回答する。
11/2（火）	文部科学省より電話で高の原駅から大学までの送迎の手配の依頼あり。「準備をさせてください」と回答
11/5（金）	スケジュール案を回答（メール）
11/12（金）	日程（確定版）、視察事項（案）、進行メモ（案）が届く。

事前準備で大きな割合を占めるのは2つ、日程等調整と『実地視察調査表』の作成である。

まずは、日程調整である。前期の「学長が不在等で不都合な日」と「教職に関する科目」の時間割」を期日までに文部科学省に回答した。その結果、本学の視察は後期に繰り下げとなり、冒頭のとおり11月19日となった。

実地視察に先立ち、『実地視察調査表』を作成しなければならない。おおよその内容は以下のとおりである。様式は文部科学省からの通知メールに添付されている。

- 1 認定を受けている課程を有する学科等の概要
  - 2 教員組織
  - 3 教員養成のための教育課程及び履修方法
  - 4 学生への履修指導
  - 5 卒業者の教員免許状取得状況及び教員就職状況（過去5年間）
  - 6 施設・設備（図書を含む）の状況
  - 7 通信課程（通信課程がない場合は「なし」と記載すること。）
  - 8 教員養成に対する理念、設置の趣旨等
  - 9 様式第9号
- (1) 各段階における到達目標
  - (2) 具体的な履修カリキュラム

さらに、添付資料として以下の資料が要求された。

- ・教職に関する科目のシラバス
- ・教科に関する科目のうち、特色のあると考えられる授業として調査表に記載した科目のシラバス
- ・教育実習の評価項目表、評価シート等
- ・学生便覧、履修案内等
- ・学則
- ・平成22年4月1日時点の認定課程の状況を記載した様式第2号  
（平成22年度版課程認定申請の手引き参照）
- ・履修カルテ

過去の課題研究会や『阪神教協リポート』でも度々調査表様式は紹介されているので、詳細説明は省略させてもらうが、過年度との大きな違いは、文末にも資料として掲載した「9 様式第9号(1)各段階における到達目標 (2)具体的な履修カリキュラム」の追加である。文部科学省作成の『教職課程認定申請の手引き』（以下『手引き』）には平成23年度改訂版に初めて掲載された。記載上の注意等、詳細は『手引き』を参照していただきたい。「8 教員養成に対する理念、設置の趣旨等」同様、教職課程を開設している学科等ごとに作成が必要であるので、まだ実地視察の対象となっていない大学におかれては特に留意してあらかじめ準備されることをお勧めする。

本学は視察と同年の平成22年度に、社会学部「社会調査学科」の中学校社会及び高等学校公民の教職課程認定を受けたこともあり、各種の根拠資料が比較的揃っていた。それでも新たに作成しなければならない資料もあり、改めて日々のデータの蓄積の必要性を痛感した。

当日の学内出席者についても簡潔に触れておきたい。全私教協や阪神教協等での勉強会等において度々言及があるので周知の事実かもしれないが、実施視察当日、少なくとも概要説明時や講評時には学長をはじめ学部長、学科長、教務部長といった主要役職者に加え、図書館長の出席も求められる傾向にある。今後、実地視察対象となる大学におかれては、全学一丸となって教職課程を運営しているという積極的な姿勢を示すためにも、あらかじめ学内の意識統一をはかっておくことが望

ましいと思われる。

### 当日の状況

実地視察日が近づくと文部科学省とのメールでの連絡頻度が増え、調整の末、日程が届く。当日の視察はこのスケジュールに沿って行われる。日程のおおよその体裁は以下の『当日のスケジュール』のとおりである。

### 当日のスケジュール

時間	事項	講義・施設
(09:20)	(『高の原』 駅改札口)	
09:30	大学集合	
09:40 ～	視察側打ち合わせ	
10:00		
10:00 ～	紹介・挨拶・日程確認 (5分) 教職概要説明 (20分)	
11:25	質疑応答 (60分)	
11:30 ～	講義・施設見学	【講義見学】
12:00		『教育行政・制度論』(10分)
12:05 ～	昼食	『教職総合演習Ⅲ』(10分)
13:05		
13:05 ～	講義・施設見学	【講義見学】
15:00		『地理学講読・調査法』(10分) ※情報処理センター見学の一環
15:00 ～	視察側打ち合わせ	【施設見学】 教職に関する施設(資格科目資料室・キャリアセンター・情報処理センター・地理学科展示コーナー・図書館)
15:30 15:30 ～	講評、懇談	
16:30		
16:30	終了	

資料に示す通り、あまりゆとりのないスケジュールである。これをもとに担当者を割り当てた上で詳細なスケジュールを作成し当日に臨んだ。午後の施設見学は本学のキャンパスが小規模なこともあり、所要時間が予定より短くなったため、最終的には約30分ほど前倒しで視察終了となった。

## 視察事項

本学での視察事項は以下のとおりである（一部省略）。本学には前述の「事前準備」で掲載した『文部科学省との連絡記録』のとおり視察1週間前に届いた。おおよそは過去の課題研究会や全私教協の勉強会等でも紹介された事項と類似している内容が多いので、それらを参照させていただきながら、指摘事項到着前にあらかじめ可能な範囲で想定問答資料を作成した。その上で到着した視察事項を参照し、想定問答資料を完成させていった。

## 視 察 事 項

### 【教員養成に対する理念、設置の趣旨など】

- ・大学の基本理念及び教員養成の理念のもと、「絶え間ない努力の積み重ねによって人生を切り拓いていく強くたくましい人材」「社会に貢献する人材」「専門性と人間性を併せ持った教員」を養成するため、具体的にどのような取り組みを行っているのか。（調査表p.15）

### 【大学における組織的指導体制】

平成20年11月12日の教育職員免許法施行規則の改正により、第22条の4において、学生への適切な教職指導が努力義務化されている。

（大学）

- ・学部、大学院の教職課程全体に責任を持っているのは、教職課程運営専門部会なのか。（学内での位置づけはどうか。）また、当該部会でカリキュラム、教員体制等についてチェックしているのか。（調査表p.11）
- ・教員免許状取得希望者数が年々減少しているが、その原因は何だと考えるか。また、何か改善策を講じているか。（調査表p.11）
- ・平成21年度において、教員免許状取得者数が非常に減少しているが、原因は何だと考えられるか。（調査表p.12）

### 【教員組織・教員養成のための教育課程・シラバス】

（大学）

- ・教科に関する科目について、「他学科科目」及び「全学自由科目」が施行規則第4条表に定める科目区分の半数を超えて設定されている課程が多数あるので、実態はどうか。様式2号を見る限りでは、教職課程認定基準を満たしていない。
- ・複数回に渡って同様の授業内容を記載することは認められないため、各回のキーワードを付すなどして、必ず各回で異なる内容を扱うことがわかるよう修正すること。
- ・出席のみをもって一定の積極的な評価を与える事は望ましくないため、評価方法を見直すこと。

### 【学校現場体験・学校ボランティア】

- ・学校教育活動支援事業（スクールサポート）を利用した現場体験活動について、参加した後、教職課程にどのようにフィードバックし、活かしているのか。（調査表p.9）

### 【教育実習】

- ・平成18年7月の中教審答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」では、教育実習においては、課程認定大学と実習校の協力により、授業案を作成したり、教材研究の指導を行うなど、大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会を積極的に取り入れるこ

とが必要である。また、実習成績の評価についても、適切な役割分担の下に、協働して行うことが適当であるが、その場合には、実習校により評価にばらつきが生じないように留意する必要がある、と述べられている。

平成20年11月12日の教育職員免許法施行規則の改正により、第22条の5において、教育実習の円滑な実施が努力義務化されている。

- ・教育実習校の確保について、原則自己確保の学生については、大学のサポート体制、特に遠方の学生に対しての指導体制はどのようになっているのか。また、実習校とはどのように連携・協力しているのか。（大学調査表p.9）
- ・成績評価について、実習校によるばらつきが生じないようにどのような工夫がされているか。

#### 【その他】

- ・平成18年7月の中教審答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」で提言されている「教職課程の質的水準の向上」のための方策（以下（★））を、貴大学としてはどのように受け止めているのか。大学内において議論しているものや、既に取り組んでいるものがあるか。

（★は省略）

#### 指摘事項・講評

前述の通り視察当日のスケジュールは過密である。約15分の「概要説明」の後に「質疑応答」となるが、1時間程度である。視察事項は多岐に渡るものの、全てが指摘されることは時間的にも不可能である。実際に本学が主として視察委員から指摘されたのは以下の内容であった。

母校実習の改善、「教職に関する科目」専任教員数増員、学長を長とする全学的委員会の設置、教職センターの設置、等である。

いずれも以前から中教審答申等の中で提言されている事項であり、それぞれ強く改善を求められた。特に母校実習については強く見直しを求められた上、講評時にも学長と委員の間で活発に意見交換が行われた。このことから、視察委員、すなわち中教審教員養成部会が母校実習改善に強い意欲を持っていることを改めて痛感した。

加えて「教科に関する科目」における全学共通科目の取り扱いの改善について、同席の文部科学省担当官から講評時に次年度からの改善を強く指導された。この点について講評終了時に担当官に委細を尋ねると、教職課程認定基準に則っていないのが学則上明白なので指摘せざる得ないとの説明であった。これを受け、本学は平成23年度より学則を改正し、各免許で自学科以外の科目の使用について法令に合致するよう改めた。

苦言を呈される一方で、本学が小規模で体制が決して整っているとは言い難いにもかかわらず、教職希望者や免許取得者の割合が多く、教職従事者も一定数を輩出していることに対しては、教職員の奮闘の結果であると視察委員から高い評価をいただき、だからこそ一層の改善改革に努めてもらいたいとの激励の言葉をいただいた。

#### おわりに

視察をきっかけに学内での教職課程への関心が格段に高まり、従前と比べ教職課程開設学科からの協力も仰ぎやすくなった。視察委員からの指摘をよい意味での「外圧」として活用し、改善に取り組んでいる。

視察後も改善の取り組みを続けなければならない。視察時の指摘をどのように受け止め、どのように改善に努めているかという事後報告が控えている。本学の場合は、実地視察のほぼ1年後、文部科学省より平成23年11月8日付のメールで指摘事項への対応報告書の作成・提出の通知が届いた。それを受け約1ヵ月後に報告書をメールで文部科学省に提出した。

今後も課程認定大学としての責務を果たすためにも視察での指摘事項を生かし、微力ながらも我が国の教員養成の一翼を担い続けていきたい。

資料 様式第9号

様式第9号(教諭)

<〇〇学科>(認定課程: )

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	
	後期	
2年次	前期	
	後期	
3年次	前期	
	後期	
4年次	前期	
	後期	

※ 認定を受けている課程ごとに記載すること。

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称						
		教職に関する科目			教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期	科目区分	必要事項	科目名称				
1年次	前期							
	後期							
2年次	前期							
	後期							
3年次	前期							
	後期							
4年次	前期							
	後期							

## 発達障害学生の指導・支援をめぐって - 「ユニバーサル支援」目指したチーム援助型 ネットワーク活動の構築 -

プール学院大学 教授 (学生支援センター長) 中 村 健

### はじめに

2007年に、文部科学省の「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」(以下「学生支援GP」と略す)に選定された大学のうち、発達障害学生支援をプログラムに盛り込んでいたのは、富山大学、信州大学、東北公益文科大学、プール学院大学の4大学であった。2004年に発達障害者支援法が成立し、その第八条に、大学が「発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をする」と明記されていたが、当時は、全国の大学に発達障害学生が何人在籍しているのか、どのような支援が有効なのか、まだ不明確であった。そんな中、4大学は、それぞれの事情から、大学教育において発達障害学生の支援が重要であるとの認識に至り、学生支援GPに応募したのである。それを機に、4大学の事業担当者は、相互に連携し、情報交換を重ねながら、それぞれの大学環境に即した支援体制および支援プログラムを開発してきた。

本学ではGP最終年度にGP活動を評価しながら、GP後を見据えユニバーサルデザインによる全ての学生を対象とした学生支援の方向に歩を進め、個々の学生ニーズに合わせたチーム援助型の修学支援を目指した。ここではその取り組みの過程を報告したい。

### 1. プール学院大学の概要

プール学院大学は、明治期に英国聖公会宣教協会によって大阪に設立された女子神学校をルーツに持ち、1996年に短期大学の英文科を改組転換して男女共学の4年制大学として開学した。教育理念をキリスト教主義と異文化間協働に置き、国際文化学部1学部のもとに、国際文化学科、英語学科、子ども教育学科の3学科ある。今日の若者のキャリア支援のニーズに応えるべく、2012年度より、国際文化学科と英語学科にキャリア支援教育を加えて発展的に統合させ、教養学科として発足する。大学組織として別組織になるが、同じ敷地内に、秘書科と幼児教育学科を備えた短期大学部がある。学生数は現在、大学、短期大学部それぞれ、663名、339名で、総計1,002名となっている。

本学が発達障害学生支援に先駆的に取り組むようになった要因の一つは、その教育理念にある。キリスト教主義は、マイノリティに対する支援を神への奉仕として積極的に位置づけている。異文化間協働は、異なった文化的背景を持つもの同士が、同じ社会に生きる者として認め合い、共に一つの社会を作り上げていくことを目標とするものである。両方とも、マイノリティの権利と文化の尊重に通じ、障害学生支援と親和性をもつ。そのため、本学は早くから障害学生を受け入れ、障害学生がキャンパスで共に学ぶことに積極的な意味を与え、障害学生支援を肯定的に評価してきた。

### 2. 学生支援GPにおける支援体勢と行き詰まり

学生支援GPは当初、以下のような方針を立てて発達障害学生支援に取り組んだ。

- ①発達障害等の理由で大学に支援を申請した学生を対象とする。
- ②個別の教育支援計画を立て、それに基づいて学生の支援を行う。
- ③学生のニーズにあわせて、カリキュラム外で、学習支援、ソーシャルスキルトレーニング、キャリア支援を柔軟に組み合わせる。

④学生支援室を支援の拠点として位置づけ、そこに専門のスタッフを配置する。

⑤発達障害学生支援活動の統括は、GP 運営委員会が行う。

発達障害学生に対する有効な支援プログラムを開発するために、本人・家族が障害を認め、支援について同意している学生に支援対象を絞り、専門スタッフが中心となって支援を実施した。そのような集中的支援プログラムを「特別支援」と呼んだ。

しかしながら、その計画はうまくいかないことがすぐにわかった。専門スタッフの目から見ておそらく発達障害による修学上の困り事があると思われても、障害の受容やカミングアウトを躊躇うケースが多く見られた。学生は様々な困り事を抱えていても、その困り事が「発達障害」によるものであり、「発達障害」という特性に応じた支援が必要だとはあまり認めたがらない。教職員の方でも、「発達障害」を前面に出して本人・家族と支援について相談することに躊躇する。そのため、本人・家族の申請を前提にして行われる支援は、なかなか広がらなかった。

こうした状況に対応するため、「特別支援」の前段階に「準支援」やカテゴリーを設け、「スタディスキル」と「コミュニケーションスキル」という個別指導ができる科目を組み入れてみたが、問題の根本的な解決には繋がらなかった。

その問題は発達障害の特性と深く関わっている。発達障害の特性は、多かれ少なかれ誰もが持っているもので、どこかで線引きするのは難しく、何が「障害」となるのかは環境との関係によって決まる。「発達障害」の診断は医師でしかできないが、その正確な診断は専門医でも難しい。にもかかわらず「発達障害」という診断や学生側からの申請がなければ支援できないとなると、学校教育現場における支援は容易に広がらない。「発達障害」の診断の有無よりも、学生がどのような困り事を抱えているのか、その困り事を軽減するために何ができるのかということの方が重要である。

しかし、診断よりも学生の困り事に焦点を置いて支援を行おうとすると、支援が必要なグレーゾーンの学生を多く抱えることになる。故に教職員一人一人が個々の学生の特性を理解して関わることができるような、全学的な学生支援ネットワーク体制の構築が求められるのである。

### 3. 学生支援における3段階の援助

学生支援には、筑波大学の石隈利紀教授が提唱する学校心理学における心理教育的援助サービスにならない、次の3段階があると考えている。3次的援助（課題解決の援助）は、即支援を要する学生に対して、具体的な解決の手立てを提示し、実行に移し、サポートしていくような援助である。2次的援助（予防的援助）は、課題をもつ可能性がある学生に、予防的介入によって課題や問題をくい止める取り組みを実施するものである。1次的援助（開発的援助）は、施設とマンパワー両面での環境づくりである。分かりやすい指示板や点字ブロックなどのような設備面における拡充整備と、発達障害に対する教職員や学生の理解を高めたり、学内のコミュニケーションの質を高めたりすることによって、学生の多様性に寛容なキャンパスを作っていくことがある。

何か問題が生じた後で対応策を組み立てていくだけではなく、問題を早期に見つけ早期に対応し、さらには、問題発生自体を予防できる環境づくりをも学生支援の範囲に入れるべきである。学生支援において緊急性が高いのは3次的援助であるが、2次的援助、1次的援助と裾野を広げることによって、緊急性が高いケースをも減らすことができると考える。

表1 学生支援における3段階の援助

1 次的援助(開発的) (課題発生予防)	すべての学生の状況を把握し、人的コミュニケーションの促進やPR、ハード面における環境づくりを行う
2 次的援助(予防的) (早期発見と早期援助)	課題をもつ可能性がある学生に、予防的介入によって課題や問題をくい止める取り組みを実施する
3 次的援助(課題解決的) (具体的支援とリハビリ)	即支援を要する学生に対して、具体的な解決の手立てを提示し、実行に移すと共に事後のリハビリテーションを行う

また、学生支援の主たる領域は、学習面、心理・社会面、生活面、進路面、健康面の5つに分けることができる。それらの5つの領域は、当然、学内の各部署との連携・協働が必要である。学生支援の主たる領域と部署との対応は下記の通りである。

表2 学生支援の主たる領域と部署との対応

領域	学習面	心理・社会面	生活面	進路面	健康面
部署	教務委員会 教務課 図書館	カンセリングルーム キリスト教センター	学生委員会 学生課	キャリアサポートセンター 入試広報センター	医務室

学内の各部署との連携・協働のあり方について、具体的な例を示そう。うつなどの精神疾患のために欠席が多い学生の場合、科目担当教員に学生の事情を伝え、欠席に対する配慮を依頼する必要がある。その場合、教務委員会・教務課と連携をして、科目担当教員に配慮文書を配布する。また、当該学生がクラブ活動に参加し、クラブ顧問やクラブ員にも理解を求めるとある場合は、学生委員会・学生課と連携し、クラブ顧問やクラブ員に事情を説明する。当該学生が普通の学生生活の中で、休息を目的に医務室を利用しているのであれば、医務室と連携する。当該学生が就職活動を行なう場合は、キャリアサポートセンターと連携を取り、精神疾患に理解のある職場についての相談に応じてもらう。すなわち、学内の各部署との連携・協働があることによって初めて、学生を具体的に支援することが可能になるのである。こうした連携をスムーズに行うために、後述するチーム援助会議（ケース会議）を有効かつ効率的に機能させねばならない。

#### 4. 学生支援 GP から学生支援ネットワークへ

学生支援 GP の取り組みを通じて得た知見の一つに、学生支援に必要なポイントがある。それは次の3つにまとめることができる。

- ①実生活における発達障害の理解
- ②個々の特性の理解
- ③実生活における過ごしにくさの理解

発達障害の基礎的な知識を持ち、個々の学生の特性を知り、過ごしにくさを知り、学生が学びやすいと感じられる環境を整えていくことが重要である。そのためには、個々の教職員が親身に学生の姿を真剣に眺め、学生の立場になってイメージする必要がある。それと同時に、学内における連携・協働のネットワークを構築する必要があると考え、それを実践、推進する要として、学生支援センターを設置した。

学生支援ネットワーク化を図るための方針として、次の4点を上げることができる。

- ①「特別支援」から「ユニバーサル支援」
- ②「情報の共有」から「行動の連携」
- ③「チューター制」を軸に
- ④「タテ」と「ヨコ」の関係を紡いだネットワークへ

学生の支援ニーズは多様で、手厚い支援が必要な場合もあるが、あまり支援を必要としない場合もある。また、一人の学生でも、ある時期は手厚い支援が必要であるかもしれないが、別の時期にはそれほど支援が必要でないこともある。支援ニーズは学生集団においても、一人の学生においてもグラディエーションがあり、それに対応できるシステムと態勢が必要になる。そこで、「ユニバーサル支援」という言葉を提案し、皆が過ごしやすい大学コミュニティをつくることを目指した。

学生本人、保護者、教職員のうち、誰であってもかまわない。ある学生の過ごしにくさについて学生支援センターに相談に来れば、「ユニバーサル支援」はスタートする。その中で、たくさんの支援がいる人にはたくさん、少しの支援でいい人は少しの支援—「いつも想っているよ」の気持ちを込めてにっこり笑うだけで大学生活を楽しんでくれる人は、それだけでよいわけである。

こうした支援のためには、単なる「情報の共有」でなく「行動の連携」が必要である。関係者が集まって情報を共有することは無論大切であるが、それで止まっているは有効な支援の手立てがそろわない。学生の現状を把握し、今より少しでもよい状況を生むには、どんなことを、どのくらい行うのがよいかを協議し、誰が、何を、いつ（まで）するのかを決めることで初めて、具体的な支援に繋がっていく。

個々の学生の具体的な支援策は、学生ごとに招集されるチーム援助会議で検討される。チーム援助会議のコアメンバーは、チューター、コーディネーター（センター長、学生支援コーディネーター、学生支援アシスタントのうち1～複数名）、事務職員であり、必要に応じて他の教職員が出席する。この会議では、援助シートを活用して、学生の課題を洗い出し、支援の方策を決め、支援の過程をモニタリングし、結果についての評価を行なう。もちろん、学生の個人情報保護については細心の注意を払い、情報共有のレベルを細かく設定し、守秘義務遵守を徹底している。

その場合、軸となるのが「チューター」である。本学では従来からチューター制を取っており、学生一人ひとりにチューターがいる。チューターは、学生の勉学から日常生活全般に亘る相談のり、アドバイスをする教員である。しかし、チューター一人だけで行う学生支援には限界がある。学習にしても、課外活動にしても、就職活動にしても、課題解決のためのよりよい支援は、学内の各部署との連携が必要である。そして大学が学生支援を組織的に取り組むには、大学のタテの関係、チューター→学科長→学長というラインと、ヨコの関係、学生課、教務課、キャリアサポートセンター等という各部署をつなげていかなければならず、そのタテとヨコの関係をつなぐ援助ネットワークの要が「チューター」ということにある。

もちろん、チューターの個性によって学生への対応が違うのは当然であるが、そのことによって全ての学生の受ける指導・援助の公平性や責任ある「教育的判断」に差が生じてはならない。そこで、情報を集約し個に応じた具体的な支援策を講じるチーム援助会議を開いて、これらの一貫性や整合性を図り、全ての学生が一定レベルの支援を受けることができるようチューターをバックアップし、学生支援のネットワーク化を図るのが学生支援センター活動の狙いである。

要回収



ケースカンファレンスシート

記入者 ○△

記入日 20××年×月×日

実施日 20××年×月×日14:00-14:45

次回予定

出席者 ○○、△△、□□、○△、□○

課題 取得単位が少ない

氏名	△□ △□	学習面	心理・社会面	キャリア	健康面・生活面
支援レベル	準支援				
学科・学年	国際文化2年				
学籍番号	A××××				
チューター	□□				

情報のまとめ	いいところ				バイトで交通費をまか なっている。
	気になるところ	・教職単位がとれてい ない	・バイト、友だち、大学 の優先順位がつけら れない。		小2に○○総合医療セ ンターでADHDの診断 を受けている。
	してみたこと		保護者面談をした。		

支援方針 この時点での  
目標と支援方  
針 知っているというレベルから認知に持って行く。  
三者面談をする。

支援案	支援の内容	・チューター、特別支 援コーディネーターが 本人と面談し、特別支 援授業を履修すること を勧める。 ・三者面談ができるよ うに本人と話をする。 ・教職は放棄するよう 指導する。	・ケース会議の結果を 郭先生に伝えて情報 を共有する。		
	誰が行うか	△△、□□	□□		
	いつからいつま で 行うか				

## 5. 学生支援ネットワーク化の活動体制

私達が提案した学生支援センターは、学内の理解を得ることができ、2010年4月に、学習支援室を自習室に移転し、既存のDVDやPC機能を併せて、「学習エリア」「PCエリア」「DVDエリア」の3エリアを統合する形で発足した。1年間の試行期間を経て、この4月より学生支援センターは、「カウンセリングルーム」を包含し、学生支援のネットワーク化の拠点として本格的に活動している。そこには、センター長、学生支援コーディネーター、学生支援アシスタント、カウンセラー、事務職員が配置されている。

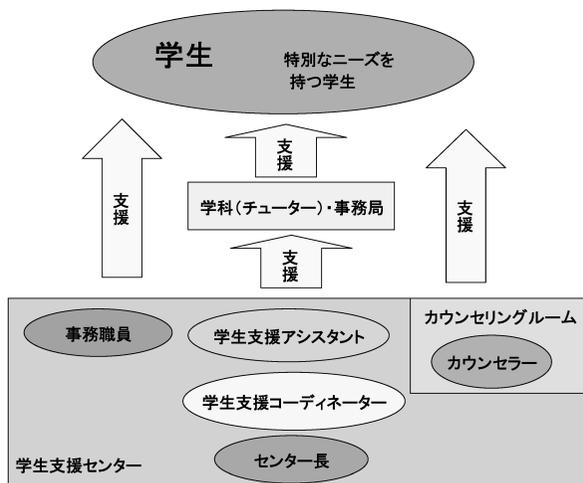


図1 学生支援センター

学生支援センターの運営管理のために設置された学生支援委員会は、2011年度より定例委員会として位置づけられた。委員会の構成員は、副学長、学生支援センター長、各学科長、学生支援コーディネーター、事務局長、学生課長、担当事務職員である。支援を受けている学生について学科長レベルでの情報共有を図り、学内の各委員会・各部署が学生支援のために連携できる環境を整備することが、委員会に課せられた役割である。

学生支援センターの運営実務は、学生支援委員会の下に設置されたスタッフ会議で協議される。スタッフ会議は、学生支援センター長、学生支援コーディネーター、学生支援アシスタント、カウンセラー、担当事務員らによって構成されている。今年度は、そこに学生相談室カウンセラー、医務室職員にも出席してもらい、大学生生活上困っている学生の情報を集約している。

2011年度より、発達障害の有無にかかわらず、何らかの援助を必要とする学生は学生支援委員会の支援対象としている。学生支援委員会では、「特別支援」「準支援」「見守り」というレベル分けをすることなく、個々の学生の状況に応じて、柔軟に支援内容を組み立てている。支援対象学生の推移は以下の通りである。

表3 支援対象学生数の推移

Type \ 年度	2007	2008	2009	2010	2011	のべ合計	
特別支援	2	6	4	3	(Type 分けを止める)	15	*「準支援」は2009年度より開始
準支援			1	3		4	*「見守り」は2009年度後期より開始
見守り			6	17		23	*「学生支援」は2010年度より開始
学生支援				23		58	*2011年度より全てを「学生支援」
計	2	6	11	46	58	123	

2011年前期、大学と短大とあわせて、支援対象学生は58名と、全学生数の5.8%に増加した。

## 6. 大学教育の改善につながる学生支援活動

もちろん、私達の活動には多くの課題もある。入学後学生が大学生活に不適應を起こしてから発達障害であることがわかるケースがある。卒業後の進路についてはまだ手探りである。私達は、「障害」教育から「生涯」教育へという発想の転換が必要だと実感している。高校から大学へ、大学から職場へ、個別の支援計画は生涯に続くものにして初めて、本人にとって意味のあるものになるだろう。しかし、学生支援センターが活動を展開していく中で、本学の中途退学者も減少し、学生支援センターは中途退学者予防につながる効果も持つと期待され、学生支援センターは本学にとって必要不可欠な部署であるとの評価を得ることができた。

他大学の教職員から「GP終了後もなぜ支援活動を継続できたのか」とよく問われる。GPの補助金が終了した後、多くの大学が事業を縮小したり、廃止したりしている。その中で、GP終了後に学生支援センター活動を本格化させている本学の姿勢は、ひととき異彩を放っているのだろう。

その答えは、ここまで述べてきたように、一人一人のを大切にしながらの少人数制のチューター性を軸に、ユニバーサルデザインを目指した学生支援ネットワークを組織化し、チーム援助会議を行って有効かつ効率的な支援を行い、全ての学生を視野に入れて生活しやすい大学コミュニティを目指した。これらのことが結果的に休学、中途退学の減少にも繋がったからだといえる。

何人もの教職員が、チーム援助会議で学生の課題について検討でき、一人で抱え込まずにすむので、ずっと楽になった、と話してくれた。複数の教職員の目での検討を通して、学生一人ひとりの特性の理解を深め、適切な支援方法を見つけることができる。結果として、個々の教職員が学生対応に苦悩することが減り、各々の専門性や特性が十分に活用され、相互に学生への関わり方の質と量を高めあうことに繋がる。その意味で、チーム援助による学生支援活動は教職員相互支援活動とも言うことができるであろう。このような協働関係を構築することができれば、教職員は学生支援について積極的に取り組むことができ、学生支援の観点から大学教育の改善を図ることができるようになる。その結果、大学教育の活性化も期待できるであろう。

## 参考文献

- プール学院大学 『発達障害を有する学生に対する支援活動 2008・2009年度報告書』2010
- プール学院大学 『発達障害を有する学生に対する支援活動 2010年度（最終年度）報告書』2011
- 中村健・松久眞美「発達障害学生に対する支援体制構築と支援の実際－私立大学編－」日本発達障害学会『発達障害研究』第33巻4号2011

## [研究報告]

# 発達障がい学生の指導・支援をめぐる －大阪産業大学の場合－

大阪産業大学 瀬島 順一郎

## 1. 本学の現状

現在本学の学生部で把握している発達障がいの可能性があると思われる学生で、対応を迫られている学生数は13名であるが、すでに数名は退学を余儀なくされている。内訳は次の通りである。

1 回生 発達障がい（解離性障がい・適応障がい・自閉症）4名（診断書あり）

教職課程履修

2 回生 アスペルガー症候群 1名（診断書あり）

アスペルガー症候群 1名（診断書なし）

聴覚障がい・アスペルガー症候群 1名（身体障がい診断書あり）

教職課程履修

3 回生 自閉傾向 1名（診断書なし）

てんかん（発達障がい 重複）2名（身体障がい診断書あり）

4 回生 発達遅滞 1名（診断書あり）

教職課程履修

自閉傾向 1名（診断書なし）

5 回生 適応障がい 1名（診断書あり）

てんかん（発達障がい 重複）1名（診断書あり）

大学院 アスペルガー症候群 1名（診断書あり）

教職課程希望

卒業生 広汎性発達障がい 1名（診断書なし）

教員免許取得

ADHD 1名（診断書なし）

アスペルガー症候群（診断書あり）

さらに加えて、確実に4、5名は在学していると思われる。しかし、この数はまだ氷山の一角であるともいえる。今後大学としてどのように対応していくかは大きな問題である。特別支援の対応をシステム化するためには施設づくりの他、専門的な人材がかなりの数必要となってくるため大学をあげて取り組まなければならないであろう。もちろん教員の負担も増大し、教員の研修もかなりの頻度で開催しなければならないであろう。大教室の200名、いや100名のクラスになると対応は不可能であろう。語学、演習、卒業研究などの少人数のクラスでまず学習や指導に著しい困難性をもった学生を把握し、その対応を具体化していく必要があると思われる。2年前から教職員を対象に2回の研修会を開催しており、学生部委員会では委員を対象に1回、工学部情報システム工学科教員に対して1回の研修会を実施してきている。

## 2. 基本的な指導の方向

従来のカウンセリングの基本である共感・洞察・内省などをベースとした精神内界に接近する方法はあまり効果が望めない。むしろ、教育的な指導、訓練、行動分析的な技法のほうが有効である。

①行動の指針となるルールを作り、提供すること。それにより見通しがつくと安心する。一日の無理のないスケジュールを一緒に作り実際に試す。

②日常生活の中で必要な具体的なソーシャルスキルを場面ごとに教える。

③周囲の刺激をなるべく少なくし、環境を自分の理解しやすいものに変えていく。

④心理的支援—本人がリラックスしていられる場所や時間の提供が必要、言い換えれば「居場所の

提供」ということになる。

- ⑤教員・カウンセラー・職員・保護者の連携が必要である。
- ⑥周囲の関係者に本人の特徴を伝え、理解してもらう。
- ⑦本人の力が発揮できるよう環境調整について、可能な範囲で協力を求める。

以上のような基本的な指導の方向と対策を軸に対応を試みている。発達障害を支援の対象に含めた特別支援教育が2007年から制度化された。しかし、まだ現状は十分ではない。

### 3. 対応の実際

現在月に一度の学生メンタルサポート連絡協議会が学生部長のもとで開催され情報の交換と対策を検討している。構成メンバーは「なんでも相談所」「各学部事務室」「教務課」「キャリアセンター」「教育支援センター」「保健管理センター」「学生相談室」「学生部」副学長である。平成21年度から付属高校との連携を図るため「附属高校教頭」を構成メンバーに入れた。さらに協議会の下部組織としてワーキンググループがあり具体的な対応措置を検討し実施している。以下にワーキンググループを構成するときの条件を列記する。

- ①なんらかの発達障がい診断書が医師によって提示され大学による支援を保護者、または本人から要請された場合
- ②医師による診断はないが、本人からの申し出により学修に著しい困難性がみられるため支援を要請された場合、保護者と相談の上支援体制を組む
- ③教員もしくは職員によって学生部・学生相談室・学部窓口・なんでも相談所などで相談の結果なんらかの発達障がい疑われ支援が必要と思われる学生に対して、保護者と本人と面談の上支援体制を組む
- ④支援開始に際しては、本人所属学科教員を含む大学関係者と本人と保護者がどのような具体的な支援を実施するかの詳細な検討を行う

以上のような基準を設けて、ワーキンググループにおいて具体的検討を経て支援体制を組んだケースは現在まで5例を数える。

#### 1. 事例

ここに挙げた事例はすべて本人と保護者に仮名での公表の了解を得たものであるが、訓練の実際とその結果の公表は教育現場で学生に関わる教職員にとってよき参考となり、発達障がいに対する無理解による二次障がいの発生を避けることに役立つものと考え公表したものである。また、今回の発表では特に教職課程を履修している学生について報告する。

##### ケース1

**A君 2010年卒業 教員免許取得 高機能自閉症の疑い 診断書なし**

**経過** 3歳の時、少し知的遅れを指摘された。母親はこれまで小中高と学校に何度も足を運び相談をしたり、援助をしたりと学校と連携を保ってきたが、大学ではどこにいていいのか分からなかったが大学から電話があり安心している。

父親は高校の物理の教師で同じく自閉傾向にありトラブルもあるので、母親は子どもの学校と夫の学校へ行くことも多い。母親は教職課程を取るのは無理と考えているが、父親がどうしても譲らない。A君はその後勉強することで知的能力もかなり上がってきた。9歳くらいまでに特別な訓練をすればかなり回復するといわれている。

##### 大学生活の問題点

友人ができずいつも一人である。ときどき研究棟の1階にある机と椅子でレポートを書いている。同じ学科のI君が自分と同じような性格なので、本心は彼と友達になりたいのだが、接近の仕方が

普通ではなく、耳に息を吹きかけたり、出席の時にI君はいません、と言ったりする。I君は嫌がっており何度も学生生活課に被害を訴えにきた。A君もそのたびに強く指導されても、やはりまた繰り返すようであった。教職科目の授業でも休むことなく出席しているが、ほとんど発言せず。発表も何をいっているのか理解できない内容である。教職課程の教員に他学生の名前をかたり「どちらかというと死んで欲しい」というメモを送りつけたが筆跡によって明らかになり、教員から嚴重注意を受けた。他学生の名前を使い、人を非難したり、嫌がらせをしたりする反社会的行為が教職課程を履修する学生にあるまじき行為であるため。教員は若干の叱責をしたがその意味を受け止めるだけの社会性を身につけていないように思われた。これまでに2次障がいでかなり傷ついているようである。しかし、それも何ら表現できないままであるが教育実習へ行くために母親も大学でも特別訓練を望んでいる。

**訓練 要点** 簡単な発表訓練から始めて、うまく行くと必ず褒める。

**訓練目標 1** 自己紹介をみんなに聞こえるように前を向いて声を大きくできるようになるまで訓練する。①はじめに自己紹介の内容の順番を考える ②その順番をホワイトボードに箇条書きで書き、ノートに写させる ③それを覚えさせ何度も繰り返す ④何名かの前で自己紹介の練習をする そのたびにちゃんと評価していく。拍手されると笑顔で喜ぶという反応が出てくる。

**訓練目標 2** ①授業指導案に基づき指導案を書かせる ②それを実際に授業形式で発表させる ③繰り返し練習し、直すところは分かりやすく指導する。例えば板書をまっすぐに書く練習 ④説明するときは生徒の方を見ながら話す練習 3平方の定理と証明についてはかなりできるようになってくる。

**訓練目標 3** 人と一緒に食事すること、相手と役割分担をしてお茶を運ぶ、トレーをもってくる、相手の食べ物が来るまで食べない、といった訓練をする。返事はいつも「うん」としか言わないので「はい」ということを何度も指導するが、親しくなると「うん」としか言わなくなる。

**結果** 4ヶ月間だいたい週1回のペースで訓練した結果、挨拶ができるようになり、表情が柔らかくなった。介護実習もピアサポートの役割を果たしてくれる学生をつけることによってトラブルを避け、無事終了した。

教育実習は地元の中学校で実施することになったが、実習担当の大学教員が事前に2度実習校へ行き、実習中の指導の注意点や本人の行動特徴などを知らせ協力体制を作った。また母親も熱心で、中学校と打ち合わせに参加した。教職担当教員が教育実習期間中2回の巡回指導に行くことによって、実習中授業の様子や担当教諭との情報を共有する。授業指導案を作るために担当教諭が夜遅くまで学校に残したことにより、母親が心配し、実習校に電話をかけクレームをつけるということがあったが研究授業も何とかやりとげ、実習終了時には生徒たちから色紙も贈られにこやかな顔で写った写真を持って帰ってきた。

**就労** 発達障がいの学生にとってもっとも難関となるのが就職である。アスペルガー症候群のような高機能自閉症の学生は筆記試験に合格する可能性は高いが、2次試験の面接でほとんど不合格になる。したがって面接訓練は必ず必要になる。

- ①服装 ネクタイの結び方
- ②姿勢と立ち方
- ③ノックの仕方
- ④挨拶と自己紹介
- ⑤志望動機
- ⑥質問に対する答え方

## ⑦会社概要の説明

などについての訓練を繰り返すが数社受験したがいずれも不合格であった。本人は大学院進学を望んだがやはり面接で一言も言わず、不合格となった。卒業後電子機器の組み立て工場にインターンとして半年働いたが正規社員にはなれず、再び大学のキャリアセンターに来るようになったが、地元の中小企業の工場での採用が決まり、現在働いている。

## ケース 2

### B 君 2 回生 教職課程履修 聴覚障がい・アスペルガー症候群

**経過** 聴覚障がいと、1つのことにこだわるアスペルガー症候群の傾向もあり重複障がいをもっていると考えられる。もとより聴覚障がいのため注意や興味の偏りができたのかもしれないが、知能に発達の違いはないようである。特に鉄道と将棋に関心が深く、何かという周囲のものを鉄道の話や将棋に巻きこもうとする。周囲が少し迷惑していてもそれを頓着することはない。自分の関心と興味の範囲に閉じこもりまわりの人を意に介さない。手話より口話のほうが得意ではあるが発音はよいとはいえない。訓練を開始して分かったことであるが、彼は自分の名前を正確に発音できないことが分かった。現在は発音練習や姿勢や礼の仕方の訓練をしている。保護者にも生活の中で気をつけるように指導しているが自宅ではやはり甘えがでるのであろう。保護者の生活における身辺自立の訓練も平行して指導をしている。また、本を読まないので本読みの練習が今後の課題である。鉄道と将棋については普通以上の力を発揮するので、あとは動機づけと訓練であろう。

### 大学生生活の問題点

1 回生のときは授業中に奇声を発することが多く他の学生や教員から注意されることが多かったが、入学前から保護者から相談があり、履修する授業担当教員に「配慮願い」を出していたため教室の前に座らせ静かにさせるようにして授業を受けさせた。また、ノートテイカーの学生も落ち着きのない行動や奇声にたいして注意するようにした。授業が始まる前に黒板の端に将棋の駒を書いたり、電車の駅名を書いたりする。黒板消しをクリーナーで綺麗にして、黒板消しの表面に黄色いチョークで「綺麗だよ」と書くのが常態化している。1 回生の後期から学生相談室で SST (ソーシャルスキルトレーニング) を開始した。少し落ち着きがでてきたようであるが、相手によって態度が異なり、訓練の効果が般化しているとはいえない。

**訓練 要点** 口話で名前と挨拶ができるようになる・礼儀・姿勢を正す

**訓練目標 1** 「なにぬねの」の発音と挨拶・丁寧語を使えるようになること。

**訓練目標 2** 姿勢を正しく挨拶をすること。

**訓練目標 3** 学んだことを実践すること、『大人のマナー常識』の本を何回かに分けて読み、要約をレポートすること。マナーを実践すること。

**訓練目標 4** 口話をもう少し訓練をしなければ、教育実習に行っても授業ができないが、週 1 回の学生相談室の訓練では習得はおぼつかないため、保護者に特別訓練を受けさせることにより、理解可能な話し言葉を身につけさせる必要がある。

**結果** 学生相談室での初めての訓練は、自分の名前を正確に発音することであったが、訓練時にはようやく分かるような発音をするが、次回来たときは全く元に戻っており、繰り返し練習することになる。ノックの仕方や挨拶・姿勢は正しくできるようになったが、長年の習慣的な姿勢の癖があるためなかなか健常者のようにはできない。本の要約もなかなかできずただ箇条書きに写すだけなので、やり直しをさせている。本人は 1 晩で全部読んだというが、「約束時間を守る」「遅れる時は必ず連絡する」といったことが本に書いてあっても行動として実践できない。部屋の上座・下座にこだわりを持ち「三方が襖の場合はどうなる」「床の間がなければどうなる」といった質問をする。また、電車の 4 人掛けのシートはどこが上座になるかということに執拗に関心を示す。本人は現在

コスプレに凝っていて、イベントに参加した時の写真などをもって来るが、スーツを着て、ネクタイを締めるという服装の礼儀をさせるため、先生のコスプレをしてみるということやってみるようであるが、どのような姿でくるかは不明である。

### ケース3

#### C君 4回生 教職課程履修 発達遅滞の診断あり

**経過** 入学時からクラブ活動のことでトラブルがあり、何らかの障がい疑われた。両親からの話では幼少時に知能に遅滞があるといわれ現在障害者手帳を所持している (B2) 本人は「自分は考えることに障がいがある」という。2回生からは友人ができ、一緒に行動することがあり、友人を通してC君の様子を聞くことができたが、3回生になり、友人もC君が言うことを聞いてくれないと言って離れていった。C君はすべき事の優先順位を決められないため、自分が好きなことだけを熱心にする。友人も今はこれをするべきだろう、とアドバイスをして聞かないため次第に離れていったようである。ほとんどの授業は欠席せずまじめに出るが、理解度については疑問がある。

#### 大学生生活の問題点

友人も前述のような理由で離れていくが、本人はあまり意に介さないようで相談相手がない状態でも授業には出席する。教育実習に行くことができる条件を満たしていないので今年の実習は不可となった。意味が分かる文章を書けないため、論述試験では単位を取れない。特に教職科目では単位認定が厳しいため主要科目の単位が取れない状態である。教職課程を履修するのは無理であることを教員がいくら説明しても理解しない。教育実習の事前指導である教育実習Ⅰの授業でも模擬授業ができず、教育実習に行くことができなくなった。次に模擬授業は3回生の後期に実施するが学内での模擬授業にいたるまでの訓練結果を示す。

#### 訓練 要点 授業訓練のため授業の要点を教え指導案を作成する

**訓練目標1** 教師の自立性、すなわち自分で調べて、授業内容を決めること、を指導し授業内容の要点を口頭で言わせる。

**訓練目標2** 作成してきた指導案にしたがって黒板を使い模擬授業をする。

**訓練目標3** 一度練習した授業内容を学生のいる教室で模擬授業をする。

**結果** 2回中学校社会の教科書で「関東大震災」の授業をするが、歴史の前後の原因と結果についての流れをまったく理解しておらず、歴史の授業は無理と考え、地理の授業をすることになった。しかし、2週間の準備期間を経ても指導案は進まず。模擬授業の日程を先延ばしにするばかりであり、アルバイトを優先させたり、ボランティア活動を優先させるので。厳しく日にちを決定し模擬授業「近畿地方」をするが、人口と広さを説明するだけで授業にならない状態であった。

教員が教育実習に行けないことを伝え、職業の方向転換を示唆しても子どもが好き、という理由であきらめようとしな。今年度の前期でも、取れなかった教職課程の授業を履修している。

#### まとめ

以上3つのケースについて指導の概要と訓練目標を報告したが、このような訓練をしてまでも何故教職課程を履修させるのか、という疑問を持たれる向きもあろうかと思う。確かに現時点での能力は、教職で求められるものには届かないかも知れないが、教育の場に身をおく者としては、学生・生徒の可能性を最大限に引き出すことが使命であると考え。足が不自由な人には車椅子マラソンがある。テニスだって車椅子でできる。これらの競技はいずれも可能性を追求したからなしえたことではなかったのか？いまや、パラリンピックは当たり前のことである。発達障がいの疑いがある学生が教職課程の履修に挑戦するということを妨げる理由は何もない。ハードルは高いが、その困難を乗り越えようとする強い意志があれば、これに応えるのが教育なのではないだろうか。教師の持つべき教養、社会性、専門性、自立性といった条件を満たすのは容易ではない。いずれも完璧な

現職教師もいない。とすれば発達障がいがあるからといって能力に偏りがあっても、それが欠格条件とはならないはずである。我々の試みはあくまで挑戦なのであり、それが教育の本質であると思うからこそその試みである。

#### 参考文献

1. 『よくわかる発達障害』 小野次朗・上野一彦・藤田継道 ミネルバ書房 2007年
2. 『発達障害の基礎』 有馬正高 監修 日本文化科学社 2004年
3. 『発達障害の臨床』 有馬正高 監修 日本文化科学社 2004年

# 阪神教協第1回課題研究会記録

記録者：近畿大学 杉 浦 健

## 第1部 教職課程認定大学実地視察校報告 質疑応答

四天王寺大学 八木氏

教育実習に関して指摘があったということだが、四天王寺大学では教育実習の評価シートを提出するように言われたが、そのような指摘はあったか。また履修カルテについて指摘があったかをお答え願いたい。

答え：履修カルテについて特に指摘はなかった。教育実習の評価シートについても、実習校で書いてもらう評価表を資料として送ったが、特に指摘はなかった。

教育実習に関しては、実習校から来た評価のばらつきをどう考えるか、大学でどう評価するかの質問があった。

関学 南本氏

教職担当教員が2名では少ないと言われたというが、学生の募集定員からすると足りているのではないか。

答え：13年度の教員体制では4名いたが、改組などで2名になったという事情があったこともあり、せめて1名は増やすようにとの指摘であった。

音大 大前氏

指摘したのは誰ですか？→ノーコメント

関大 原氏

更新講習について何か指摘はあったか。

答え：奈良では事情があり、奈良教育大学を中心に複数大学で連携して更新講習を行っている。そのため、ご協力ありがとうございますと言われたただけであった。

関大 原氏

四天王寺大学に本年度の実地視察の連絡がはいったということだが、他に本年度視察の対象となった大学があれば教えてほしい。

会場より答え：大阪芸術大学、神戸芸術工科大学、大阪商業大学

## 第2部 発達障害学生の指導・支援をめぐって 質疑応答

関大 玉田氏

一人目のケース、「教師にはなりたくない」ということだったが、なぜ教育実習を受けさせたのか。

答え：本人は父親に言われてしぶしぶ（教職課程を）履修していた。子どもは好きだが教師になるのはまだ考えていないということだった。

関大 玉田氏

それなら、どうして教育実習に行く必要があるのか。

答え：教員免許を取るということについては、父親との関係もあり、取らないといけないと考えていたようだ。大学側は、そういうことなら、やれるところまで協力しようと考えて援助を行った。大学教育の成果として教員免許を取ることは大事だったと思う。本人も成長したと思う。中学校の教育実習でも特に問題はなかった。後に TA としても活動できるようになった。

電通大 坂井氏

意見として、教員免許については、先々を見通して取っておくことが良いと思われる。また、教育に関する理解者を増やすという意味もある。発達障害の人の先生もいる。そのような先生も悩みながら教育を行っている。発達障害でも教員に向いてないわけではない。

質問したいことは、発達障害の二次障害に対して、それぞれの大学で取り組みがあるか。

中村氏答え：教育機関の人間であるということを自覚している。医療機関との連携が大事と考えている。連携のネットワーク（家庭、大学、医療機関）を大学内外で作っていくことが大事と考えている。

一例として、小中学校でいじめ体験を受けていた学生さんが大学に入ってから笑顔になったとの保護者からの話があった。またいねむりが多かった学生、抗鬱剤が強いのではとの考えを医療機関に知らせた。医療機関で薬の量を調節したところ改善があった。大学は学生のいろいろな情報を集められるという意味で役割があると思う。

瀬島氏答え：大学に来るまでに本人は傷ついていると思う。教職員対象の研修会を開いている。理解が一番必要。やめてしまった学生のお父さんが熱心な人で、LDの息子さんと周りの学生との連携、輪を作っていく方法を高校の時に実践していた。

大学院に進学した学生については、大学院に入ったとき、親御さんと呼んで、どのくらいまで周りの学生に知らせるかを聞いた。親御さんは周りに知らせてくださいとのことで研究室において学生に話した。

## 教育行政学の実践

近畿大学 小 口 功

### はじめに

大学の大量化が進行する中、学生の基礎学力の欠如、学習意欲の低下という問題は、私立大学の教職課程では避けて通れない課題である。現代の学生には、読書嫌い、人間関係特にコミュニケーションのスキルの欠落、忍耐力の欠如や社会問題への関心の低下傾向などが、以前の学生よりも顕著に現れている。一方で学生達は、携帯電話やコンピュータなどの情報通信機器の操作に習熟し、子どもの時に音楽やスポーツなどの習い事を体験して、特技を持つ者が増えている。このように時代の流れとともに生じた学生の特質の変化により、教職課程の授業も従来の講義のやり方を踏襲するだけでは、学生の集中力を維持しながら毎回 90 分程度の授業を行うことが困難になってきている。

### 1. 教育行政学の授業が特に困難な理由：原体験の欠如

#### (1) 教育行政学の授業に立ちはだかる困難

教育行政学の授業に限らず、現在私立大学の教職課程の講義（実践、演習は除く）においては、授業を行うに際し一般に次の①～④の問題を抱えている。そもそも授業を聴く気もない学生が多いので、教員が多少の努力をするぐらいでは、生き生きとした授業を行うことが困難になっている。従来の授業観を一新して、新たな発想で授業を再構築しない限り、授業崩壊の危機を免れない。

- ①キャンパスライフの中で、多くの学生にとって主な関心が、クラブ・サークル活動、友人関係、アルバイト、異性との交際など勉学以外の事柄にあり、そもそも授業への関心が低い。
- ②教員への就職を志望するといった、明確な意思がないのに、親に勧められたとか、とりあえず資格として教員免許を持ちたいといった消極的な理由で、教職課程を履修している学生が多い。
- ③これは学生に限ったことではないが、座学を行うのが年々困難になっている。科学技術の進歩などに伴い、さまざまなメディアが発達し、娯楽も多様化している。楽しい経験が増えれば当然、それとは逆に嫌なことを我慢すること、特に興味のない話を長時間座って聞くことが困難になっている。
- ④社会全体特に大都市圏では、例えば 24 時間営業の店舗（コンビニ、飲食店、ネットカフェ等）が増加して、社会全体の生活が夜型になっている。特に大学生は、夜間のアルバイト、テレビ等の深夜の視聴、飲み会などの娯楽行為（朝帰り等）を行うようになり、昼と夜の生活がひっくり返って、昼間の大学の講義に集中できなくなっている者が増えている。

これら以外にも、学生の生活の乱れ、大学での単位取得の容易さ、授業時間が 90 分程度と高校時代に比べて長いこと、学生の基礎学力の低下、活字離れなどが進んでいる。その結果従来型のオーソドックスな講義形式（テキストに沿って話を進めて板書するといったような）の授業では、学生の一部または多数が授業内容に集中できなくなっている。

#### (2) 教育行政学の授業が特に困難な理由①：原体験の欠如

また特に教育行政学の授業においては、教職課程の科目の中で、次のような問題を抱えている。そもそも人間は、自分が体験したことには興味を持つ。そして自分が体験したことに関する話は、自分の体験と脳内で瞬時に照らし合わせることで、理解が進む。

教職課程は、教員を養成するためのカリキュラムである。学生は教員になった経験がないので、教職課程で学ぶ内容の一部については、当然ながら実感が湧かない。例えば教育実習で授業を行う

際に指導案を作成するが、学生にとって教職課程の授業でいきなり指導案を作成しろと言われてもピンとこない。授業をした経験がないからである。この例のように教師の仕事の大部分は、学生にとって未体験のものである。だから児童生徒が見えない教師の仕事、特に職員室で行う仕事については、教職課程の授業で扱っても、受講生にはなかなかイメージが湧かない。

しかしながら学生は、幼稚園、小学校、中学校、高校と児童・生徒として、学校での生活を体験している。そのため例えば指導案自体に対しては具体的なイメージがなかなか湧かないが、授業自体や授業で学ぶ内容については、授業を体験しているので具体的なイメージが湧く。そのため教師の仕事の内、主に教室で行う仕事については、受講生にとっては分かりやすい。

このように教室や運動場など生徒が活動する場で行う教育実践の活動は、学生には実感を伴う。しかし職員室には児童生徒はなかなか入らないから、そこでの教師の職務についてはあまり分からない。ただし職員室の中での活動は分からなくても、児童・生徒は職員室自体を毎日見ているし、その前の廊下をよく歩く。だから教師が職員室で何か仕事をしていること自体は理解できる。しかしクラス担任の教師と違い校長の職務になると、校長と話し合う機会など大半の児童生徒にとっては皆無に近いし、校長室の中に入った経験もほとんど無い。だから校長の職務などに関しては、学生は全く体験がなく、イメージもしにくい。しかし教諭については、毎日授業を受けてきたのであるから、イメージが湧く。学生も担任の教師のイメージを、卒業後も忘れずに強く持っている。けれども校長については氏名も覚えていないだろうし、たまに行う朝礼で挨拶や訓示をした程度の記憶しかなく、しかもその話の内容などとっくに忘れていたものである。しかしそれでも、学校に校長がいたという記憶は残っているので、校長の職務について講義で話をしても、受講生には50歳台の白髪のおじさんといった程度のかすかなイメージは湧く。

### (3) 教育行政学の授業が特に困難な理由②: イメージが湧かない

ところが例えば教育委員会というと、学生には具体的なイメージが湧きにくい。教育委員会に足を踏み込んだ体験がないし、そもそも教育委員会がどこにあるかさえ分からない。そして自分が過去に体験せず、具体的なイメージがわからないことが原因となり、逆に誤った偏見やイメージが身につきやすい。例えば教育委員会では、偉くて頭の固いおじさんたちが、子どもの気持ちなどを無視して、形式的な規則を作って学校に命令するなどの、マイナスのイメージをもつ学生も少なくはないのではないだろうか。

大学生だけではなく学校の教員の場合でも、若手の教員の場合は日々の授業、指導、学級運営などに追われて、教育行政の仕組みに関心を持つ余裕はなかなかないかも知れない。また教育委員会と職務上やりとりするのは、主に校長、教頭、主任などの管理職の教員であろうから、一般の教員の中にも教育行政の仕組みにあまり関心を持たない者もいるだろう。それでも教育委員会が自分達を雇用して職務を管理するのであるから、特に公立の学校の教員にとっては、教育委員会などの教育行政機構の仕組みには少なからず関心があるし、それなりのイメージを抱いている。しかしながら教育行政機構に関しては、大学生には目に見える接点が全くない。教員志望の学生であっても、児童生徒を指導することや触れ合うことには強い関心はあるが、教育行政の仕組みには関心がない者も多い。

### (4) 教育行政学の授業が特に困難な理由③: 若者の政治離れ

また単に体験がなく、具体的にイメージが湧かないだけではない。近年の若者は、政治離れが顕著だと言われる。我々の学生時代は、衰退傾向にあったとはいえキャンパス内で若干の学生運動は行われていた。ビラが配られ、政治的な表現を記載した立て看板や掲示板がかなりあった。しかし現代の学生は、自分個人に関することには大変関心が強いのに、社会的なこと特に政治的な事柄への関心が低い。行政という領域にも当然関心が低い。教職課程の中で教育行政学は最も受講生の関

心が低い科目の一つに違いない。

このような理由で、児童生徒時代の原体験をもとに学生に授業を展開できる教職課程の中で、教育行政は例外的に、学生の興味関心を引きにくい科目となっている。だからこそ教育行政の授業の担当者には、授業運営に一層の工夫と努力が求められる。

## 2. 教育行政学の授業実践に関する具体的な条件

### (1) 近畿大学の教職課程

今回報告する教育行政学の授業実践は、近畿大学の東大阪キャンパスにおける、2011年度の前期及び後期に行った授業の報告である。そのため特定の大学における一つの授業の報告に過ぎない。教職課程のカリキュラムは国（文部科学省）の規定に従って行われるので、大学の授業の中では、各大学間の差異は少ない授業である。とはいえ教職課程のカリキュラムの中での位置づけや受講生の動機、学力なども各大学で多様である。そして各大学の裁量及び担当教員の裁量により、実際の個々の授業内容や講義の形式などは、一層多様である。だから今回の報告事項は、あくまでも近畿大学における特殊な事例である。そこでまず近畿大学の教職課程の特徴を次に述べる。

- ①近畿大学は広島、和歌山、福岡の3県にもキャンパスがあるが、東大阪キャンパス（法、経済、経営、文芸、総合社会、理工、薬、計7学部）と奈良キャンパス（農）の教職課程を、全学共通機構の教職教育部が担当している。なお奈良キャンパスでは、2011年度現在教育行政学は開講していない。そこで本報告では、近畿大学を近畿大学東大阪キャンパスの意味で表記する。
- ②教職課程履修者数は、入学年度により増減している。また学年が進むにつれて辞退者が増加する。2011年度の近畿大学の教職課程履修者は農学部を加えると、1年生907名、2年生624名、3年生479名、4年生357名である。京阪神の自治体の教員採用が増大しだした2004年度の入学生が、1,000名以上履修して教室に受講生が溢れる状況が出現したが、その後履修者は微減となった。しかし2009年度の入学生以降、また履修者が増加している。
- ③近畿大学における教員採用試験の合格者は、近年教員採用数の増加に比例して増加している。2011年の夏に実施された公立学校の採用試験では、現役（4年生、一部大学院生を含む）の合格者は延べ178名で、複数の自治体のダブル合格者を考慮すると実質100名程度になる。合格した校種は、中学校が大半で、あと小学校（1）が実質20名程度である。高校は少なく10名前後である。中学校の合格者の教科は、数学が一番多く、続いて理科が多い。残りの教科は、合格者が一桁である。なお中学校の社会科は、近畿大学で免許の取得者が一番多い教科ではあるが、現役の教員採用試験合格者は2011年夏の試験では、わずか1名にとどまった。特筆すべきは、近年まず合格者が出なかった高校の農業と商業で、2010年夏の公立高校の採用試験で新潟県の農業科に、2011年には和歌山県の商業科で、それぞれ1名合格者を出したことである。
- ④教職課程の授業の大半で、受講生の学部・学科の指定を行わない。そのため複数の学部の学生（結果として免許所得予定の教科も多様となる）が教室に混在して受講することになる。
- ⑤教職課程の開講日は、各教員の希望などにより、火、水、木が多い。また夕方から夜にかけての5時限と6時限の開講が多い。これは午前・午後の授業について、受講生が各学部の授業を主として履修するための配慮である。

### (2) 近畿大学の教職課程のカリキュラムにおける教育行政学の開講状況

近畿大学では、教員職員免許法施行規則に定める「教育の基礎理論に関する科目」の内、『教育に関する社会的・制度的又は経営的事項』の区分の科目として、教育社会学と教育行政学と比較教育学の3科目（全部2単位）を開講している。

学生はこれらの内から1科目履修すれば、免許取得に必要な単位が満たせる。一般にはこれらの

3科目から特にどれかの科目の内容に関心があって選ぶ学生は少なく、各学部の授業の履修との関係で、都合のよい曜日や時間帯に開講している科目を選ぶ傾向にある。2011年度は前期に教育社会学3コマ、教育行政学3コマと比較教育学2コマ、後期には教育社会学3コマと教育行政学4コマと比較教育学2コマを、近畿大学では開講した。同年度はこの領域で3科目合計17コマ開講した。内教育行政学は7コマで最も多い。3名の専任教員が分担して教育行政学の講義を担当しており、報告者は前期と後期にそれぞれ1コマ（木曜日の6限）を担当した。

### （3）教育行政学の受講生の状況

授業の進め方は、どのような学生が受講するかによって左右される。近畿大学の教育行政学の受講生にはおおよそ次の①から⑦に示す特徴がある。基礎学力に欠ける学生、勉学意欲に欠ける学生、目的意識に欠ける学生も多く、単に単位を取得すればいいと考えている学生が多く、授業は一筋縄ではいかない。

- ①受講生の学年は、前期は2年生、後期は1年生の受講が多く。全受講生の約3分の2以上を占める<sup>(2)</sup>。
- ②1年生の後期の段階では、将来の進路が未定な者が多く、教員への就職を強く志望する学生は少数派である。恐らく受講生の1割程度ではないだろうか。
- ③受講生の取得予定免許の教科は、中学校の場合、約4割が社会科（文科系の各学部）、次いで理科（理工学部）、数学（理工学部）の順で多く、英語、国語も一定人数はいる。また少数ながら美術、技術もある。それゆえ教職科目の授業（除く教科教育法）では、極めて多様な専攻と（取得予定免許の）教科の学生が、教室内に混在することになる。
- ④受講生の基礎学力の個人差は激しい。最近の私立大学の入学者の選抜は多様化している。AO入試、附属高校からの内部進学、スポーツ推薦などで入学した者の中には、高校での学習内容をあまり理解していない者もいる。また逆に、難関大学にも合格できるだけの受験学力の持ち主も受講生の中にいる。
- ⑤社会の出来事に無関心で、新聞を読まない、テレビのニュースも見ないという学生がかなりいる。
- ⑥教職課程の授業を、学部の専門科目の授業の学習の息抜きと考えたりする受講生も結構いる。
- ⑦夜型の生活、アルバイトやクラブ活動（特に運動部）の疲労などで、教職課程の授業を睡眠にあてる学生も一定数いる。

### （4）教育行政学の授業を行う上での制約

前述の受講生の実態と、教育行政という学生にはなじみにくい科目の性質上、周到な授業準備と工夫が必要となってくる。しかし事前に授業の準備を十分にしにくい次のような事情が、近畿大学の教職課程の授業にはある。規模が大きく学生数の多い総合大学ゆえの問題ともいえる。

- ①近畿大学では教職課程は希望する学生のみが履修し、しかも教職科目の授業は原則学年や学部を指定せず、学生が都合のよい時間帯に履修できるよう、同一科目を複数開講している。そのため、履修登録が終了するまで、受講者の正確な人数は分からない。当然ながら最初の3～4回の授業は、受講者名簿なしで授業をすることになる。そして当然受講生の学部も多様である。そのため受講生の興味、専門分野に応じた準備や工夫を、開講前の長期休暇例えば夏休みなどに前もって行うことはできない。
- ②近畿大学はマンモス大学であり、学生数が多く、授業の開講数も多い。さらに近年マスプロ教育への批判、カリキュラム改革、学部学科の増設などに伴い、授業の開講総数が増加傾向にある。そのため曜日や時間帯によっては授業の総数が増加して、教室が不足気味になる。その結果、机や椅子が移動式の教室や視聴覚機器が使用できる教室などを、希望通り使用することができない場合がある。
- ③教職課程の授業は、前述①に述べた事情により、受講生の人数を事前に予想するのが困難である。

しかしながら授業の教室は、受講者数をあらかじめ予想して割り当てられる。グループ討論をさせるために机や椅子が移動式の教室を希望しても、また視聴覚機器やスクリーンのある教室を事前に希望しても、実際の受講生が予想と大きく異なると、予定の教室が使用できなくなり別の空いている教室に回されることがある。その場合、施設・設備の希望がかなう教室に回されないことが多い。そもそも教室が不足がちなので、空いている教室には教員の人気がない設備が整わない教室が多く、チョークと黒板しか使えない場合も中にはある。

### 3. 教育行政学の授業における工夫

#### (1) 授業の目標

受講生の①低い基礎学力、②勉学意欲の欠如、③社会問題に対する関心の欠如を解消しないと、教育行政の授業が有意義なものにならない。つまり教育行政に関する基礎知識や問題意識を高めるためには、まずこれら3つの受講生の抱える問題点の解消をしないといけない。前述①から③の問題点のうち、半期1コマの2単位の授業で改善が期待されるのは、③の社会問題に対する関心の欠如である。そこで授業の目標を社会問題に対する関心を高めることにし、具体的には学生に新聞の記事を読み、テレビのニュースを見る習慣がつくように設定した。

また社会問題に対する関心の低さの原因は、将来の自分の生活について真剣に考えずに、今が楽しければいいと考える生活態度にもあると考えた。教育とは未来を創造する営みであるから、教育に関する関心は未来の自分を考えることで高まると考えた。

#### (2) 授業進行の方針

学生の実態に合わせた授業を行うために、次のような工夫を行うよう努力をした。

- ①受講生が興味を持つことしか教えない。いくら重要な事項であっても、受講生が全く興味を示さなければ意味がないし、貴重な授業時間の浪費になると考えた。
- ②教師が話しまくる一方的な授業はできるだけ避けて、受講生どうしで話し合う機会をできるだけ設けようとした。
- ③印刷教材（プリント）は、毎回の授業でその時間に使用するものを配布する。教員の立場からすると教科書を指定するか、全授業分のプリントを綴じて一括して配布する方が楽である。しかしプリントを配布したら、次週の授業に多数の受講生が持参しなかったということも、報告者は繰り返し体験した。教科書にいたっては、最初から購入しない受講生も多い。プリントを忘れて手もとに持っていないければ、プリントをみることができず、当然授業内容は分かりにくくなる。そこで煩雑ではあるが、プリント類は毎回授業で使用するものを、その都度授業中に配布することとした。
- ④座席は指定する。座席を指定しないと、特に大教室の場合後方の座席に受講生が集中して着席して、授業がやりにくくなる。座席指定のおり、できるだけ友人どうしを離して、私語を少なくする。
- ⑤授業内容は、必ず具体的事例を出して説明する。また映像を多用する。受講生の理解を高めるためである。

#### (3) 授業進行の手順

そして前述の方針に従い、毎回の授業で次のような工夫を行うよう努力をした。

- ①出席は点呼ではなく、座席の着席状況により確認する。出席確認に要する時間が短縮できる。
- ②板書は極力避け、プリント配布で説明した。プリントには空白欄を十分に設けて、必要な事項を記入させるようにした。板書を避けたのは、板書をする時間を省略したいからである。またノートを忘れる学生も結構いるので、その日に配布するプリントに記入させることにした。
- ③授業の導入は、必ず雑談等、学生が興味を持つ事柄から始めた。最初に授業内容（教育行政に関

する事項)を話すと、興味をなくして授業を全く聴かなくなる学生が多いからである。

- ④難しい用語、漢字の使用はできるだけ避け、分かりやすい表現で代替できる場合は、分かりやすい表現を用いた。例えば、「官僚」⇒「公務員」、「役所の職員」、「役所の幹部職員」
- ⑤重要な専門用語は、初出時に必ず定義を示した。例えば「中央集権」を、「国に決定権限が集中すること」と説明した。
- ⑥最初の頃の授業は、教師による一方的な説明で行った。しかし途中から、授業の最後の部分で、受講生を5名程度のグループ(グループは最後の授業までメンバーを固定した)に分けて、授業の内容に関する課題を与えて、グループ討論を行わせた。授業への参加意識を高めるとともに、授業の中で学生間の交流の機会を与えた。

#### 4. 教育行政学の授業で教える内容

##### (1) 教育行政の内容

教育行政学は、文字通り教育に関する行政の仕組み、内容などを扱う科目である。「教育」とは何か、そして「行政」とは何かを授業でまず定義する必要がある。ただし受講生は他の教職課程の科目も多数受講しているので、「教育」とは何かについてはあえて説明をしなかった。そこで「行政」とは何かについて、授業の中で随時説明を加えた。

##### (2) 行政とは何か

本来行政とは何かについて、授業の最初に説明するべきなのかも知れない。しかしながら、抽象的な定義を最初の授業に提示しても、かえって学生には理解が難しい。そこで行政という概念の主要な構成要素が何かということから考えた。もし行政の主要な構成要素を、法律、制度、組織、手続きのように理論的・抽象的にとらえて説明すれば、受講生には分かりにくい。あくまでも具体的に分かりやすい内容で説明するために、行政の主要な構成要素を①金、②人、③サービスの3点としてとらえて説明することとした。

##### (3) オソドックスな説明の仕方(「教科書無償性」及び「教科書検定」を例に)

例えば、「教科書の無償性」や「教科書検定」という、教科書に関する教育行政を教える場合で考えよう。まず①「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(1962年施行)」の規定に従い、②教科書の採択(学校で使用する教科書を決定すること)の制度についていきなり詳細を説明しても、受講生には分かりにくい。まして③公立学校で使用する教科書の採択の権限については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあり、④市町村立の小・中学校の採択の権限は市町村教育委員会にあるが、都道府県の教育委員会が決定した採択地区で同一の教科書を使用する、という具合に、オソドックスに③組織や④手続きについて延々と説明すれば、受講生の内どの程度の割合の者が理解してくれるか心もとない。

##### (4) イメージの湧く説明の仕方(「教科書無償性」及び「教科書検定」を例に)

上記のオソドックスな説明の仕方では、受講生が理解できれば幸いである。しかしながら現実の大学の教室、少なくとも報告者の授業の場合は、そのように事態が進行することは悲しいかなない。そこで、具体的なイメージを受講生が持てるように、①金、②人、③サービスについて、教育行政の内容を授業で説明している。

例えば「教科書無償性」、「教科書検定」については、①教科書1冊の代金はいくらで、出版社はいくら売り上げがあるか、執筆者の原稿料はいくらか、そして税金でどの程度負担しているかという、金に関する情報を提示する。②続いて、教科書作成や配布にかかわる人々、例えば執筆者、出版社の営業マン、そして教科書の採択にかかわる教育委員会の委員や、検定にかかわる教科書調査官について、つまり人について説明する。③そして教科書の無償配布という制度の存在や教科書が

文部科学省の検定で内容をチェックされていることを、最後に説明する。もし教科書無償や教科書検定に関する映像（ドキュメンタリーやニュース等）の資料があれば、視聴させる。こうすると少しは受講生の理解が進むかも知れない。

## 5. 教育行政学の授業の実践（2011年度後期を例に）

### （1）実際の教育行政学の授業

教育行政学の授業に関して、報告者は近畿大学において、2011年度の前期と後期にそれぞれ1コマ担当した。本報告では紙幅の関係から、後期の授業についてその概要を以下に記述する。

- ①開講時間帯：木曜日第6限（18時10分～19時40分）
- ②履修登録者：49名（内4名は最終レポートを提出せず、不受験扱いとした）
- ③単位取得者：45名；内100～80点24名、79～70点14名、69～60点7名、60点未満0名
- ④成績判定の方法：授業中のレポート2回（計40点）、最終レポート（計60点）、100点満点
- ⑤単位取得者（45名）の学部別内訳：法学部4名、経済学部3名、経営学部6名、文芸学部15名、総合社会学部3名、理工学部13名、薬学部1名
- ⑥単位取得者（45名）の学年別内訳：3年生1名、2年生8名、1年生36名
- ⑦単位取得者（45名）の性別内訳：男子37名、女子8名
- ⑧授業評価アンケートの結果

最後から2回目の授業にて実施。回答総数40名。10段階の総合評価で、受講者の平均値は8.7であった。なお今回近畿大学の全授業における総合評価の平均値は8.1であった。

### （2）授業内容の骨子（2011年度後期）

各回の授業の内容の骨子は次の通りであった。受講生の興味に合わせて、あらかじめシラバスに記載している内容と一部異なった内容を教えたが、大筋はシラバスに沿って行った。なお教育行政学で本来説明するのは、学校教育に関する事柄である。しかし少子高齢化の日本の今後を考えることは、行政を学ぶ際の重要な視点と考えた。そこで第10回、第11回、第14回の授業では、社会保障行政まで視野を広げて考えさせた。また最近の学生は、給与の額などの個人の収入について関心が高い。そこで教員の給与についても重視して、第7回から第9回までの合計3回の授業で、教員の給与に関する事項を扱った。

#### 第1回（9月22日） テーマ：日本の教育行政の中央集権的な仕組み

日本の教育行政が、国（文部科学省）⇒都道府県（教育委員会）⇒市町村（教育委員会）の3段階で管理・運営されていることを説明した。重要な事項の決定権は国にあり、学校の実際の管理運営は市町村が行っていることを理解させた。

#### 第2回（9月29日） テーマ：中央教育行政機構の業務

機構図をもとに文部科学省の機構とその業務を説明した。それから国の教育予算の支出内訳を説明し、予算支出の中で教員の給与の負担額が最も多いことに注目させた。また文部科学省の職員の年齢別構成や学歴なども説明し、世間のイメージと異なる文部官僚の実態も説明した。

#### 第3回（10月6日） テーマ：教育委員会の仕組み

機構図をもとに大阪府の教育委員会の機構とその業務を説明した。また教育委員会の職員の年齢別構成や職歴なども説明し、文部科学省の職員との違いを説明した。

#### 第4回（10月13日） テーマ：学級編成の基準

小学校の学級編成基準の変遷について説明し、教育予算の増額により学級の規模が小さくなり、行き届いた教育が行いやすくなることを説明した。そして学級編成基準を変えることで、教員の総

数が大幅に増減することを、計算問題の演習を通して理解させた。

#### 第5回（10月20日） テーマ：教員給与と国庫補助

義務教育費の国庫負担について、年表を配布してその変遷を説明した。日本では家庭への教育費や子どもへの奨学金よりも、主として教員の給与を負担して、国が義務教育を援助していることを説明した。また教員給与を下げて、その分貧困家庭の子どもへの奨学金に回すべきかどうか、グループ単位で議論させた。

#### 第6回（10月27日） テーマ：教員の採用

受講生の関心の高い公立学校の教員採用について、その仕組みと実態を説明した。そして教員採用試験の内容や合格の判定基準について、現行制度の問題点を探すようにグループ単位で議論させた。

#### 第7回（11月10日） テーマ：教員給与の水準

日本の職種別推定年収の表と教員給与の国際比較表とを配布して、現在の日本の教員の給与水準について相対的に説明した。そして現在の日本の公立学校の教員の給与が高いのか低いのか、グループ単位で議論させた。

#### 第8回（11月17日） テーマ：教員の待遇の改善

田中角栄が導入した「人材確保法案」<sup>③</sup>と教員の待遇の改善について説明した。また政治家田中角栄について説明して、行政における政治家の役割とリーダーシップについて考えさせた。

#### 第9回（11月24日） テーマ：年功序列の給与体系

教員給与体系の表を配布して、年功序列の給与体系について説明した。また計算問題の演習を通して、教員の生涯給与の試算等を行った。そして年功序列の教員の給与体系を維持するべきが、成果主義に基づく給与体系に変更すべきかどうか、それぞれの給与体系の長所と短所を比較させながら、グループ単位で議論させた。

#### 第10回（12月1日） テーマ：日本の子育て支援

日本の社会保障予算の内訳を分析して、子育て関連の支出が高齢者向けの支出よりも大変少ないことを説明した。また保育所に入れない待機児童の問題を説明して、日本の行政の子育て支援が貧弱なことを理解させた。またフランスの充実した子育て支援策を紹介して、子育て支援の在り方を考えさせた。

#### 第11回（12月8日） テーマ：年金制度

日本の年金の負担と受け取りについて、その仕組みを説明した。続いて世代ごとの年金の負担額と受け取り額が異なることを説明した。そして年金受給の世代間格差をどう思うか、グループ単位で議論させた。

#### 第12回（12月15日） テーマ：イギリスの教育改革

1980年代～1990年代にかけてのイギリスの教育改革を、共通なカリキュラムの導入、学校の自由選択と学区の撤廃、学校間の競争の導入、情報公開の徹底を中心に説明した。

#### 第13回（1月12日） テーマ：大阪の教育改革

現在計画されている橋本徹大阪市長（元大阪府知事）と大阪維新の会が提案している、教育基本条例の内容とその趣旨を説明した。続いて同条例制定に反対する人々の意見を説明した。そして橋本氏が提案する「教育改革」について、賛否をグループ単位で議論させた。

#### 第14回（1月19日） 最終回テーマ：若者の貧困

非正規雇用の増大、就職難、中途退職の増加、企業の倒産の増加、生活保護受給者の増加など、若者の雇用と生活の深刻な状況を説明した。そして大学卒業後の将来の生活を考えて、学生時代に何をなすべきか、受講生全員によく考えさせて、レポートを記入させた。

注

- (1) 近畿大学では小学校の教員免許の認可を受けていない。しかし姉妹法人の近大姫路大学の通信教育部と提携して、小学校教諭1種免許を卒業時に取得するプログラムを開設している。このプログラムの参加者と小学校教員資格認定試験の合格見込み者とが、4年生の夏に各自自治体を実施する小学校の教員採用試験を受験する。
- (2) 近畿大学では教職課程の教職科目については、1年生の前期では「教職入門」1科目の履修だけができる。この科目を関門としていて、この単位を取得した者が1年の後期から他の教職科目を履修できるようにしている。そのため配当年次を特に指定しない教職科目の場合、1年生の前期と2年生の前期に受講生が集中する。学生ができるだけ早く単位を取りたいと考えるからである。
- (3) 『学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法』(1974年2月25日 施行)

## 教職科目のFD活動

大阪音楽大学 大前 哲彦

### はじめに

教職科目のFD活動として科目毎に「受講して教職への意欲が高まったか、教職への視野が広がったか」に関する受講生アンケート調査を3年間に渡って実施してきた。その結果、教育学概論や教育心理学等の教育学系科目より音楽科指導法や音楽科教材研究(本学の独自科目として創作指導法、合唱指導法、リコーダー指導法、ギター指導法、邦楽指導法を開発開講している)といった実技系科目の方の優位性が実証された。

そこで、後掲の実技系科目の教育実践分析を行い、教育学系科目の授業改善に生かすことをめざした本学の共同研究について報告し、会員校の皆様の参考にしていただくと共に、ご教示をいただく場にしたと考えた。本論は、後掲の音楽科指導法と合唱指導法の教育実践分析であるが、ここでは、その前座として卒業学年の年度末の授業の中で実施してきた受講生アンケート調査結果の特徴と概要を報告しておきたい。

「教職課程を受講した結果、『教員を志望する意欲の変化』と『新しい知識を得て視野が広まったか』について、そのレベルに該当する番号に○をつけてください。」という設問で教育学概論、教育心理学、生徒指導論、道徳教育論、教育方法論、音楽科指導法、創作指導法、リコーダー指導法、合唱指導法、ギター指導法、邦楽指導法、教職入門セミナーⅠ・Ⅱ、教育実習の研究(集中講義)、総合演習、教職科目教員の授業外での情報、専攻実技の先生による情報、本学先輩・卒業生による情報、家族や友人による情報、介護等体験先での経験、教育実習先での経験、母校など(小・中・高)の学校や地域でのボランティア体験、その他(FA)に対して「強まった」、「少し強まった」、「少し弱まった」、「かなり弱まった」と「強く思う」、「少し思う」、「あまり思わない」、「思わない」という数直線の該当箇所○をつけてもらった。

A3用紙の両面を使った調査票で、その他には所属(学短区分)、専攻、性別、教職課程を履修した理由、教職課程履修に影響を与えた高校までの体験、在学中悩んだこと(専攻実技と教職課程学習との両立、勉学を続けるための経済的な面、勉学を続ける中での精神的な面・友人関係など、演奏活動や音楽研究に関する能力の限界、教員採用の受験、その他)、卒業後の進路、教員採用試験の受験状況に関する設問があった。

調査票の回収数は表1の通りであるが、大学4年次の終盤授業は専門実技の卒業試験と重なるために多くの欠席者がでる時期のために6割くらいの回収率になっている。

表1 調査年度毎の所属別回答者

	度数	所属			
		合計	大学4年	短大2年	科目履修生
8~10年度	合計	516	354	152	10
	2008	167	105	61	1
	2009	182	123	54	5
	2010	167	126	37	4
8~10年度	合計	100.0	68.6	29.5	1.9
	2008	100.0	62.9	36.5	0.6
	2009	100.0	67.6	29.7	2.7
	2010	100.0	75.4	22.2	2.4
P値		0.03...			

## 1. 開放制教師教育の典型大学としての立脚点の再確認

本学の特徴として開放制教師教育の典型大学と言えるのではないかと考えてきた。20年くらい前になるが、教職課程履修学生に対する調査研究で大阪教育大学の学生は1年次から教師を目指しているのに対して早稲田大学や中央大学の学生は教職課程の履修が始まる2年次であった。これらに対して本学の学生は3年次になっていたのである。この差は教職を目指す前に教科専門科目領域の学修に傾注している結果であると推定した次第である。

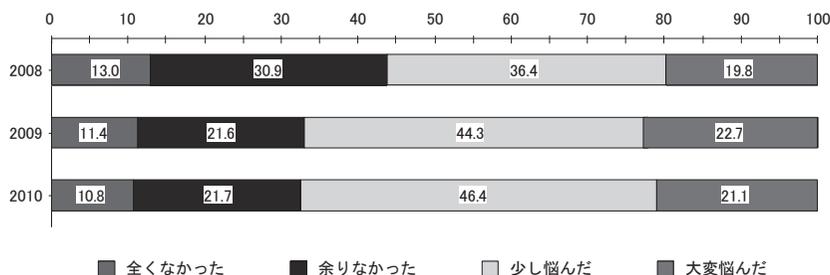


図1 年度毎の実技と教職課程との両立に悩んだ (P=0.3557)

今回の調査において本学の特徴を実証できた。図1に示すように専攻実技と教職課程学習との両立に悩んだと6割前後の受講生が答えている。そして図2に示すように演奏に関する能力の限界に「大変悩んだ」受講生が教育学概論の受講によって「視野が広がったと強く思う」率が有意に多い(0.5%の危険率で有意差を検出)わけである。

戦後の開放制教師教育は、教育専門大学以外の多様な専門領域のアカゼミックな学修を経た者にも教職への門戸を開くことによって多様な人材を学校教育に導入しようとしたわけであるが、法学部や経済学部で学ぶ学生が、アカゼミックに法学や経済学を学ぶのは大学院に進学した段階からであるのに対して、本学の学生は学部段階で演奏家をめざしたり、そこまでいなくても卒業演奏に向けて精魂を傾けている。この過程において演奏の能力の限界に悩みながら、それまで学んできた音楽を生かす道として教職をめざすようになるわけで、教職課程履修者も卒業演奏には目の色を変えて取り組んでいる。

以上のように本学の教職課程に対して開放制教師教育の典型大学としての社会的意義を再確認し、その固有性を大切にしながら教職課程教育の充実に取り組んでいきたい。

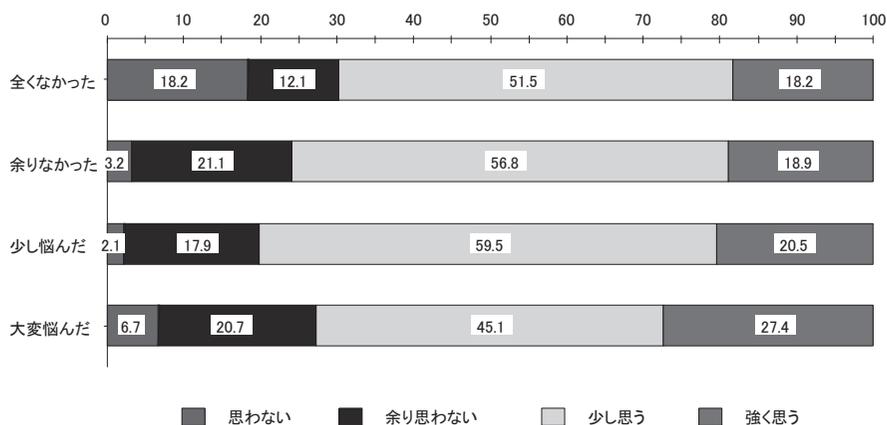


図2 演奏に関する能力の限界に悩む体験毎の教育学概論(視野) P<0.005

## 2. 教育学系と音楽系教職科目の比較

### 1) 教職への意欲が高まった率の比較

図3は、教育学概論を受講して教職への意欲が高まった経年比較のグラフである。「強まった」が15%弱で、「少し強まった」が50%から65%まで順次に増加している。この増加は、この間の受講生アンケートを踏まえたFD活動の成果ではないかと受け止めている。79.1%が教職への意欲が強まったと答えているわけであるから良いとして、今後は「強まった」という評価の増加を目指すことになる。なお、断らない限り集計は、学部と短大を合併して行っている。

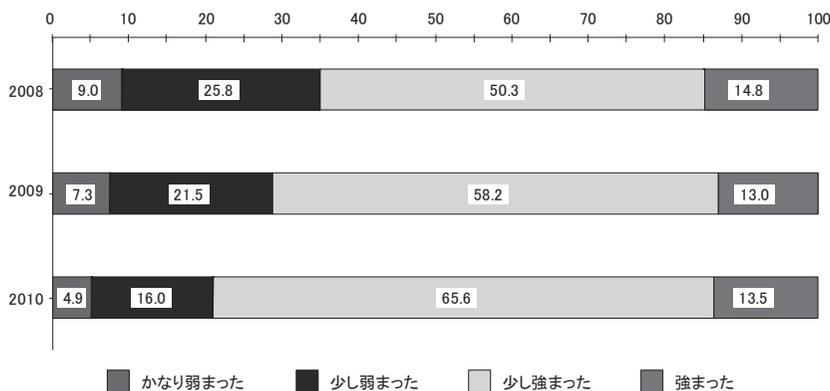


図3 教育学概論を受講して教職への意欲が高まった経年比較 (P=0.1701)

次に図4は、教育心理学の場合を示している。やはり「強まった」という評価は、16%前後にとどまっている。年度による多少の増減は、教育学概論の場合も同じであるが、学部と短大の担当者の相違とか担当者の変更とかの要因を含んでいるからと推定される。

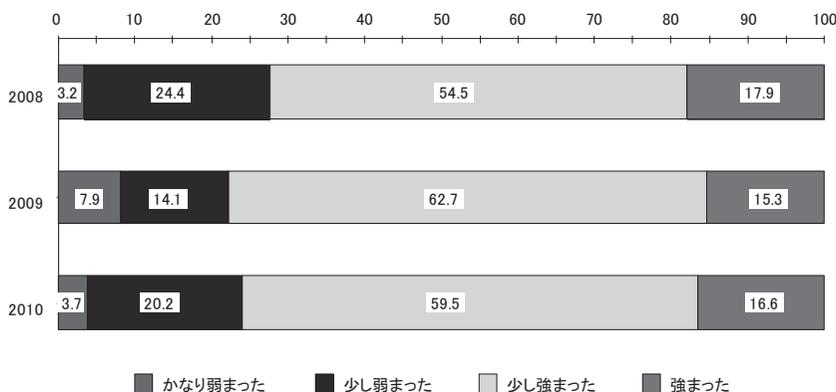


図4 教育心理学を受講して教職への意欲が高まった経年比較 (P=0.1073)

図5は、生徒指導論の場合を示している。生徒指導論はIとIIに分かれているが、合併しての評価になっている。この場合は、「強まった」が30%を超えており、「少し強まった」を含めると9割を超える評価になっており、上記の2科目の評価水準を明らかに超えている。この要因であるが、生徒指導論Iの担当者は、中学校教諭の長い経験を踏まえて研究職に転入してこられた方で、その属性に起因しているのではないかとこの仮説を持っている。生徒指導論IIの担当者は、ロックバンドで持ち、音楽系の学生の問題意識に合わせた講義ができるからとも考えられるが、不思議なデータも出ており、今後の分析課題である。不思議なデータというのは、教員採用試験について受験した・

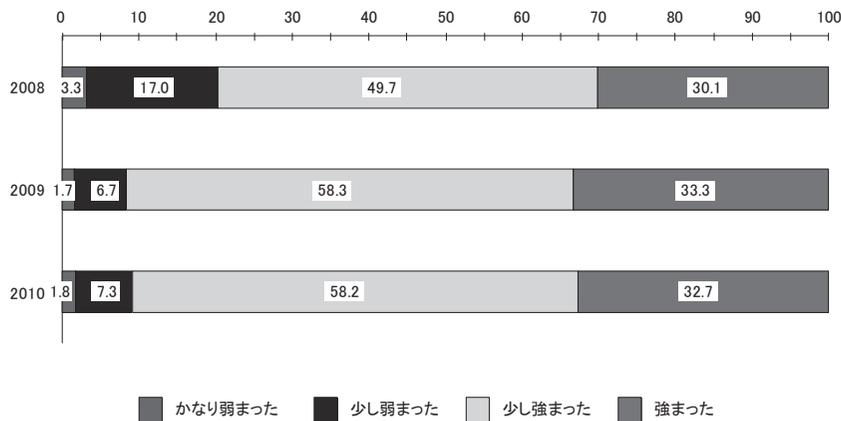


図5 生徒指導論を受講して教職への意欲が高まった経年比較 (P<0.05)

合格した・来年受験・合格するまで毎年受験・幼稚園・小学校・(特別)支援学校などの免許も取りたいと回答した「教職への意欲」群と受験を考慮中の群、当面受験しない群を比較した場合、他の科目にあつては意欲が高まったとか視野が広がったという回答率は上記3群がきれいな階段状になるのに対して、該当教員が担当している短大の教育学概論の場合であるが、視野が広がると「強く思う」という回答が当面受験しない群の43.4%から教職への意欲群の32.7%まで順次に減少しているのである。P値が0.5266で有意差が検出されていないので今後の調査研究の課題にしたい。

問題は、中学校教諭の長い教職経験の意義についてである。図6は、短大の道德教育論のデータであるが、経年比較において2008年度とその後の間に1%水準の危険率で有意差が検出された。実は短大の改組に伴い教職課程の再課程申請をしたわけであるが、現場経験のある教員が業績不足を指摘され、業績書の作り直しの作業をしていたにもかかわらず、万が一を考え、業績を持っている教員への担当替えを許してしまった。念のために道德教育論を受講して視野が広がったという項目のデータを図6-2に掲載しておく。この場合は、いっそう明瞭な結果を示している。これらのデータは、本学における上記の対処の間違いと課程審査の問題性を告発するデータである。

筆者は、2年生段階では教職への進路が決まっていないので教職に狭く焦点づけないことを意図的にやってきた。教育心理学のシラバスには音楽教育学の基礎理論というサブタイトルまでつけ、子どもにピアノを教えるという具体的な事例を取り上げて、受講生全体の関心を引く工夫をしてき

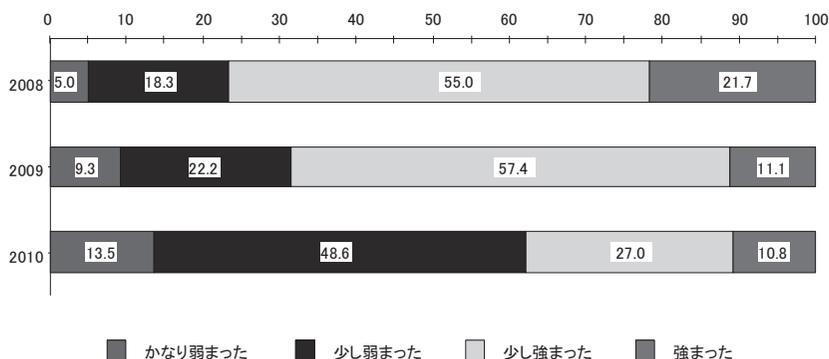


図6 短大の道德教育論を受講して教職への意欲が高まった経年比較 (P<0.01)

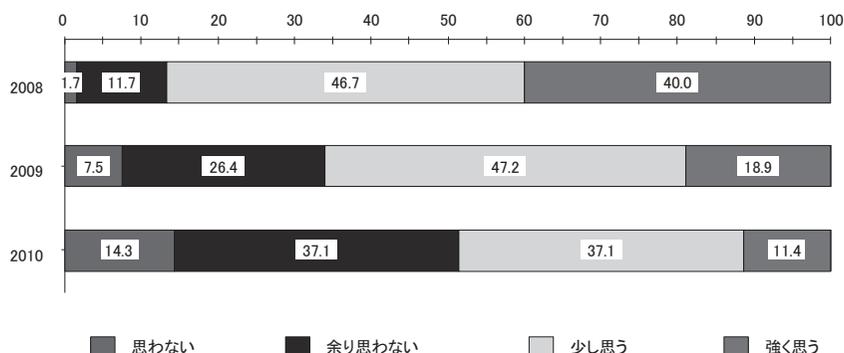


図 6 - 2 短大の道德教育論を受講して視野が広がった経年比較 (P<0.005)

た。これが間違いというわけではないが、小・中学・高校の現場を踏まえるということの重要性が示唆されたように考えている。もちろん不思議なデータが出ているケースも含め、担当教員の授業力の高さと言ってしまえば終わりであるが、授業力を構成する要素の解明が重要で、その一つとして学校現場の教育実践を踏まえるということを再確認した次第である。

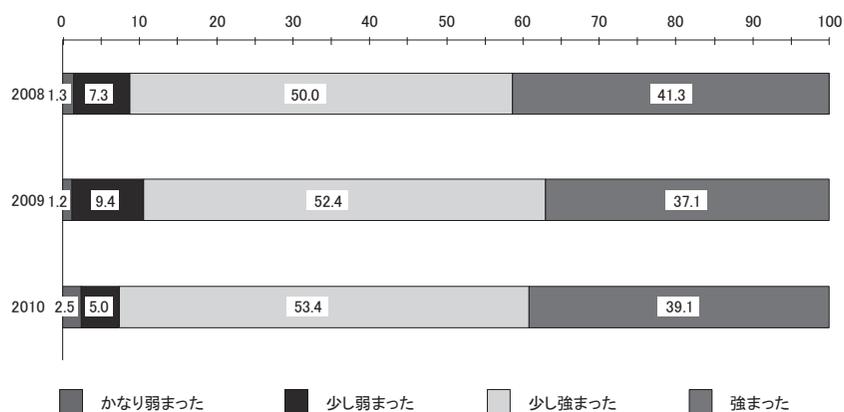


図 7 音楽科指導法を受講して教職への意欲が高まった経年比較 (P=0.7049)

次にいよいよ音楽系科目であるが、図 7 は、音楽科指導法の場合である。このように受講して教職への意欲が「強まった」と答えている受講生が 4 割前後を占めており、「少し強まった」を含めると 2010 年度では 92.5% になっている。教育学概論や教育心理学、生徒指導論の場合は、それぞれ 79.1%、76.1%、90.9% であるから、極論は避けるにしても受講して教職への意欲が「強まった」割合は明らかに多いと言えよう。その要因を分析するのが後掲の本論である。

図 8 は、音楽科教材研究（創作指導法）のデータである。創作指導法というのは作曲を念頭に置いた科目であるが、受講して教職への意欲が「強まった」と答えている受講生が 4 割前後を占めており、「少し強まった」を含めると 2010 年度では 92.5% になっている。

図 9 は、リコーダー指導法のデータである。やはり受講して教職への意欲が「強まった」と答えている受講生が 47.7% を占めており、「少し強まった」を含めると 2010 年度では 93.8% になっている。

図 10 は、ギター指導法のデータである。受講して教職への意欲が「強まった」と答えている受講生が2割台で、「少し強まった」を含めると2010年度では84.4%になっている。

図 11 は、邦楽指導法のデータである。受講して教職への意欲が「強まった」と答えている受講生が3割前後で、「少し強まった」を含めると2010年度では86.8%になっている。

音楽系科目に対する評価の高さは、小・中学・高校時代における音楽教育体験を想起しながら、自分が先生になった場面を想像しながら「これは使える！」と受け止められる所にあると推定しているが、図 10 と図 11 に示す科目の評価が相対的に低いのは、小・中学・高校時代における音楽科授業にギターや邦楽器を使うことが少なかったために、「これは使える！」という受け止め方にならないからではないかと推定される。

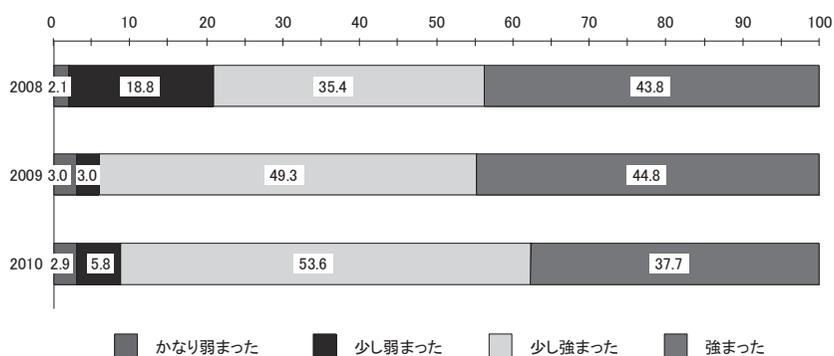


図 8 創作指導法を受講して教職への意欲が高まった経年比較 (P=0.0640)

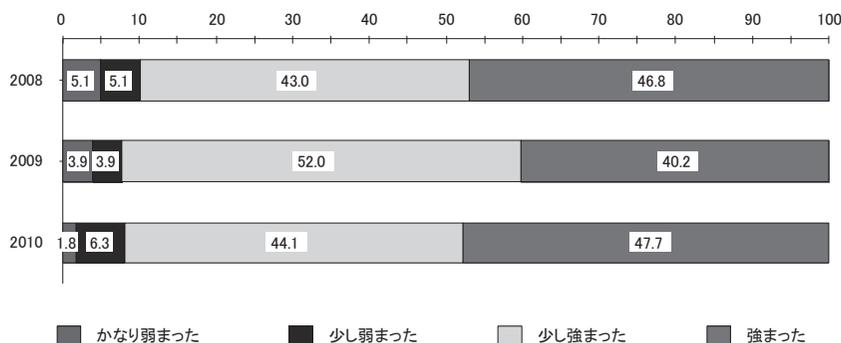


図 9 リコーダー指導法を受講して教職への意欲が高まった経年比較 (P=0.6910)

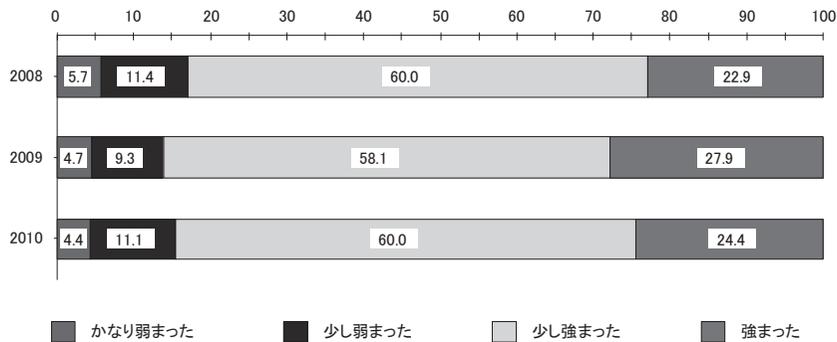


図 10 ギター指導法を受講して教職への意欲が高まった経年比較 (P=0.9988)

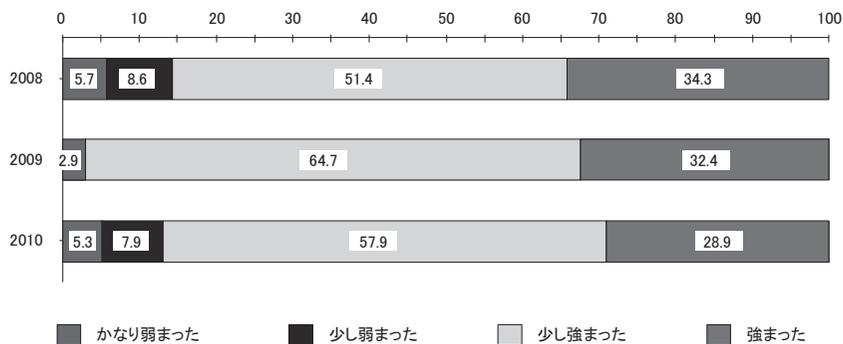


図 11 邦楽指導法を受講して教職への意欲が高まった経年比較 (P=0.6996)

## 2) 新しい知識を得て視野が広まった率の比較

今回の報告は、2008年度からの調査を取り上げているが、それ以前の調査では視野の広がりに関する調査項目はなかった。教育学系科目に対する評価が低くなるのは、音楽大学の教職課程だからやむをえないと考えていた。学生が音楽に意欲的になるのは自明のことと受け止め、設問が教職への意欲の高まりを聞くものであるにもかかわらず、意味を取り違えて単に音楽系科目で楽しめたと答えていると解釈していた。しかし、そのような受け止め方では、教育学系科目の授業改善につながらないと考え、教育学系科目に適合した評価指標として「新しい知識を得て視野が広まったか」という項目を新たに追加した次第である。

図 12 は、教育学概論を受講して視野が広がったという項目の集計結果であるが、2割を超える受講生が「強く思う」と答えている。図 3 に示していたように意欲が高まった項目では 15%弱であったので少し評価を高めているのは期待通りであった。

しかしながら図 13 の音楽科指導法のデータを見ると 4割前後が「強く思う」と答えているように新しい指標においても格差が歴然としているのである。念のために創作指導法の場合を図 14 に、リコーダ指導法の場合を図 15 に示しておくが、いずれも 4割前後の受講生が「強く思う」と答えており、5割を超える年度もある。そこで、後掲の音楽科指導法と合唱指導法の教育実践分析に注目されたい。

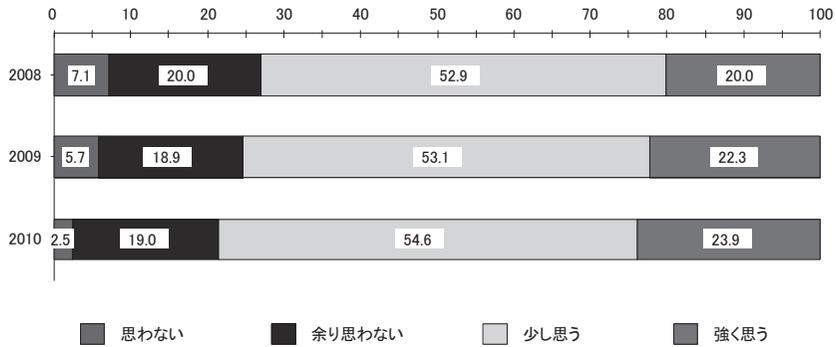


図 12 教育学概論を受講して視野が広がった経年比較 (P=0.6400)

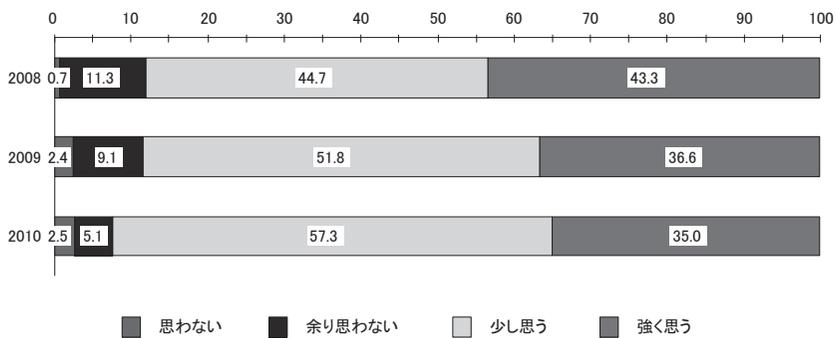


図 13 音楽科指導法を受講して視野が広がった経年比較 (P=0.1528)

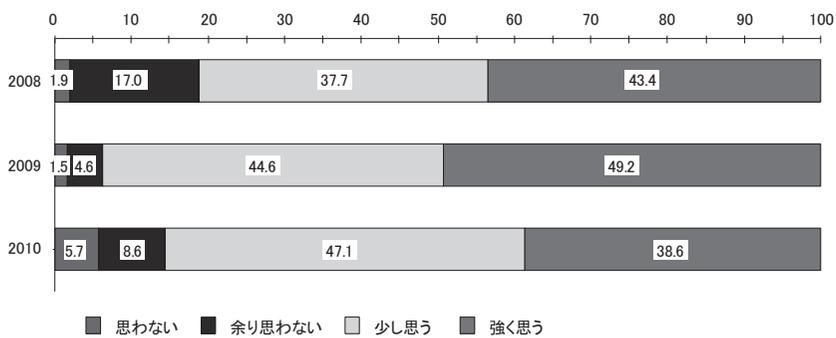


図 14 創作指導法を受講して視野が広がった経年比較 (P=0.2019)

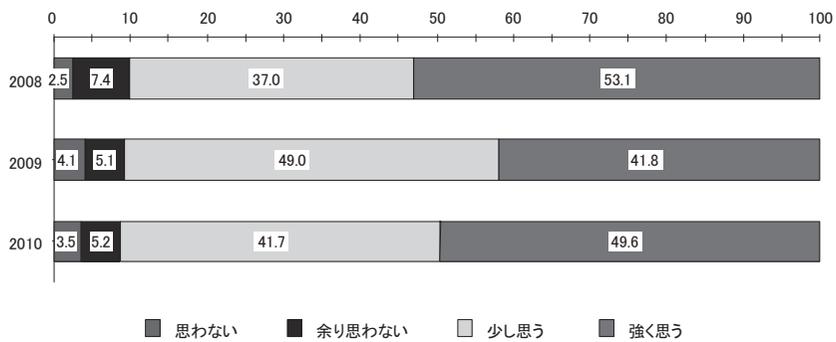


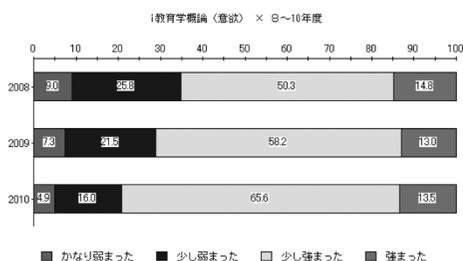
図 15 リコーダー指導法を受講して視野が広がった経年比較 (P=0.7230)

# 音楽科教材研究（合唱指導法）の実践分析

大阪音楽大学 喜多 忠 政

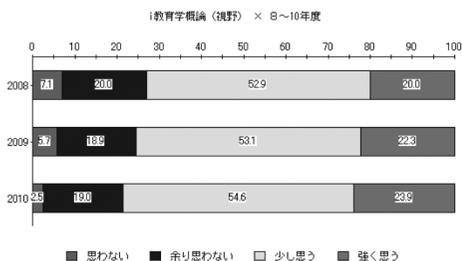
## はじめに

教育学系の「教育学概論」について8～10年度の経年変化グラフから、図1では「意欲の強まり」を、図2から「視野の広まり」をどれだけ感じたかを集計したものである。FD活動として年度を経るごとに授業改善も進み「少し強まった」「強まった」の項目に増加が見られる。



		教育学概論(意欲)					
		比率(%)	合計	かなり弱まった	少し弱まった	少し強まった	強まった
8～10年度	合計		100.0	7.1	21.0	58.2	13.7
	2008		100.0	9.0	25.8	50.3	14.8
	2009		100.0	7.3	21.5	58.2	13.0
	2010		100.0	4.9	16.0	65.6	13.5
P値			0.1701				

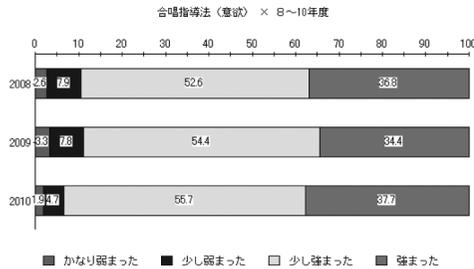
図1 教育学概論（意欲）8～10年度



		教育学概論(視野)					
		比率(%)	合計	思わない	余り思わない	少し思う	強く思う
8～10年度	合計		100.0	5.1	19.3	53.5	22.1
	2008		100.0	7.1	20.0	52.9	20.0
	2009		100.0	5.7	18.9	53.1	22.3
	2010		100.0	2.5	19.0	54.6	23.9
P値			0.6400				

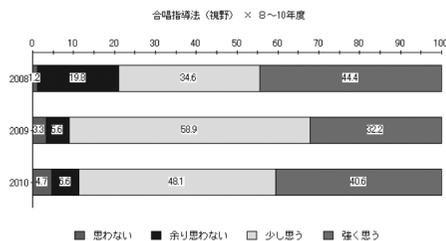
図2 教育学概論（視野）8～10年度

次に音楽系教職科目のひとつである「合唱指導法」について図3、図4でみると、8～10年度の経年については上述ほどの顕著な変化は見られない。が一方、3カ年全体にわたり（意欲が）「少し強まった」「強まった」を合わせたもの及び、（視野が広まった）「少し思う」「強く思う」を合わせたもので「教育学概論」と「合唱指導法」とを比較してみると明らかな差がみられた。この点については他の教育学系科目と実技系科目においてもほぼ同様の傾向がみられた。



		合唱指導法(意欲)					
		比率(%)	合計	かなり弱まった	少し弱まった	少し強まった	強まった
8～10年度	合計	100.0	2.6	6.6	54.4	36.4	
	2008	100.0	2.6	7.9	52.6	36.8	
	2009	100.0	3.3	7.8	54.4	34.4	
	2010	100.0	1.9	4.7	55.7	37.7	
P値		0.9546					

図3 合唱指導法（意欲）8～10年度



		合唱指導法(視野)					
		比率(%)	合計	思わない	余り思わない	少し思う	強く思う
8～10年度	合計	100.0	3.2	10.1	47.7	39.0	
	2008	100.0	1.2	19.8	34.6	44.4	
	2009	100.0	3.3	5.6	58.9	32.2	
	2010	100.0	4.7	6.6	48.1	40.6	
P値		0.0036					

図4 合唱指導法（視野）8～10年度

そこで、この「合唱指導法」について受講生にそのような意識をもたらしているものは何かを探ってみることにする。

### 1. 演習の要素を主体にした授業形態

基本的に講義を主体とする科目に位置付けてはいるものの、中学校・高等学校の教科書を中心とした教材によって演習の要素を主体にした授業形態をとっている。本学では学生参画型授業と位置づけているが、以下においてはわかりやすいように講義の中の演習の要素の部分を「演習」と表記している。その際、中高の学校現場における被指導経験を基に予想される生徒の状況を具体的に示し、指導の在り方を明確にしている。

自画自賛になっては不本意であるから再確認しておきたいことは、学生の参画型授業展開を可能にしている最大の要因が、受講生人数の問題であろう。教育学系教職科目の場合は、50人から60人、多い場合は80人というクラスもあるが、選択必修科目である合唱指導法の場合は、多くて30人、例年は20人前後である。

### 2. ア・カペラ合唱（無伴奏）を重視した演習

ア・カペラ合唱（無伴奏）を重視した演習により適度な緊張感で学生のレベルでも充分楽しめる授業内容にし、教材の難易度を中高レベルに設定することによって音楽的な専門技術には余裕があると同時に専門の合唱実技では取り上げられない教材を使うため新鮮な教材開発として視野を広げていると推定される。

### 3. 生徒が目の前にいることを想定した模擬授業

使用する教材によっては「伴奏法」や「指揮法」などを生かした指導演習を行うことができ、しかも、前後に実施される教育実習においては生徒を相手にした実体験を行えることから学びの定着

度が高い。

使用する教材によっては「伴奏法」や「指揮法」などを生かした指導演習も行うため、受講期間中に実施される教育実習においては生徒を相手にした実体験を行えることから学びの定着度が高い。

「ウォーミングアップのためのストレッチ体操指導」「楽曲演奏の指揮や指導」「ピアノ伴奏の方法」について生徒が目の前にいることを想定した模擬授業を受講学生自らが授業内で行っている。

#### 4. 未経験の音楽活動が新しい発見

合唱のスタイルとして同声合唱や混声合唱を取り入れて行っている。受講学生の中には自らの中高時代「生徒としての経験」上からは男子校または女子校を出身母体とする学生が存在する。彼らにとっては未経験の音楽活動を行うことになり、指導対象の想定に新鮮味を与えていると考えられる。

#### 5. 指導する側の立場や姿勢についての改めての気づき

本学への「入学動機」及び「教職課程履修動機」には中高時代の「恩師を尊敬して」というものが多くを占めているものの、「望ましくない授業を受けてきた」という反面教師によるものもある。学んできた中高時の生徒としての体験を踏まえて、それとの対比によってより広い分野や領域、指導形態の多様さを新たに知り、指導する側の立場や姿勢に改めて「気づき」を生んでいると推定される。

#### おわりに

以上の考察を補足するために受講した学生の声を紹介しておきたい。最終授業時に無記名で自由記述したものである。

- 実際、現場に行ってしまうと、想像していなかったことの連続でしたが終わった後に、この授業を受けていなかった人と話していると、私たちがこの授業で聞き、当たり前と思っていたことがそうでなかったり、授業を進める注意点など、やはり意識していないうちにこの授業が身になっていたと気づきました。
- 今まで習ったことのない合唱曲をたくさん知ることができてよかったです。一つの曲を生徒に教える上での男性パート女性パートの細かい指導の仕方も教えてもらえて良かったです。
- 今まで自分勝手な指導をしていたことに気づき、どこまでも子ども主体の指導をしないといけないと学びました。限られた時間の中で、いかに効率良く進めるか、その方法が知れて良かったし、様々な教材が知れたので実習にも役立ちました。(履修生)
- わかりやすくてのしい月曜でした。私もピアノがんばるぞという気持ちが100%から120%になりました。
- 模擬授業とても勉強になりました。がんばります。
- 一度教育実習に行っているのですが、それでも模擬授業演習で学んだことがありました。
- 合唱を教えるという大変さが模擬授業で分かったので、とても勉強になりました。
- 人前で話すことが苦手だから、それが今後の課題だと気付いた。
- 思った以上に教えることと話すことが下手でまともまらないことがよくわかりました。もっと勉強をつむことと引き出しを増やしたいです。

## 音楽科指導法の実践分析

大阪音楽大学 角谷史孝

### はじめに

音楽科指導法を受講した結果において教職への「意欲の高まり」と「視野の広がり」をどのように感じたかを、2008年度～2010年度の三年間に渡って調査した。図1は「意欲の高まり」を問うた結果であり、図2は「視野の広がり」を問うた結果である。

「意欲の高まり」を各年度通して見ると85%以上の学生が「強まった」、「少し強まった」と回答している。「視野の広がり」の結果を見ると同じく各年度とも82%以上の学生が「広まった」、「少し広まった」と回答している。

教育学系教職科目と比較して音楽科指導法の場合に比較的高い数値を示しているわけであるが、本学の教職課程教育の授業改善に資するために、その要因を探ることが筆者に与えられた課題である。そこで、本学の音楽科指導法の授業内容について講義ノート等を振り返りながら考察してみた。

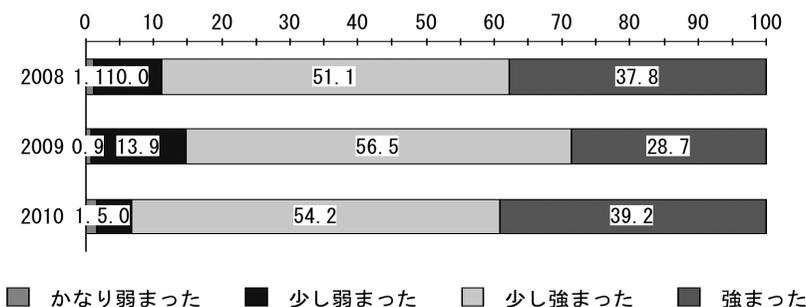


図1 学部・音楽科指導法・意欲の高まり (P=0.2686)

<参考：作図に必要な場合に備えて%数値を添付しておきます。>

	比率(%)	音楽科指導法(意欲)				
		合計	かなり弱まった	少し弱まった	少し強まった	強まった
8～10年度	合計	100.0	1.2	9.5	54.2	35.1
	2008	100.0	1.1	10.0	51.1	37.8
	2009	100.0	0.9	13.9	56.5	28.7
	2010	100.0	1.7	5.0	54.2	39.2
P値		0.2686				

図2 学部・音楽科指導法・視野の広がり (P<0.05)

### 1. 授業形態の多様性を知る

学生が音楽の授業を想起する時、それは自分自身の被教育体験である。各学校において音楽科の教師はほとんどの場合一人といった状況であるが故に小学校時代、中学校時代、高等学校時代とい

う3種類の被教育体験しか無いのである。

先ず、授業では学生にグループを作らせ、過去の音楽の授業での体験を話し合わせる。どの様な教材を使用していたのか、その教材の扱い方はどうであったのかも話し合う。この話し合いの結果から多くの多様な授業形態が存在することを知る。自身が経験した音楽の授業体験を踏まえて、その限定性を自覚し、音楽科授業の発展や広がりの可能性に気付くのに効果が有ったと考える。

## 2. 模擬授業

本学の学生は多くの音楽経験を持っているのであるが、いざ授業に挑み、人に教えるとなるとどの様に伝えれば理解を得ることが出来るのか、楽しく表現するにはどうすれば良いのか等、様々な問題の存在を実感している様である。

平易な言葉で判り易く伝えることの重要性和難しさを事前に知る上で模擬授業は多くの考えと経験をもたらすものである。その授業計画の元になるのが学習指導案であり、その作成の意義や各項目の考え方にも触れていく。計画と実際の違いを知るにも模擬授業は有効と思われる。

この授業もグループ活動として指導している。多様な学生が集まり意見を交わして授業計画を練り、役割を決めて授業を行う。自分では気づかないアイデアが続出し、多くの発見が有るのも魅力と見ている様である。教育実習を終えた学生に聞いてみると、異口同音に模擬授業の経験が役に立ったと述べている。

## 3. 楽曲分析と伴奏法

音楽を専門とする学生の多くが感性の赴くままに表現している傾向が見られる。教育実習等であり生徒に説明をする場合に適切な説明が出来なくなるのである。これを是正する方法として楽曲分析を積極的に取り入れている。

一つの楽曲が独特の感じを生じさせるのは何故なのか。或る音の前後の音には関連が有る。重要な音と付随的な音は存在する。音楽を形成している音、形態や表情には必然性が有ることを知るのが目的である。音楽の素晴らしさを伝える手段としても有効である。素晴らしい演奏を行う学生でも楽曲分析は苦手としている場合が多く見られる。

もう一つの気づきを与えているのが伴奏法である。生徒の演奏を支えてより豊かな表現の助けを行うのが（ピアノ）伴奏で有る。ピアノを専攻する学生以外は多くの場合ピアノ演奏を苦手と感じている。生徒が生き生きと表現出来るように伴奏する方法を、学校現場で使用されている教材を使って伴奏の方法を解説し実践させている。前述の様に必要な音と省いていい音は楽曲分析をしていけば理解でき、伴奏にも生きてくるのである。

さらにコードネームの使用も積極的に行っている。コードネームはポピュラー音楽で盛んに使われているが、様々な音楽表現のツールとしても大変便利なものであり、ピアノが苦手な者にとっても研究する価値が有ると考えている。これはクラシック音楽を専門に学んでいる学生にとっては新しい学びになっている。

## おわりに

この他に音楽科指導法では、音楽史（日本音楽）の概要を知ること、外来音楽と邦楽との関係や学校音楽の変遷を伝えることに留意している。音楽の四分野（歌唱・器楽・創作・鑑賞）の解説と研究、我が国と諸外国の音楽の研究、評価の方法と考え方、教育課程の考え方、特別活動における音楽科と他教科との関わり、青年期の特徴と指導の方法等多岐にわたって学生とともに研究する授業展開を心がけている。教育実習や実際の現場での学習指導案の作成を大きな課題として考えて

いるが、生徒に音楽の楽しさや素晴らしさを如何に伝えるかを常に考えることを生涯の研究課題にするように呼びかけている。

本学では3人の教員が分担して担当しているが、この音楽科指導法を受講した学生が、自分の経験のみで判断していたことが如何に偏狭で一方的なものであったかを知り、柔軟な発想と広い視野に立つことの重要性を自覚しだしていることを受講生の感想等で確かめることができた。また、音楽を人に伝えることの難しさや面白さを発見し積極的に教育を考える姿勢が日ごとに増してくるのが実感できた。

学校現場で実際に使用される教材の使用と、実際におこり得ると考えられる問題を教材としているのが学生に学びの実感を与えたと考えている。冷静な目で音楽を見つめ、積極的に音楽を伝えることの面白さに気づき、自分の音楽を再発見した喜びが、「意欲の高まり」と「視野の広がり」を感じたのだと考察する。

## 第2回課題研究会 教師教育実践交流 「保育実践演習の実践例から保育・教職実践演習に向けて」

四天王寺大学 伊達 由実  
八木 成和

本報告は、本学短期大学部保育科で平成20年度から開講されてきた「保育実践演習Ⅰ～Ⅳ」の実践例を中心に、履修カルテの作成および「保育・教職実践演習（幼稚園）」の実践に向けた課題について報告した内容に加筆修正したものである。なお、第2回課題研究会においては、短期大学部保育科 伊達 由実 准教授が「保育実践演習Ⅰ～Ⅳ」について担当者の一人として報告し、教育学科 八木 成和 准教授が履修カルテの作成および「教職実践演習」の実施に向けた課題について報告した。

### (1) 「保育実践演習Ⅰ～Ⅳ」導入の経緯

本学保育科は、建学の精神を礎とし、人間性豊かで、受容性と共感性に富む、保育実践および社会援助技術の基本を身につけた保育者を養成することを教育目標としている。1967（昭和42年）四天王寺女子短期大学「保育科」として開学し、定員は100名である。9名の専任教員が配置されている。

平成19年度以前の従来の本学保育科のカリキュラムは、2年間で幼稚園教諭2種免許状および保育士資格を取得することを基本として編成されていた。そのため、学生も極めて多忙なカリキュラムの中で学習することとなっていた。しかし、重要であるのは、教育職員免許状や保育士資格の取得自体を目的とするのではなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期にある子どもに対して心身の豊かな育ちを援助することを目指して、保育の本質を考え、望ましい子ども観や保育観を形成し、専門的な実践力を身につけることを目的とすることである。

そこで、平成18年度より学外実習を核としたカリキュラムの全面改訂作業を進めた。具体的には、第一に、前述の教育目標に沿ったより具体的な到達目標と各セメスターでのテーマを検討することである。次に、短期大学の2年間（計4セメスター）で学ぶ科目の内容をシラバスから見直し、再分類し、学外実習（幼稚園・保育所・保育所以外の児童福祉施設）を核として体系的に学ぶことができるように工夫することである。検討を重ねた結果、学内での講義、演習、実習科目と学外実習とを有機的に組合せ、学生自らが学外実習での学びと学内での学びをより深く結びつけて考えることができるようにカリキュラムを再構築し、平成20年度からスタートさせることとした。Fig.1に具体的なイメージ図を、TABLE1にカリキュラム・マップを示した。

こうした新カリキュラムのねらいを達成するための中核科目として「保育実践演習Ⅰ～Ⅳ」を設定した。「語る」、「聞く」、「書く」、「保育表現」、「異学年交流」を主体とした演習授業として構想された。当科目は、2年間のすべてのセメスターにわたって必修（卒業必修）として配置し、保育科専任教員の Team Teaching 制によって進められ、テーマに応じて授業形態が自在に変化するよう配慮されている。1、2年生で同一時間同時開講とし、全体講義では、1年生と2年生の全体で編成されるが、少人数でのグループによる活動では、同学年で編成した小グループによるものだけでなく、1年生と2年生合同の縦割りグループによるワークショップも行われる。学修方法も講義、実技の演習、グループディスカッション、メディア教材を活用した活動など、多種多様に考えられている。このような多様な学修形態を通して、理論系科目と実習・実技系科目との融合を図る場を創出できるよう考えている。さらに、その学修を深化させるため、本学保育科卒業生をはじめとし

た地域の保育施設など、現場の人材による特別講義を導入するとともに、「出前保育」(2セメスター)や「子育て支援体験」(4セメスター)を通じて学修成果を地域社会に還元することも含めた内容とした。

これらの取り組みの目的は、「保育実践演習Ⅰ～Ⅳ」を核としたカリキュラムの全面改訂によって、学生自らが学外実習での学びと学内での学びをより深く結びつけて考えることで保育実践力を高めること、さらに、保育現場と大学の連携や地域社会への貢献を進めることにある。それらにより学生が、自らの学びをより深めるための人間関係を構築できるコミュニケーション能力を育む場としてだけでなく、保育観・子ども観を自己形成課題と結びつけて形成し、社会に貢献できる人間として成長できる場としても機能するよう意図している。

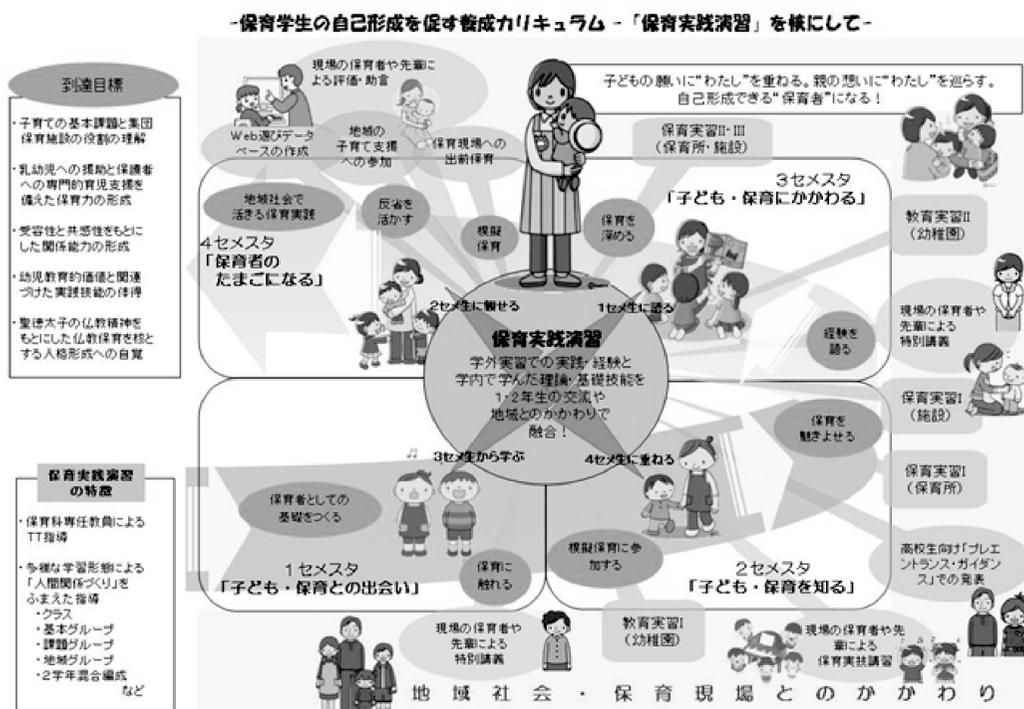


Fig.1 「保育実践演習」をもとにした保育学生の自己形成を促す養成カリキュラムのイメージ図

## (2) 「保育実践演習Ⅰ～Ⅳ」の実施内容

夏学期は、1年生は初めて本演習を受講することとなる。また、2年生は1年間の経験を踏まえて1年生とともに受講することとなる。実習体験を1、2年生の間や同級生の間で共有するとともに、「伝える—伝えられる関係(教える—教えられる関係)」を重視している。そして、集団としてのまとまりの中で学習を深めることをねらっている。

また、基本的に、5回の実習(1年生10月幼稚園観察実習、1年終了時春休み2月保育所実習、3月施設実習、2年6月幼稚園総合実習、2年夏休み9月保育実習)を育ちの節目と捉え、それぞれまでに学んでおくべき科目をできる限り系統立てて配置するとともに、本演習もこの実習との関連を重視した授業内容となっている。「実習」経験を最大限に活用するとともに、「保育現場」での実習とは違った経験ができるようにも準備している。「語る」、「聞く」、「協働する」など対面でのコミュニケーション機会を豊富に用意するとともに、様々な経験を文章化する機会を多く持つこ

とで、自己認識力を高めている。

TABLE1 短期大学部 保育科新カリキュラムのカリキュラム・マップ  
保育科新カリキュラム（平成20年度～）

	1年次		2年次	
	1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター
学習テーマ	子ども・保育との出会い	子ども・保育を知る	子ども・保育にかかわる	保育者のたまごになる
	保育や幼児教育の基本的な考え方を学び、子どもに対する見方や保育観に触れることにより、これからの学修への動機と見通しを確かなものにする。	保育学の諸領域に触れ、将来の子ども理解や保育実践につながる基本的な知見を会得し、子どもや保育をより実践的に見る視点を養う。	計画-実践-省察という保育実践の基本に通じる演習を本格化するなかで、既習の保育学諸領域の知識・技能を確かめ、保育者としての実践知の基礎を吟味する。	他者評価と自己省察を通して、子ども理解や保育理解のあり方を深め、保育者としての実践知を確かなものとしつつ、今後の自己課題を見究める。
保育の本質・原理	教育原論 保育原理Ⅰなど	保育者論 保育原理Ⅱなど	家族援助論	仏教保育論
子ども理解	発達心理学 小児保健Ⅰなど	教育心理学 乳児保育	養護内容 小児保健Ⅱなど	精神保健 障害児保育など
保育内容	保育内容総論 保育内容Ⅲ(環境)	保育内容Ⅳ (言葉)	保育内容Ⅴ(音楽) 保育内容Ⅵ(造形)	保育内容Ⅰ(健康) 保育内容Ⅱ (人間関係)など
保育技術	音楽Ⅰ、図工Ⅰ 小児体育Ⅰなど	音楽Ⅱ、図工Ⅱ 小児体育Ⅱなど	音楽Ⅴ 小児保健実習	社会福祉援助技術
実習・演習	保育実践演習Ⅰ 教育実習指導Ⅰ	保育実践演習Ⅱ 保育実習指導Ⅰ	保育実践演習Ⅲ 教育実習指導Ⅱ 保育実習指導Ⅱ	保育実践演習Ⅳ 総合演習
		教育実習Ⅰ 保育実習Ⅰ (保育所・施設)	教育実習Ⅱ 保育実習Ⅱ・Ⅲ (保育所・施設)	
基礎教育科目 共通教育科目	仏教Ⅰ、英語Ⅰ スポーツⅠ 情報処理演習Ⅰ	仏教Ⅱ、英語Ⅱ 聖徳太子概説 日本国憲法など	仏教Ⅲ 人権・同和問題論	仏教Ⅳ

1回目は全員で自己紹介の練習、自分のアピールポイントの確認、他者の自己紹介の評価をワークシートへの記入を通して見直すこととなる。

その後、1年生は、担当する複数の先生の講話、2年生の体験談、卒業生の現職保育士の体験談、協力していただいている幼稚園の園長の講話という保育にかかわる様々な立場からの話を聞くことで保育現場との距離を縮め、意識を高めていくこととなる。一方で、実践力を高めるために、模擬保育の実施やグループワークを取り入れ、冬学期の出前保育による保育現場での子どもとのふれあいの中でさらに深い学びをしていくこととなる。冬学期は、地域の保育所、幼稚園の協力のもと、「出前保育」を実施することが中心となる。具体的には、人形劇、ペープサート、ダンス、司会進行を内容としたプログラムを練習し、保育所、幼稚園に出向いて上演することとなる。この活動のねらいとしては、限られた時間内で協力しながら一つのを仕上げることを経験する。仲間の保育表現を観察したり、協力、協働して保育を行ったりすることを経験する。実習とは違った保育を現場で経験することである。

2年生は2回目に「実習後の振り返りとまとめ(反省)」を行う。学外実習における貴重な体験を自分自身の学びにつなげるために、「実習中の疲労度についてチェックし、体調管理にどのように気をつけていたかを書きなさい。」「評価表の所見の言葉を参考にして、自分の実習を振り返りどのように感じましたか。」「自分の評価表を見て、自己評価し、実際と比べてどう感じましたか。(ズバリ! 今回の反省のキーワードは)」について記入させることとなる。3回目は、6月の教育実習(総合)や保育実習の学外実習、そして就職活動に向けて意識づけを行っている。教育実習の評価から、自分自身の実習を振り返った感想や、自分の長所・短所を幼稚園・保育所からの評価などを参考に

考え文章化させる。また、6月までの行動目標を1つ設定させたり、1年生に向けて実習体験を語ることを想定して、各実習について文章化させたりしている。その後は、模擬保育や教育実習及びグループワークにより実習の経験を振り返ったり、現場の現職保育士や園長の講話を聴いたりすることにより保育実践力を高めるような内容を行っている。

冬学期には、「保育・教職実践演習（幼稚園）」と連動する形式により、「子育て支援」体験を行っている。これまでの実習では経験することが難しい地域の「子育て支援」に参加することになる。受け入れ先の状況により、保育表現を実施したり、観察を行ったり、保育補助を行ったりする。この授業のねらいは、保育者の重要な仕事である子育て支援について、体験を通して知り、考えるきっかけをつかむことと、子育てをする親の思いに気づくことである。

### （3）「保育実践演習Ⅰ～Ⅳ」による成果と今後の課題

以上のことを通して、教員自身も成長することができた。保育科専任教員の Team Teaching 制によって、学生の育ち、学びの状況を教員間で共有することができた。その結果、各教員が担当している科目間の連携や調整が必要であることに気づくことができた。つまり、担当している科目間で内容が重複していることや科目間の関係に気づくことができ、科目間の連携の必要性が実感できた。そして、さらに各科目と保育実践との関係性や関連性を意識し、学生に対して多角的に評価することができるようになった。最終的には、各科目の内容の精査・改善とさらなるカリキュラム改革へとつながっていった。

しかしながら、第一に、評価の観点を明確にし、教員間で共通認識すること、評価結果を学生にフィードバックすること、学生が記述したワークシートを添削する時間の確保など評価における問題点が挙げられる。FD 活動の活性化も今後求められるであろう。

第二に、ワークシートの作成、毎年行う学外実習の受け入れなどの現場との折衝、時間割の調整や外部講師への謝礼等の事務方との交渉など実施にあたっての準備の負担が毎年大きいことが挙げられる。特に、ワークシートは、学生自身が自身の経験を振り返り、自己認識を深めるために重要なツールであるとともに、教員間で学生の育ちと学びを確認するための資料ともなる。また、履修カルテとして活用していくことが考えられる。例年同じものを使用し続けるのではなく、授業内容の改善と共に、ワークシートについてもマイナーチェンジを図り、常に学生の実態に合わせて、改良していくことが必要であろう。

また、長期的な視点に立った場合、本カリキュラムを修了し、保育現場で働く卒業生に対する保育現場の評価をどのように捉え、今後に生かしていくかが課題として挙げられる。

### （4）「保育実践演習Ⅰ～Ⅳ」から「保育・教職実践演習（幼稚園）」に向けて

以上のような「保育実践演習Ⅰ～Ⅳ」に実践を踏まえて、平成23年度冬学期より火曜日1時間目に「保育・教職実践演習（幼稚園）」を開講し、同じく火曜日2時間目に「保育実践演習Ⅳ」を開講した（「保育実践演習Ⅱ」も同時開講）。基本的には「保育実践演習Ⅰ～Ⅳ」の積み重ねの上に「保育・教職実践演習」を位置づけている。「保育・教職実践演習（幼稚園）」で求められる内容は、教員の協力体制も含めて「保育実践演習Ⅰ～Ⅳ」でこれまでに実施してきた内容に含まれていると考えている。「保育・教職実践演習（幼稚園）」の実施にあたっては、改めて、保育現場で求められる文章作法の習得の必要性、保育の総合的な実践、たとえば、「運動会」を運営させること、履修カルテの総合評価についても実践演習の活動の様子や評価なども参照することなどが課題として考えられた。

「保育・教職実践演習（幼稚園）」の授業概要は、「本科目は『教員として最小限必要な資質能力』

が身につけているかどうかの最終確認の役目を担っている。到達目標として挙げる4項目について、各自が自らを省察しながら保育を実践できるように、自らが保育を実践する上での弱点を補い、長所を伸長できるよう取り組んでほしいと願っている。そのため、大きく次の2つの活動を行う。1) 乳幼児および保護者理解と保育実践等を適切に行うための言語的実践力、特に、文章表現能力の育成に関する具体的な活動、2) 保育に対する使命感、責任感、コミュニケーション能力および学級経営・クラス運営等の基礎的な能力育成に関する具体的な実践活動」としている。

また、到達目標として、「1) 子どもに対する愛情が豊かであるとともに、保育に対する使命感や責任感をもつことができる。」「2) 社会性、コミュニケーション能力を適切に発揮することができる。」「3) 乳幼児の理解や学級経営等に関する基礎的な能力を身につける。」「4) 保育者としての自分を省察しながら、保育内容等の指導力の基礎を身につける。」の4つを挙げている。この4つの到達目標を達成させるための演習内容を教員間で連携を図りながら実施している。

### (5) 履修カルテの活用と今後の課題

本学では短期大学部保育科以外に、人文社会学部と教育学部において教職課程を設置している。保育科において平成23年度に開講された「保育・教職実践演習（幼稚園）」以外に、平成25年度から人文社会学部において「教職実践演習（中・高）」、教育学部において「教職実践演習（教諭）」と「教職実践演習（養護教諭）」を開講することとなっている。この開講に先立って、平成22年度入学生から履修カルテの作成を行っている。本学の履修カルテは、学生用と教員用の2種類からなる。教職実践演習の実施にあたっては履修履歴の把握が求められており、教員用履修カルテはこの履修履歴の把握を目的としたものである。そして、教職に関連する科目ごとにTABLE2で示した3つの観点の達成度を見直すために活用することを考えている。この3つの観点は、教職科目のシラバスに記載し、学生にも理解できるようにしている。学生ごとの記入は、成績報告書のマークシート欄に3つの観点についてそれぞれ3段階で記入する欄を設け、成績とともに読みとれるようにしている。

TABLE2 教員用履修カルテの到達目標例

<b>I. 教職論、教育原論、教育心理学などの講義形式の教職科目の場合</b>
到達目標 1 : 高い教職意識と使命感をもっていることを確認するため、本授業に積極的に参加し、熱心に取り組んでいるかどうか。
到達目標 2 : 教育の専門家としての基礎的な知識を身につけていることを確認するため、本授業の内容について基礎的知識を有しているかどうか。
到達目標 3 : 教育の専門家としての応用的な知識を身につけていることを確認するため、本授業の内容を踏まえ、実践的・応用的な考え・意見を持てているかどうか。
<b>II. 各科目の教科教育法の場合</b>
到達目標 1 : 高い教職意識と使命感をもっていることを確認するため、本授業に積極的に参加し、熱心に取り組んでいるかどうか。
到達目標 2 : 学習指導力、集団指導力に代表される実践力を身につけていることを確認するため、指導方法に関する知識や教材研究に基づく学習指導案の作成ができるかどうか。
到達目標 3 : 学習指導力、集団指導力に代表される実践力を身につけていることを確認するため、授業を実施するために必要な基礎的な知識や技能を身につけているかどうか。
<b>III. 教育実習指導の場合</b>
到達目標 1 : 高い教職意識と使命感をもっていることを確認するため、本授業に積極的に参加し、熱心に取り組んでいるかどうか。
到達目標 2 : 学習指導力、集団指導力に代表される実践力を身につけていることを確認するため、教科指導上の留意点や心構えについて理解しているかどうか。
到達目標 3 : 学習指導力、集団指導力に代表される実践力を身につけていることを確認するため、教育現場における実践的な技能を身に付けているか、教育実習を振り返り今後の取り組むべき課題を理解しているかどうか。

一方、学生用履修カルテは、各カリキュラムにそって、学生自身が教員や保育者として求められる熱意・知識・技能に加えて豊かな人間性をどのように育んでいるのか自分自身で確認しながら学修を進めていくことを目的としている。つまり、自己評価を通じて、教職に向けた自らの学びと育ちの成果を実感できるようになることを目指している。教員を目指す中で自分にとって達成でき、満足できているところ、あるいは、まだ十分に達成できておらず、努力が必要であると思うところを見つめ直してもらうことが必要である。その結果として、節目ごとに、学生が課題意識を持って学修に取り組んでくればと考えている。

この履修カルテの記入にあたっては、数回の履修指導を通して行っている。教育学部と短期大学部保育科の学生は、1セメスター時に「大学基礎演習Ⅰ」や「保育実践演習Ⅰ」で履修カルテの説明と記入方法を指導している。次に、2セメスター終了時に教育学部、人文社会学部、短期大学部保育科のすべての教員免許状取得希望者を集めて教員免許更新制について説明し、履修カルテの記入方法、特に教職の志望動機や自己評価項目への記入について指導している。この時、別途資料を

用意し、記入欄を設けて事前に記入させている。実際の記入は、本学のポータルサイトを利用した画面を用意し、事前に書いたものを Web 上で学生が各自で入力している。

今後は、教員用履修カルテと学生用履修カルテを「教職実践演習」の実施に向けてどのように活用していくのが課題となる。また、複数の教員が 40 人以下の演習形式により連携して実施していくうえでの時間割の調整等の実施上の課題や演習内容の開発が求められる。

## 2011年度第2回課題研究会記録(討論部分)

日 時：2011年11月9日(水) 14:00～17:00

会 場：常翔学園大阪センター 301・302室

テ ー マ：教師教育実践交流

話題提供：小口 功氏(近畿大学)

大前哲彦氏・喜多忠政氏・角谷史孝氏(大阪音楽大学)

八木成和氏(四天王寺大学)・伊達由実氏(四天王寺大学短期大学部)

司 会：田中耕二郎氏(追手門学院大学)

高瀬陽子氏(神戸女子短期大学)

記 録：朝日素明氏(摂南大学)

### <話題提供1 小口 功氏(近畿大学)に関する質疑応答>

**質問者1**：たいへん参考になる発表ありがとうございます。「受講生が興味を持つことしか教えない」と書いてありますので、教育行政に関して興味を持ってくれる学生がいるということですね。そうでないと、大学の授業というのはできなくなるので。具体的な話を必ず入れるということは私自身も心がけています。新聞の記事をよく使ってやっています。今のお話では映像をよく使うということだったので、教育行政はどういう映像かなと思って気になっていたのですが、後ろのほうで具体的にでていたのでわかったという感じです。これは単なる感想です。教育行政の話ではないですけども、近大の教職課程のなかで、受講生の数というのが1回生からずっと減ってきていますね。これは実際の数が減っているのですか。途中で辞めていくということですか。

**小口**：はい。

**質問者1**：現在もそうかわからないのですが、以前、近大では教職課程を受講する場合に受講料を取っておられると聞いたことがあるのですが、これは現在でもそうですか？

**小口**：教職課程受講料は1年間1万円です。それが多額か少額かということですが。ただ1万円でしたら、大半の学生にはそんなに重圧ではないかと思います。

**質問者1**：1年ごと取っているということですね。だから途中で辞める場合は、特に損だとかということではないですね。

**小口**：やはりクラブ活動、あるいはサークル活動、アルバイト、あるいは就職活動がだんだん忙しくなります。学年が上にいくにしたがって、教師以外にこういう仕事に就きたいという目的意識もってくる学生も出てきます。見ている限りではアルバイトが忙しくて。教職課程は夕方、夜にやりますから、専門課程とバッティングしないように。そうすると夜はバイトの稼ぎ時のようですから、そこらへんで辞める学生がかなり多いのかなと思います。1年次は資格だけは取っておこうという感じ、あるいは親に勧められて取っておこうというような学生は、忙しくなったら教職の授業は辛いなど感じるのではないのでしょうか。

**質問者1**：受講料を取るというのは私はいい制度だと思いました。というのは、本学の場合は金を取らないでやっていますので、いいかげんな学生がたくさんいるわけです。だから受講料を取ればそれなりに真剣に取り組むかなと思いました。

**小口**：授業でお金の話をよくします。驚いたのは、授業料がいくらかというのを正確に知らない学生が意外と多いです。授業料は興味があるだろうと思っていたのですが、今はテーマから外してい

ます。全部ではありませんが、大半の学生は「え？いくら払っているの？」というのが結構多い。授業料の話は学生たちは全然ピンとこないの、やってもあまり関心がないです。親が払ってくれているということですから。(教職課程の受講料が)10万円とか20万円だったら(受講生も)減るのでしょけれども、1万円だったらほとんど関係ないのかなという感じがします。

#### <話題提供2 大前哲彦氏・喜多忠政氏・角谷史孝氏(大阪音楽大学)に関する質疑応答>

**質問者2:**私も実験や実技の指導ではなくて、講義形式の科目を担当しています。こういうアンケートをとる場合に、実験・実習科目と比べて、50人あるいは100人集めて講義している私の科目は、いろいろな反応の数値が低いということは最初から目に見えています。それは手を動かし身体を動かして何かをやる科目のほうが達成感はあるでしょう。視野も広がったと感じるだろうと思います。教育学概論とか教育心理学とか、そういう科目の意欲の数値が低いというのはそんなに悲観なさるべきではないのではないかと思うわけです。特に視野のほうで私は感じるのです。この授業を受けて視野が広がったか。学生が広がったと答えたからといって、本当に視野が広がったのか。これはまったくわからないと思います。これは将来の話でして、この教科を学んで将来何かの問題に対応する際に、それが役に立てば、そこで視野が広がったということがわかるわけです。授業を受けた直後に視野が広がったか、ならなかったか。これはクエスチョンをもちながら考えるべきではないかと思いました。しかしそういうところまで気を配られて授業の改善を図ってられるということに感服いたしました。ありがとうございました。

**田中:**では大前先生、簡単をお願いします。

**大前:**視野が広がったというのは、ご指摘のように、学生は必ずしも明確に我々が使う視野という概念で受け止めていない可能性は多々あると思います。考えられるのは、リコーダーであっても、ギターであっても、その専門の世界で学生が気づかないような、まさしく視野の広がりといいますか、その分野での「ああ!」という視野の広がりはいくつかありそうです。それを言っているのかなと、とりあえず受け止めています。(アンケートに)答えている時期は卒業学年の12月、1月です。授業は2年生からずっとやっていて、過去を振り返りながら答えているものです。

#### <全体討論>

**田中:**5時が終了予定時間でございます。したがって20分もございませんけれども、今日のご報告3本を通しまして、あるいは個別的なことも含めてもいいかと思いますが、ご質問ございましたら、ご自由にご発言願います。その際は最初に申しましたように、所属とお名前をお願いいたします。

**質問者3:**少し恥ずかしい質問です。八木先生がされたところに教員用履修カルテというのがありました。私たちの大学はこんなのは作ってないような感じがするのですが、これについて詳しくお聞きできないかというのがひとつです。

もうひとつは最初の小口先生に。授業の最後の評価がありますが、この評価、木曜日の6時限目ですが、上のほう(の表に示されている授業評価の結果)と下のほう(の表に示されている授業評価の結果)で数値の出方が違うような感じがしました。上のほうを見ますと、先ほど言われていました「授業に対する教員の熱意を感じますか」というのが88.9パーセント。下のほうを見ると53.3パーセント。そして16、17、18を見ると上のほうは33パーセントとか22パーセントです。下は90パーセントとか76パーセントとか80パーセントです。同じ先生だと思うのですが、数値は全く違う。なぜこんなことを質問するかというと、私の授業だと、恥ずかしいのですが「教員の熱意を感じますか」で非常に学生から低い値がでてくるのです。どうしたら熱意を感じるような授業になるのかというのをアドバイスしていただければと思います。こんなに88.9パーセントも出るような授業と

というのは、先ほどの先生の例でわかりましたが、熱意というのはどういうふうにして今の学生さんは評価しているのでしょうか。工夫とか、今どきの学生さんが教員の講義のどんな点に熱意を感じるのか、ヒントをいただければありがたいと思います。

**田中：**ありがとうございます。もし関連する質問があれば、ついでも出しておいていただきたいのですが。よろしいですか。そしたら八木先生、教員用の履修カルテについてお願いします。

**八木：**失礼いたします。私がちょうど教務補助をやっているときに、この教職実践演習のシラバスの課程認定がありました。そのシラバス様式の提出のときに、履修履歴の把握という箇所にも○がついているかどうかで、○をつけないと通さないという話がありました。これはいろいろ問題になりました。そこに、学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握して、それを踏まえた指導法等体制が備えられている場合には○と記載ということです。それが教職実践演習のシラバスを通すときの条件になっていました。ですからそこで○をつけて出している以上は、学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握しておかないとまずいということになります。その履修履歴を加工した結果として、教員用の履修カルテというものを自作したということになります。文科省の説明では成績表では駄目だということでした。ですから本学の場合は、とりあえず講義形式の教職科目の場合は（到達目標を）熱意と基礎的な知識と応用的な知識にしました。教科教育法の場合では、とりあえず熱意と指導方法について考えられるかどうかと指導技術を身につけているかということです。そのへんをきちっと押さえて教職実践演習を特化してやろうということにしました。他の専門科目の先生からは、それだけではなくて専門科目も必要でしょうと言われたのですが、専門科目を含めると無理です。ですから、とりあえず本学では教職実践演習で最低限身につけるものとしては教職科目系で、基礎的な知識と応用的な知識、指導案の知識と指導の技能にしておいて、成績評価とは別の観点でつけてくださいと各先生にお願いしました。そういう別の3つの（到達目標の）観点だけに絞ってとりあえず評価するようにしました。それをもとにして教職実践演習で授業をやりましょうかということにしました。よろしいでしょうか。

**田中：**質問者の方、よろしいですか？

**質問者3：**はい。

**田中：**では、小口先生。なぜこういう（学生からの評価が）高い授業ができるのかということをお願いします。

**小口：**私がこれを書いたわけではないのでよくわからないのですが、おそらくだいたい14回の授業で11回目ぐらいに授業評価アンケートをします。学生たちは1回目や2回目の授業のことなんかは覚えていないでしょうから、11回目のときにアンケート評価をとるとすると、10回目11回目の授業がどうであったかということがたぶん大きな影響を与えるのかなと思います。私自身は特に意識していませんので、こんなに違いがでるといえるのはよくわかりません。上のほうは回答数がわずかに9名で、下のほうは30名ぐらいですから、たぶん上のほうは9人の人たちがどういう考え方であるかということで左右されます。下の人数の多いほうが実態に近い評価ではないかなと思います。私も少しずいずいですので、授業をするときに、ときどき学生を褒めることがあります。褒めると学生はやる気出しますから、ここだけの話ですけど、アンケートをとる直前にどういう授業をするか、あるいは学生たちにどういうふうの話しかけるか。腹が立ってもこのときだけは冷静です。アンケートをとるとき、あるいはその1週間ぐらい前の授業がやはり影響を与えるのだらうと、意識したときはわりあい結果はいいです。

**田中：**ありがとうございます。先生方のところでもいろいろな形でアンケートをとったり、あるいは学生に感想を書かせたりして、一喜一憂されているのではないのでしょうか。（笑）確かに私も感じるのは、私は毎回、授業が終わったあとに感想を書かせています。大学としてやはり学期の終わ

りに授業評価アンケートをするのですが、小口先生が率直におっしゃっていたような、そのとき学生うけするような授業すればよかったかなと。(笑) 私はむしろ、授業そのときどきの毎回の学生の感想を見て、今日の授業はこうだったのだなとか、こういうふうを受け止めたのだなとか、その次の授業になるべく活かそうかなと思ってやっています。他の先生からご発言ありましたけど、こういうアンケートはアンケートとして1つの材料ですけど、それをどう読み解くかということが重要だと思います。他に質問ございませんでしょうか。

**質問者 4:** 大前先生の発表のなかで、学生にアンケートをとられるときに、教職関係の科目のなかで教育行政学とか特別活動論とかいうのが入っていないのはどうしてなのでしょう。科目が多くなるから省かれたのかもわかりませんが、そのときは年によって科目が変わるのかどうかということをお教えいただきたいと思います。

それから音大の場合、4年生で回答者が100名ということ。教職課程の履修者というのは、こういう大学の場合ほとんどの学生になるのか、そうではないのでしょうか。どのぐらいが教職課程を取られますか。

それからもうひとつ。先ほどの八木先生の話のなかで、9月26日締め切りということで文部科学省から履修カルテに関係するアンケートの提出の要請があったというお話なのですが、これは各大学にいているものなのでしょうか。私は自分の大学でこの話を聞いたことなかったのですが、そういうのが来ていたのかと驚きました。もしわかりましたらお願いいたします。

**田中:** では先に大前先生のほうからお願いします。

**大前:** 「特別活動の研究」は実は1単位です。ここにある「教育実習の研究」とあわせて集中講義をやっています。だから学生が区別して捉えていないんです。「教員実習の研究」と学生が理解しているからこのようになっています。

**質問者 4:** 教育行政学以外でも、教育社会学もあるでしょ？

**大前:** 教育学概論の中で4単位に入れています。

**質問者 4:** 4単位で。

**大前:** はい。前期・後期で、教育学概論1・2となっていますので、その中にみんな入っています。それから学部生の場合は7割近い者が教職を取ります。ちなみに教職課程を履修したら1年に6万円、履修費がかかります。それをよその大学の理事会が調べたらしいけど、本当かどうかわかりませんが、音楽系の大学を調べたら8割ぐらいが(履修費を)取るということらしくて。そしたら履修者が減るかと思ったら、あまり減らなかったというんですよ。それから短大のほうは、同じように7割だったけれど、なかなか採用試験に通らないんですね。短大のほうはいわゆる講師として2、3年ずって行って、なんとか通る人が出てくるぐらいで。だから履修が減ってきて、3割を切るような状況になっています。年によって違いますけど、学部生だったら180人、今170人と喜多先生がおっしゃっていました。だいたい以上の様子です。

**田中:** ありがとうございます。八木先生お願いします。

**八木:** 第1回課題研究会のときに昨年度の実地視察のご報告をいただいて、そのときに私が履修カルテについて質問されましたかと聞いたら、そしたらなかったというお話でした。実際、最初に送られてきた調査票の提出の型のなかには、履修カルテとか教職実践演習に関してはなかったです。それが急に9月26日の夜8時に、実地調査についての追加資料請求というかたちで来たということです。ですから実地視察に当たっている大学だけだと思います。実地視察調査票4の5ということと、実地視察調査票6の4という形だったということです。

もうひとつは、先ほど言い間違えたものがあります。課程認定申請の提出書類で、履修カルテについて誰がそれを記載するか不明だから、それもちゃんと説明するようなかたちでもう1回ちゃん

と書いてくださいということです。ですから課程認定の申請書と実地視察調査の追加資料として、履修カルテに関するようなことを書くようにという書類だったということで、よろしいですか。だからそういう大学だけということでもよろしいですか。

**田中：**八木先生ありがとうございます。今のお話のように実地視察を受けるということになると、追加資料の提出を求められると。そういうなかで先ほどのようなことが出てきます。実は12月の課題研究会で実地視察を取り上げますので、そのときにまた議論をいただければと思います。

5時に終わりたいと最初に申し上げましたが、情報交換会が5時半からということです。会場がそれまで閉まっていますので、5時15分までこの議論を延長させていただきます。引き続きご質問がございましたら、ご自由にお願いたします。

私のほうからです。角谷先生のご報告の最後のところで、音楽科指導法というか音楽科教育法、よその大学では音楽科教育法という言い方をしていますが、音大では指導法だとご発言がありました。これは単によそと違う名称をつけたのか、それとも内容的に音大としては教育法ではなくて、この授業は指導法としてやりたいということで指導法になったのか。後者の場合だったら、なぜ指導法という名称をつけたのかについてご説明いただけないでしょうか。よろしくお願いたします。

**角谷：**失礼します。同じものだと思います。私が勤め出してからもうその名称だったので、細かいところは前先生にお聞きしたほうがいいと思いますが。内容的には別に独自なことをやっているの指導法にしたというのではなくて、おおまかな指導の仕方を教えている科目なので音楽科指導法になったと認識しています。すみません、答えになっていませんけれども。特別なことはしていません。

**田中：**そうすると、他大学のように音楽科教育法とかわらないということで。

**角谷：**そういうことです。

**田中：**よろしいということですかね。

**角谷：**はい。で、私は認識しています。

**田中：**他にございませんでしょうか。

**質問者5：**伊達先生におうかがいしたいです。保育で学生さんを追い込むという話をしていました。本学だと非常に学生数が少ないですし、学生さんが意気消沈して来なくなってしまうのではないかとこの心配も実はあります。強く指導したいのだけれどというジレンマがあるのですが、そういう点はどういうふうに工夫されたりのり越えているのかをおうかがいしたいと思います。

**田中：**伊達先生、高瀬先生のご質問も一緒にさせてもらってから、ご回答お願いたします。

**高瀬：**私のほうは短大で専任教員が同じぐらいの数なのですが、お話を通して先生のチームワークをすごく感じました。そういうチームワークとか連携を深めていくにはどういう工夫をされているのか、話し合いとかをどういうふうにされているのか、そのへんをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いたします。

**伊達：**ありがとうございます。私が追い込むというような言葉を使ったので、ムチで叩いているような感じに受け取られたのかなと思います。そういうことではないです。出前保育がちょうど今の時期ですので、学生は既に1回、実習に行っています。実習で現場をある程度見ていますので、現場で仕事をするということは逃げられない状況だということにはよくわかっています。そのことをもとにして、「君たちはいろんな人と一緒に共同作業せなあかんねんけど頑張ってください」と、逐次相談を受けたりしながらやっています。それから3回で準備を終えて4回目にはもう出ていくと言いましたが、とてもではないですけど、その3回で練習することはできません。学生には、みんな相談して空き時間を見つけて練習したかったら、教室を借りにきたら僕たちが用意するので、自分たちでアレンジして自主練習するようにしなさいよ、という指導をします。それを僕が追い込

むと言ってしまったのですが、そういうかたちでサポートしながらやっています。見ていますと、どうしてもはみ出していく子がおりますので、そういう子は個別に対応しています。「どうしたの？」と下から支えるかたちで、なんとか今のところは進んでいます。よろしいでしょうか。

それから教員のチームワークは、どうしてうまくいったのかよくわかりません。18年度のときに学科教員の入れ替わりが多少ありました。そのときの中心になって動いた先生の進め方も良かったのかなと思います。みんなの話をじっくり聞きながら、このままでいいのかなという問題提起がありまして、ではどうしようということで、ゆっくりゆっくりスタートしたという経緯があります。そこで頑張っって1年2年、しんどいけれどもやってきました。できあがったものがわりと、イメージ通りではなかったけれども学生のためになっているのかなという実感が今はありますので、それをもとにして、しんどいけれども週に1回必ず集まって会議をして、授業のことだけではありませんが、学生の様子とか情報交換を必ずするようにしています。週に1回なので正直しんどいときもありますが、1時間でも必ず集まるようにはしています。以上です。

**田中：**ありがとうございます。他にご質問ございませんでしょうか。なければ私も伊達先生に、小さいことですが質問させていただきたいのですが。保育科の新カリキュラムを拝見しますと、教育実習と保育実習がございます。それで、教育実習Ⅰ・Ⅱですから、これは8単位ですか、4単位ですか。それを第2セメスターと第3セメスターで教育実習を履修する形になっています。これは集中でやるのか、それとも毎週1回とか2回とかですか。

**伊達：**これは1年生の10月です。10月に教育実習Ⅰは2週間です。

**田中：**集中で？

**伊達：**集中であります。それから教育実習Ⅱのほうは、2年生の6月に2週間集中であります。以前は4週間ですませていました。保育士資格の授業との関係で4週間実習をやるとなるとあとのほうが大変ですので、そういうかたちになりました。

**田中：**なぜそういう質問をしたかと申しますと、実は私どもの大学では従来は3年次に実習に行かせていましたが、課程認定を新しく受けたときに、教育実習は4年次でない駄目だと。3年次を4年次に変えないと認定しないみたいなことを言われて、結局4年次で認可されることになりました。いろいろお話を聞いていますと、やはり学生が実際に教育実習を経験することによって後の授業が非常に深まる面がありますよね。私どもはそういうことをすごく大事にしていたのですが、それができなくなったということなのですけど。四天王寺の場合はこれを第2セメスターの、1年次の秋に実習させることについて特に何も言われなかったのかどうかです。

**伊達：**特に何か言われたということは聞いておりません。保育実習のほうは1年生で行かせるなどという指導がございました。本当はそれ以前のカリキュラムでは、最初に保育所に2週間出していたんです。保育所のほうが子どもの年齢の幅が大きいのでそれを体験することが一番いいかなと思っていたのですが、1年生で実習に行かせることはできないということで、では全部を2年生にもっていくと今度は2年生の授業が成り立ちませんので、やむを得ず1週間だけ1年生でいうかたちになっています。そのときに特に何か指導があったというようなことは聞いていません。

**田中：**ありがとうございます。では他の方でご質問がございましたらお願いします。ございませんでしょうか。はい、では先生、お願いします。

**質問者6：**大阪音大の角谷先生と喜多先生におうかがいしたいのですが、学生たちの自分自身がこれまでに受けてきた学校教育のなかでの音楽教育、自分がこういう授業を受けてきたという体験の交流をされているというのが非常に興味深く感じました。そのなかで学生のみなさんが自分はこの授業を受けたという例を挙げられるときに、どちらかという模範になるようなすばらしい教育を受けたという報告が多いのか、それともどちらかという反面教師的な、こんなふうで不満が

あったという授業が多いのか、どちらのほうが多いのでしょうか。

**角谷：**先ほど言いましたように、1人の先生の授業を受けてきましたので卒業した時点ではそれが普通だと思っていた。良くも悪くもなく。よっぽどひどくて、叱られたこととか別の要素で嫌いになったというのはあるかもしれませんが。学生同士で話し合った結果、「えー、そんなのがあったの?」ということで、「それだと、うちの先生はすごく手を抜いていたな」とか、そういうのは結果論としては出てきます。高校を卒業して大学に入った時点では、そういう話をした学生は別にしても、授業で言うまでは自分が受けてきたのが全てという感じです。でも音楽の先生は一般的にはおおむね評判が良かったように思います。学生が言うところの最悪な先生だったというのは、厳しい方が多かったように思います。それはやはり教育の一環で、その先生の方法だと思います。ですけれども、自分も音楽をやっていますのでよくわるのですが、変な先生が多いです。(笑) 以上です。喜多先生のほうからお願いします。

**喜多：**私の感触では数値までは掴めていないです。ずっと授業をしているなかでの感触でいうと、どちらでもあるのですが、どちらかといえば尊敬する先生の話をする学生がやや多いように感じています。漠然とした答えですが。

**質問者 6：**ありがとうございました。

**田中：**ありがとうございました。他にございませんでしょうか。はい、お願いします。

**質問者 7：**3つの大学のそれぞれの先生におうかがいしたいです。まず小口先生ですが、教育行政学は前期は2年生が主体で、後期は1年生が主体というお話でしたけれども、なぜそういう履修の配当になっているのか。特に教育行政学という、一般的には堅苦しくて学生がとつきにくい科目であるにもかかわらず、1年次あるいは2年次と比較的初期の時期に履修するようなことになっています。他の教職科目の配当との関係もあるかと思うのですが、その点どのようになっているのか教えていただきたいです。

それから理工系か人文社会系か、学生によって、教育行政など社会的事象に関する関心の違いがあるかと思うのですが、先生が担当されている科目では、学部をまたいで複数の学部の学生が履修しているようなことになっているのか、あるいはそうではないのか。もし複数の学部の学生が履修しているようであれば、教育行政学を担当していらっしゃる他の先生の授業の様子はどのようなものか、先生が知る限りで教えていただきたいです。

それから大阪音楽大学の喜多先生、角谷先生に質問です。学生の実態としてコミュニケーションがたつないというお話がありました。それから授業のなかでは模擬授業をかなり積極的に取り入れていらっしゃるというお話でした。私どもの大学でも模擬授業をすると、やはり学生が学生に対して教える形をとるものですから、伝える力が弱い学生が先生をするとどうしても生徒役の学生がいい子になってしまいます。生徒役に徹しないで、先生の話を探してしまうのです。探してわかったようにしてしまうことがよくあるかと思います。そういう様子は模擬授業を取り入れていらっしゃるなかで見られるのかどうか、教えいただきたいと思います。

それから四天王寺大学の伊達先生におうかがいしたいです。「保育・教職実践演習」を第4セメスターに、「保育実践演習」につなげるかたちで置かれるということでした。私は先生のお話をうかがって非常に参考にさせていただきたいと思った点がありました。それは1・2年次の学生どうしを交流させるということで、それを「保育実践演習」のなかで取り組んでこられたということでした。「保育・教職実践演習」でもそれをしようすると、4セメスターと抱き合わせになるのは1年次では2セメスターですよね。4セメスターに「保育実践演習」とつなげて「保育・教職実践演習」を置かれるということは、「保育・教職実践演習」に対になる2セメスターの科目を何か同時に置かれる格好にしたのかどうか、教えていただきたいと思います。

それから最後に八木先生におうかがいしたいです。免許法上の教職に関する科目を担当されている先生に指導目標1、2、3に則した観点でそれぞれの学生を評価していただくという教員用履修カルテ、こういうお話だったかなと思うのですが、さきほどの先生のお話のなかで、教育学部の先生が20数名いらっしゃる。そのうち教職に関する科目を主に担当されている先生は数名だろうと思います。その数名の先生で180名ほどの教育学部の学生をそれぞれ3つの観点から評価されるのでしょうから、非常に大変な労力、時間がかかることだと思います。そのへんどのように工夫されているのか教えていただきたいと思います。同時に、評価するだけではなくて、普段の授業を充実させていくということが求められているわけですし、そういったロードに対して当然、すぐには受け入れがたいと思われる先生もいらっしゃるかと思います。そういった先生も含めて、こういった観点でそれぞれの学生を評価してくださいとどのようにしてお願いされたのか、是非そのへんを教えてくださいたいと思います。以上です。

**田中：**どうもありがとうございます。時間的にこれで最後の質問と答えになるかと思いますが、もし関連して、どうしてもお聞きしておきたいということがございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。そしたら小口先生のほうからお願いいたします。

**小口：**3点あったと思います。まず私どもの大学の履修指導の仕組みです。3年ぐらい前でしたか、1年生の前期に入門科目として私どもは教職入門、他の大学では教職論という名前で行っている場合が多いと思いますが、その入門科目を設けまして、1年生の前期でまずそれしか取らせません。それを取って1年の後期から1年次配当の教職科目を取ります。内容的には教育行政などというものを1年生でというのは私も確かにそう思うのですが、とりあえず教職課程のなかではこれが教育の基礎理論に関する科目、基礎という言葉がありますので、配当年次はどうしても一番早くになります。そうすると学生はできるだけ早く、空いている時間帯があったらできるだけ早く取りたいと思うみたいで、1年の後期からワーストと来ます。たぶん教員免許を取る学生の3分の2ぐらいは1年の後期で取ってしまうのだと思います。もちろん3年生や4年生もパラパラと、受講生のなかにはいます。ですから後期は1年生がワーストと取ってきて、そのときに取らなかった学生だけ2年の前期でやってくるということです。そういう仕組みですから、どうしても基礎的な1年次配当の科目というのは後期は1年生です。前期は2年生ですけれども、それは取りこぼしとか取らなかった小数の人たちですから、例でいいますと、前期1桁で7人とか8人だったのに後期は120人ぐらい押しかけてきて、教室を変えなくてはいけないという笑えない話になります。

2点目。学部は全部オープンですから、全ての学部が受けてきます。学生は特にどこの学部だからということはありません。

他の先生の授業はどうかというと、教育行政学は去年までは私ともう1人の先生で行っていました。他の先生ということは、この会場のなかにもおられますから、それに関してどういう授業しておられるかというのは控えさせていただきたいと思います。すみません。

**田中：**ありがとうございます。では喜多先生お願いします。

**喜多：**大阪音大のコミュニケーションの、模擬授業に関してですが、角谷先生と合わせて私が答えます。私がやっていた感じでは、学生自身が想定することはほとんどできないといっていると思います。つまり大学生に中学生になってください、高校生になってくださいという想定でやってくださいというのは、生徒役の学生に対しては、一応は「こういうふうに」ということでやるのですが、実際にはほとんどできません。役については普通の学生と同じような扱いになってしまいます。たとえば歌ってもらった後に指導した者が、終わった後に「ありがとうございました」と言います。「生徒にはそんなことを言わないでいいよ」と言っているのですが、つついやり学生は相手と同じ大学生と思ってやってしまいます。なかなか想定は難しいです。ただ、なかには本当に中学生・高

校生かのように、「先生、わかりません」とお芝居のように対応してくれる学生もいます。こういう学生は、声楽のオペラで演劇等の練習をしている、そういうタイプが多いように思います。以上です。

**伊達：**「保育・教職実践演習」と対の科目ということは特に置いてごさいません。僕の資料の1枚ものでNo.2を見ていただきます。これは左側が「保育実践演習」のⅡのシラバスで、右側がⅣのシラバスになっています。例えば1回目に「授業オリエンテーション（全体）」とあって、「グループ表現遊び体験（1）」となっていて、その右に「基礎・縦割り」となっています。Ⅳのほうも同じようになっていますが、ここで1・2年生同時に同じ内容で授業をしているということです。ここで保育実践演習Ⅳに対してはⅡの学生がやはり対になっています。そういう形で進めています。Ⅰのほうも見ていただくと、1・2年生が同じことをやっているときと別々に分かれているときといろいろあります。四六時中一緒ということではありません。

**田中：**では、八木先生お願いします。

**八木：**今の質問についてに答えさせていただきます。私がそういう教職実践演習と保育実践演習と一緒に置きました。というのは、教職実践演習は全教員が協力してということでしたので、全教員が協力して開けられるコマというのは短大の2年間では作れないです、時間割が。とりあえず保育実践演習では全員が参加していたので、その前後につけておいたら全員ができるかなということでした。短大となるとまず時間割りを組めないです。タイトになります。それが理由です。それから教育学部の場合はほとんどの先生が小学校の免許の教科教育法を担当しているの、だいたい全員が履修カルテをつける場合が多いということです。逆に人文社会学部のほうが数人の先生になります。教育学部の場合、私が教育心理学に200ちょっとつけて、幼児理解に150つけて、保育内容研究のほうに120、30つけています。私が一番多いです。私が一番多いのでなんとか楽しようと思って、こういう形にしました。私が一番多いのでそれより少ない先生ばかりですから、私がこれだけやっているからやってくださいという言い方でやって、なんとか落ち着いたというところがあります。以上です。

**田中：**ありがとうございます。そうしますと予定時間を越えていますので、このあたりで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

[研究報告]

## 課程認定基準等の再検証 並びに 教職実践演習（履修カルテを含む）への取組事例 その2

第1部 平成23年度課程認定申請大学および実地視察大学からの事例報告  
＜教職課程認定申請の概要 ～平成23年度の主な変更点～＞

関西大学学事局 原 徹

関西大学学事局の原と申します。よろしくお願いたします。

本日のテーマは「課程認定基準等の再検証並びに教職実践演習への取組事例 その2」ということで、前半の第1部は、平成23年度課程認定申請大学および実地視察大学からの事例報告を中心に進めて行きたいと思っております。なお最初にお断りしておきますが、課程認定基準の「再検証」という大きなテーマを掲げておりますが、ここでは、一つ一つの基準について検証しようという趣旨ではなく、中央教育審議会の「今後の教員養成免許制度の在り方について」答申（平成18年7月11日）が出されて以降、毎年のように『教職課程認定申請の手引き』の修正が加えられるなかで、教職課程認定上、どこに審査のウエイトが置かれているのかということについて、実際に本年度課程認定申請を行った大学および実地視察を受けた大学から具体的な指摘事項等をご報告いただくことを通じて、最新情報を共有することが本日のねらいであります。この課題研究会を通して1つでも多くの気づきがあれば幸いです。

本日の予定は、最初に私から本年度の課程認定申請上の変更点を少し説明させていただきます。そのあと、神戸常盤大学様より課程認定申請の事例報告をしていただきます。引き続き、私が委員として出席させていただいております全私教協教員免許事務検討委員会が12月10日に開催され、本年度の課程認定申請の状況について情報交換する機会がありましたので、そこで得られた他大学の事例をいくつか報告させていただきます。ここで休憩を挟み、後半は大阪商業大学様から実地視察の事例報告をしていただき、最後、総合的な質疑応答の時間をとらせていただきます。

早速ですが、最初に、私から、平成23年度課程認定申請の主な変更点として4点ご説明させていただきます。

＜平成23年度課程認定申請の主な変更点＞

①「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」が明文化され、課程認定申請の手引きに記載された。（手引き188・189頁）

「学科等の目的・性格と免許状との相当関係」については、もともと課程認定審査基準の中の「教育上の基本組織」という項目に規定されておりました。また、平成21年2月の教員養成部会でもこの件が審議され、現状の問題点や課程認定の方針が文書で示され、『教職課程認定申請の手引き』にも掲載されています。これらの経緯を経てまとめられたものが今回の審査基準です。

この相当関係が問題となったそもそもの発端は、平成17・18年度頃のこと、当時は相当関係が薄いとされながらも留意事項付きで認定された経営学部等における保健体育の課程で、数年後の実地視察を通じて、当該大学の教職指導体制やカリキュラム等に大きな問題があることが明らかとなり、それ以降特に相当関係が厳しく審査されるようになりました。文部科学省の説明によると、近年、学部学科の名称が多様になり、学位の種類も平成3年の大学設置基準の大綱化以前

は 29 種類だったのが、現在では 600 種類を超えるに至っており、学部名、学位名だけでは容易に免許との相当関係を判断できなくなったことも審査が厳しくなった要因だそうです。

- ②教職に関する科目の教員審査省略の要件として「直近 10 年以内（平成 23 年度申請の場合は平成 13～22 年度）に教員審査を受けたものであること。」が加わった。

教職に関する科目の教員審査省略とは、過去の課程認定申請での教員審査においてパスした科目については、その後の課程認定申請の際、同一分野であれば再度の審査が不要（＝履歴書・教育研究業績書の提出も不要）という規定です。この扱いが、従来は一度審査にパスした分野については永久的に審査省略の扱いとされていたのが、この要件が追加されたことにより、10 年に 1 度は教育研究業績等に基づく教員審査を受けなければならなくなりました。文部科学省によれば、学校現場の先生が、教員免許状更新講習により 10 年に 1 度の知識のリニューアルが求められるようになったのと同様に、教員養成を行っている大学で教職課程を担当する教員にも教育研究業績のリニューアルを求めるようにしたとのことでした。

- ③様式第 4 号「教育研究業績書」が従来の様式である A 様式と実務経験のある教員用の B 様式の 2 種類に分けられた。

様式第 4 号の教育研究業績書が、従来の様式を踏襲した A 様式と実務経験のある実務家教員用の B 様式に分けられました。実務家教員という概念は専門職大学院制度の中で出てきたもので、通常の専門職大学院では全教員の 3 割、教職大学院では 4 割の実務家教員を配置しなければならないとされています。学部における教職課程でも現場経験のある実務家教員を配置する大学が多くなってきており、教員審査においても実務経験が積極的に評価されるようになりました。ただし、単に実務経験が豊富というだけではだめで、著書や論文、あるいはそれらが無い場合でも、最低限、研修会、研究会等での発表記録や著作等、活字になった業績が必須となります。なお、実務家教員だからといって必ず B 様式を使用しなければならないというわけではなく、どちらの様式を使用するかは大学の判断に委ねられています。

- ④様式第 4 号に「教員就任承諾書」が加わり、教員審査省略対象教員であっても「教員就任承諾書」については提出が必要となった。

先ほど教員審査省略について触れましたが、この審査省略となる教員についても「教員就任承諾書」の提出が必要になりました。従来、教員審査省略が可能な教員は履歴書・教育研究業績書の提出は不要とされていましたが、申請時だけ教員審査省略可能な教員の名義を借り、実際には別の教員が担当するといった制度の悪用を防止するための措置ではないかと考えられます。

以上が本年度の課程認定申請の主な変更点です。

## <課程認定申請大学からの事例報告>

神戸常盤大学教学課 野田 育宏

みなさんこんにちは。神戸常盤大学の教学課の野田と申します。本日はこのような報告の機会をいただきまして、ありがとうございました。このあと発表に移るのですが、私はこの会に去年入会し、まさか1年後にみなさまの前でこのようにお話をすると思っていませんでした。今、原さんから課程認定基準の再検証の話があったかと思いますが、資料を作りながら、私の知識では再検証というのはなかなか難しいと思っており、私が実際にこの1年で経験したことをみなさまにお話することしかできないと考えております。きっとみなさまの中には、それは当たり前だと思いになる方もおられるかと思いますが、そのあたりを留意いただきましてお聞きいただければと思います。よろしく願いいたします。

みなさま方のお手元には資料が配られているかと思いますが、A4版の紙が2枚のものをご覧いただければと思います。基本的にはここに書いてある内容を話しますので、そこに沿ってという形になるとと思います。よろしく願いします。

本日の報告内容としては、ここにありますⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴという内容で進めます。最初のⅠは神戸常盤大学における教職課程の沿革です。Ⅱが今回の課程認定申請書類作成に際しての課題です。書類を作る前段階の課題です。Ⅲが課程認定申請の流れになります。本学は学部申請と幼稚園と小学校の免許に加えて保育士の申請もしましたので、それも含めて話をしたいと思っています。次が事前相談や指摘事項で得た情報です。このあたりが多少課程認定基準の再検証につながってくるかもしれないと思っています。最後のⅤで振り返ってという構成でいこうと思っています。

まず、本学の教職課程に関する沿革です。本学は昭和42年に神戸常盤短期大学として開学しました。教職に関してはもともと幼児教育科で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格で40数年の歴史があります。基本的には卒業生のほとんどは保育所に就職するという保育士養成に重きを置いた大学でした。その後平成20年に神戸常盤大学を開学し、短大で看護や臨床検査技師の養成を行っていた2学科を4大化しました。看護学科で養護教諭一種免許状を認可していただいています。そういう流れのなかで、教職課程については来年度に神戸常盤大学教育学部こども教育学科を開設する動きです。定員が80名で共学となっています。教職課程については、幼稚園教諭一種免許状と小学校教諭一種免許状を現在申請中で、今も文科省とのやり取りをしています。今日も文科省に指摘事項に対するメールを返信してきました。同時に指定保育士養成施設指定申請も申請済みなので、保育士養成もするという学校です。ちなみに今までありました神戸常盤大学短期大学の幼児教育学科は募集停止になっています。僕は個人的にもったいない気持ちがあります。短大を廃止して特に編入を作らずにやるということになっています。

次は課題になります。異なるタイミングで3つの申請を行わなければならないということです。まず、メインの教育学部の設置については5月末です。保育士養成については3月末に計画書を出して、9月末に申請を行います。教職については7月申請と、この3つになっていました。この3つの申請については本学での担当者は別で、学部設置は法人、保育士は教学の課長、私が教職の担当になっております。これについてはこのあと話しますが、学内の事務局内での調整が結構大事でした。

基本的には新学部のカリキュラムに関する軸は学科が作ります。学科の会議に私や法人の人間が入ることが多かったのですが、連絡ミスということも多々あったことが反省として残っています。

次の教職課程認定を行う事務スタッフの経験不足とありますが、これは私のことです。私は平成20年から幼児教育学科の事務担当をしています。教職については変更承認の申請を一度しただけ

です。あとは教職実践演習の再課程認定をしたのですが、根本的な申請をしたのは初めてです。手引きもあまり読んだことが無かったのです。

次は小学校教諭養成に精通する教職員の人材と情報不足です。今までは保育士養成に主眼を置いてきた大学ですので、短大から4大化するにあたりまして保育士ではなくて教員を養成するのだという文化が学内に根付くことが可能なのかという不安を持っております。そのための情報だとか教員の人材が不足をしていたということが課題です。

あとは全学的な教職運営体制が未整備になります。この阪神教協でも話題に上がることがありますが、本学にも当然ながら教職センターというものではなく、教職に関する事務的な仕事については教学課の仕事の一部ということでしかありませんでした。ただ、今回の申請をするにあたりまして、様式第5号に教職センターの構想を書いたのですが、本学は看護師や歯科衛生士の養成をする学科があるのですが、そちらを養成するための専門的なセンターもないのに、教職のセンターだけを作るのかという空気も多少ありましたので、ここをどうやって打破するのかという大きな課題でした。

あとは教員免許更新講習も行っていない大学でしたので、そういう意味では非常に珍しいというか、教職に関する運営については本当に整備ができていない大学でした。こういう状況を受けて教職に関することを勉強していこうということで、昨年度阪神教協に加盟させていただき、みなさま方からいろいろな情報をいただきまして、一から勉強することになりました。みなさん方が教職という共通の話題でいろいろな情報を共有されて勉強されている姿におおいに刺激を受け、私はみなさんの勢いをそのまま受けて、学内で教職について体制整備が必要だということを主張しながら、教職に関する事務の遂行に当たっています。

次は教職課程への流れです。このあたりから具体的な話になります。去年の8月頃には免許状種類の決定はしていたのですが、もともと我々は保育士養成が主な大学でした。それが短期大学で特に定員が割れていたわけではない中で4大化をするという決断をしました。保育情勢にかかる世間の変化というか、近畿厚生局が定員の管理を厳しくしましたとか、少子化、待機児童の問題、保育士養成施設が短大・4大構わず増えていったといったいろいろな状況があるなかで、本学も4大化をしていかなければならないということを平成20年くらいから話をされていたようです。四大化するにあたって、福祉を入れるのがいいか、今ある幼稚園教諭を継続するのがいいのかといろいろな話があったようです。最終的には、入試の状況等を踏まえて大学としては保育士に加えて幼稚園教諭と小学校教諭という形で進めていくことになりました。8月には決まりましたが、この頃はまだ阪神教協には入っていませんでした。阪神教協に入りたいということで、確か去年の10月に私は全私教協の青山学院での研究会に初めて参加しました。そのときは文科省の方も来られており、いろいろな話の中で課程認定では文科省から真っ赤な何十項目もの指摘事項が来て、それに対して1週間か10日で返事をしないといけないという話を聞きました。これはエライ仕事をしなくてはいけないと思い、自分自身の認識の甘さを思い知りました。

一方で学内から小学校の申請というのは本当に一からなので、文科省の教職員課に早めに事前相談に行きなさいと言われていました。10月の話では事前相談は年明けに来たらいいと言われてたので、年明けに電話しようと思っていましたが、意外にも12月に電話をしたら来てもいいということで、去年の12月に初めて1回目の相談に行きました。これは正式な事前相談ではなくて、事前のそのまた事前のような相談でした。ここで私が準備したことはとりあえず去年時点の課程認定の手引きを見て、申請書をできるだけ作って持っていきました。本当に一からだったので、できる限りわかる範囲で申請書を持っていくと、小野寺さんという方が対応してくださいました。2時間くらいかけて相談を受けていただき、すごく親切な対応をしていただいた記憶があります。我々は学部の設

置と教職のことがあって法人の局長も一緒だったのですが、教員審査についてのことを一番心配していました。学部設置の教員審査、教職の教員審査、どちらかが×なら×なのだとということを再認識しました。片一方が○であっても、片一方が×ならば×であるということを確認させていただいたのが12月末でした。

このあと3月にもう1回事前相談に行きました。3月といいましても、教職のほうの申請は7月なので、まだ時間がある気がしますが、学部設置が5月であることや保育士の計画書を3月末に出さないとはいけません。カリキュラムや教員組織については基本的に8割方できているという状況で事前相談に行きました。保育士の計画書の提出が直前でしたので、保育士にあまり関係しない科目についての話をよく聞きました。小学校のことが一番心配でした。小学校教諭養成に関する科目のシラバスについて、他大学のシラバスを見ていろいろ考えまして、その内容でいいのか不安でしたので見ていただきました。このときも2時間ぐらいお話を聞いていただいて非常に親切な対応をしていただきました。平成23年度については就任承諾書が加わりますということも聞きました。業績書もBというものができるという話もこの頃に聞いていました。この時点で教員組織は8割方固めておりましたが、学科の先生方がこの科目の担当はこの先生がいいということで呼んでこられた方が実際に業績書を作ってみますと、なかなか充分でない先生が何名かおられました。その方々について、このまま通しているのか駄目なのかという判断についてですが、3月の第2回の事前相談のときに実際に見ていただくと、業績を見て難しいのではという感じで言ってくださいましたので、大学に戻りまして、学科教員にこういうことですので先生を差し替えしましょうということを申し上げました。

シラバスの内容はこのときには結構詳しく見ていただきました。私どもがちゃんとチェックをしていなかったのもあるのですが、同じ内容についてはそれぞれの回数ごとにテーマを変えているかとかいうこともチェックをしていただきました。

さきほども言いましたが、3月末に指定保育士養成施設計画書提出になっていきます。このあたりは保育士を養成している学校しかわからないかもしれないのですが、保育士養成は近畿厚生局に出すことになります。一旦3月に計画書を出して、その後9月に正式なものを出すことになります。計画書というのは、どこまでちゃんとしたものかという話もあります。ある意味この計画書を出したら、そのあとのカリキュラムを変えることができないみたいな話にもなりますが、でも本来はそうでもなくて、計画はあくまで計画なのでという形で我々としては位置づけをして出しました。

今年の5月に教育学部設置認可申請書を提出させていただきました。我々は教職の申請と言いながら学部ができないと何も意味がないので、教育学部の設置認可申請書というのが優先というのがまずあります。この時点でカリキュラムだとか教員を動かせないということが基本にあるかと思っています。今回我々は学部の設置を行いました。平成20年度にも看護学科の申請をしたのですが、明らかに厳しかったという印象を持っています。さきほど原さんから相当関係のお話もありましたが、実際設置構想審査とか教員審査というのは学部申請においても今回は結構厳しく事前相談等でも問われたと聞いています。今年度はここに至るまでにも申請と取り下げた学校があるということも聞いています。数年前までは大学をどんどん作れというお話もあったかと思うのですが、今年はそういうわけではなくて、結構厳しく見られたというところが印象としてはありました。

また5月に学部の申請をしたあとに第3回目の事前相談に行きました。この事前相談は一般的な事前相談になってくると思います。ここは既に設置のほうから書類を出していますので、カリキュラムや教員を変えることができない状況で行っています。ですから基本的には申請書類というのは一式全部作った形で持っていきました。シラバスの内容とか気になる教員の業績、あとは様式の第8号です。たぶん相当関係に関すると思いますが、様式の第8号と履修カルテを特に見ていただき、

その他のところはザッと1時間ぐらいで見させていただきました。ここでも結構詳しく見ていただき、いろいろなアドバイスもいただきました。アドバイス内容については、のちほど触れさせていただきます。

ここで確認をしたことは、大学設置のほうでも審査が行われ、教職でも審査が行われますが、片一方の審査で何かあったとき、たとえば設置のほうで何か指摘があった場合は教職のほうに影響が出てくるかどうかということの確認をとりました。基本的には大学の設置の部署と教職課程の部署は文科省では別々なので、何か指摘があった場合は大学を通して指摘された事項を連絡してくださいと言われました。学部の教員審査でこの教員が駄目ということがあった場合は、大学のほうから教職員課のほうに連絡をして確認をするように言われました。

平成23年の6月に最後の事前相談に行きました。ここまで事前相談に行く必要があったのかという言われる方もあるかもしれませんが、我々は今回が始めてなので石橋を叩いてということで、ここまでさせていただきました。第3回と第4回の事前相談の担当者は同じで岸井さんと内野さんという方でした。内野さんは今年の関学の全私教協研究会に来られていました。岸井さんも以前全私教協研究会に来られた方です。3回目と4回目の担当が同じ方だったので、ある意味話は早かったです。4回目は最終確認なので、前回指摘された修正点の確認が主になりました。そこでは履修カルテのことを言われました。履修カルテの様式をつけていたのですが、様式だけではなく、たとえば学生に対する「履修カルテはこう使いますよ」という説明資料のようなものをつけるように言われました。要は履修カルテがどう使えるかということがわかるようなものをつけるようにとアドバイスをいただきました。そしてやっと7月に教職課程認定申請書類を持参しました。

8月に学部の設置認可に係る意見伝達というのがありましたので、教職員課のほうにその旨連絡をさせていただきました。実際は一部の教員については担当できないという話が出てきましたので、それに対してどう変更するのかとか、一部の教員についてはまだ追加の業績書を作らなければならなかったのも、そのあたりの人のケアをして目安がつかないと教職員課に連絡をさせていただきました。「実はこういうような指摘がありましたので、どうしましょうか」と言って、差し替えの書類を「お持ちさせていただけますか」という修正の内容も含めたメールで送らせていただきました。返事としては、変更点についてはわかりましたということです。ただ、その書類の差し替え等については、間もなく教職員課のほうから指摘事項があるかと思しますので、その指摘事項に関する修正のときでいいというお答えでした。この頃に我々がいろいろ学則を確認しているなかでお恥ずかしい話なのですが、様式第2号の指導法に関する科目名前で、教科指導法が5科目分あります。我々はずっと教科指導法と言っていたのですが、学則を見たら教科教育法となっていました。これは学内的な横の連携が悪かったという単純な話なのですが、この時点で科目名がおかしいという話になってきました。教職を担当する私や学科の担当教員のなかでは教科指導法という名前を当たり前のように使っていました。設置のほうは教科教育法で出してしまうので、これは変更することができないということなので、学校としては教科教育法でいくしかないということになりました。このことについては差し替えのときに文科省の教職員課に正直にお話をさせていただいて、差し替えをしたいと言うということで話をしました。そのことを隠すことはできなかつたかもしれませんが、どちらにしても変更承認とかで齟齬が生まれてきますので、そのあたりは正直に話をして書類の差し替えをするということで進んでいきました。

文科省からの指摘がまだ来ないと思っている間に9月になり、保育士に関する書類を出しました。既にカリキュラム等は全部固まっていたので、問題なく出しました。

10月になっても文科省の教職員課から指摘事項が来ないと言っているなかで、学部設置認可に関する教員審査の結果というのがあります。8月にたとえばある教員については保留ということで、

研究業績の追加をするようにという教員がいました。そういうものについての最終的な判断が下されました。一部の教員が駄目という判断が出たので、この時点で我々教職担当のほうでも、その科目の担当者の変更をする準備を進めました。この教員にするというものをしっかり決めた段階で再び教職員課に連絡をしました。指摘事項は9月に来ると言われていますが、まだ来ていないので、学部の方で指摘がありましたのでこのように変更するという連絡をしました。教職員課からはそろそろ指摘事項があると言われました。けれども、まだ来なかったです。これはたぶん10月の中旬ぐらいの話です。

10月の下旬に大学設置認可の答申で学部ができると正式に決まりました。うちの先生方のみなさんはこれで学部ができると大喜びされました。ですが、ちょっと待ってください、まだ教職はとおってなくて、指摘事項もまだ来ないという話をさせていただきまして、もう一度気を引き締め直していただきました。11月4日にやっと指摘のメールが来ました。

指摘事項は28項目でした。内訳は書いてある通りなのですが、根本的な指摘はあまりなくて、形式的な内容が多かったと思います。金曜日の7時半にメールが来たのですが、翌週水曜までの修正でした。私はたまたま土曜日に出勤したのでよかったです、休みだったら月・火・水でこれを作れという話なので、それは無理な話だと思いました。土曜日に出勤してよかったと思います。なんとか11月9日に修正のメールを送信しました。学部設置に関する意見への対応もありましたので、28項目だったのですが、最終的に64項目の修正を送りました。

11月10日に抜刷の提出指示のメールを受信しました。これは申請メールを送った翌日なので、チェックがすごく早いと思いました。16日に抜刷を持って行きました。教員審査対象が23名もいまして、様式3号4号が470ページで分厚い抜刷になりました。カラカラで行ったのですが、すごく重かったです。この後すぐに指摘事項のメールを受信しました。教員の業績不足に関するということで1項目だけ指摘をいただきました。1名の指摘ということでした。心配な教員は他にいたのですがその教員ではなく、心配していなかった意外な教員が指摘を受けました。教員の差し替えか業績を足しなさいということでした。では業績を足せばいいのではないかとということで、もともと保育に関する業績がありましたので、保育に関する観点ではなくて、もう少し小学校・児童という観点も含めての業績を書き直し、なおかつ足していただきました。ここから先は手元の資料にはないのですが、25日にもう一度修正のメールを送らせていただきました。

先週の12月4日にやはりこの教員については駄目というメールが来ました。駄目は駄目でいいのですが、ではいったい何について駄目なのかということを知りたかったのです。障害児の理解と援助という科目が駄目でした。含めるべき事項というのがあるのですが、そのなかのどの部分が足らなかったのかというのは一応確認させていただきました。全般的に足りないところがあったので、看護学科で障害児に関することができる別の教員で書類を作っていただきました。本当は明日までだったのですが、今朝文科省にメールを送ってきました。

次は事前相談や指摘事項で得た情報ということです。ここはもう書いてある通りです。アンダーラインを引いている部分が指摘事項をいただいた部分です。アンダーラインを引いていない部分が事前相談でお話されたことです。

一番上の2号の募集停止となる居残り教員についてです。我々が看護学科を作るときに、看護学科は看護学科で指定学校というのがありまして、そのときは併設する学科にも居残りの教員を貼り付けなさいという話がありました。そういうことがありましたので、我々は今回幼児教育学科短大を閉めるときにはそういうものがあるのかを確認したところ、それはいらないと聞きました。学位が確認できる書類については、さきほどの相当関係の話にもあったかもしれませんが、どんな学位にそれに関する規定ができていくのかということかと思っています。

シラバスについてです。基本的には書いている内容は原さんが配られた課程認定申請をめぐる諸問題にあるものと、ほとんど同じだと思います。保幼小の申請をするにあたり、教職論と教育原理という科目については3つの資格に関係する科目として申請させていただきました。シラバスのあり方については工夫をさせてもらいました。

様式4号の職務調書についてはここに書いてある通りです。66条の6の科目は記載しないと言われました。事前相談では書いてもいいと言われていましたので出したら、やはり駄目だと言われました。この影響で一部教科に関する科目と教科または教職に関する科目で履歴書と教育研究業績の提出を求められました。11月4日に連絡があって9日に提出したのですが、結構タイトなスケジュールでやりましたのでしんどかったです。ただしこの抜刷のものは出さなくてもよかったので、教職員課のほうで確認という感じです。

履歴書については私のチェックミスです。

教育研究業績書についてはここに書いてある通りです。3行目の「教育上の能力に関する事項も10年以内の事項しか」というところです。これは私の勘違いです。研究に関するところは10年以内ということがすごく頭にあったので、教育の能力についても10年以内というのがすっかり抜けていました。反省しています。

あとは活字でないものは削除というところもあります。図画工作・音楽とか芸術系の先生というのは、なかなか活字になる業績がないのです。そこがどうしてもいかわからなかったので、とりあえず書いてしまえと書いたら、やはり駄目なものは駄目と指摘をされました。

これが今年初めて入りました教育業績Bの一例になります。実際これが本当に正しいとは思いませんが、参考のために示しています。小学校校長経験者の一例として教育上の能力に関する事項についてです。実践例は実習生の教育の実践例です。作成した教科書はこういうものです。教育上の能力については大学のほうで作文をしていました。実務の経験に関することについても、こういうような項目を一応書かれていました。特に指摘事項では何もなくスッと進んできました。

教育業績に関する事項については、この方は著書とか論文がないのでなしとして、教育実践記録についてはこういうのを書きました。教育研究会で作成した資料や研究大会での機関紙です。その他についてはこういうものを書かせていただきました。これに対しては指摘事項もなく進んだと思います。

様式の第5号で教育実習の計画になります。基本的には母校実習というところで書かれている内容がそのままになってくると思います。一番下のところの教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会については、去年阪神教協でいろいろ勉強させていただいた他大学さんのモデルを基に作成をさせていただきました。他大学さんへも見に行き、いろいろなアドバイスをいただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。教員にとってもイメージができたようです。

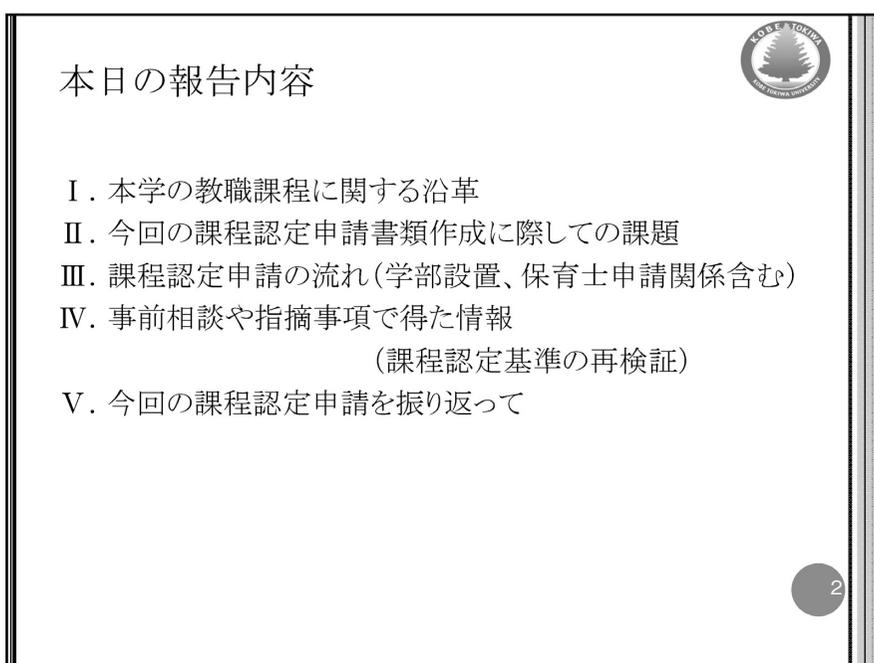
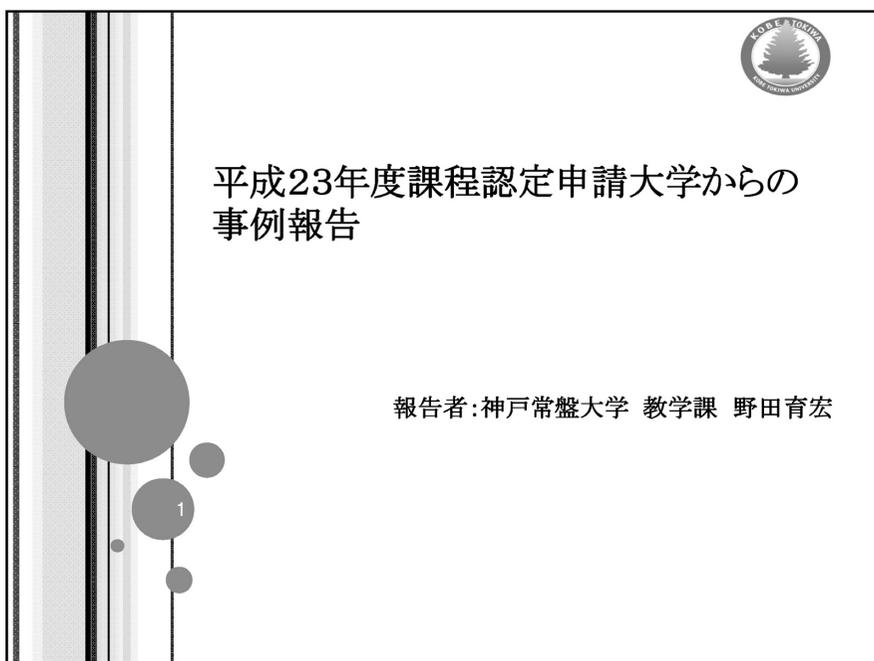
次は様式の第8号です。これについては学科長にすべて書いていただきました。このようなポイントでという話をいただきました。これは事前相談に行くたびにいろいろ読んでもらい、アドバイスもいただきました。あとは学部設置のときに学科設置の主旨というのを書くのですが、そこを参考にしながら書きました。8号のイについては特にたいしたことはなかったです。8号のウは各段階における到達目標です。到達目標を設定してからカリキュラムを作るというのはたぶん当たり前のことなのですが、書類を作るときは既にカリキュラムができていますので、みなさんはカリキュラムの表を作ったあとに到達目標を作られると思います。それがバれてしまいました。「これ、本当はカリキュラムのあとにつくりましたね？そうじゃないです」と言われました。「目標を作ってからカリキュラムを作ってください」と言われましたので、文章を作り直しました。

履修カルテについては生徒指導用の説明文書をつけてくださいということでした。

最後は非常に早口になってしまいまして、申し訳ありませんでした。最後の1枚に移ります。振り返りまして、文科省との関係ということになります。担当官によっては確かに言うことが違っていましたが、たぶんあの方たちは基本的には基準がちゃんとクリアされており、こちらが誠意を持って対応すれば問題がないと感じました。大学設置の担当官は結構厳しいようなのですが、教職担当の方は結構優しいという印象を受けました。そういう意味ではいい関係で今後も良い関係でつきあっていきたいと考えています。

今後の課題です。これについては申請書通りに書いたことができるかどうかというがまず基本だと思います。カリキュラムもそうですし、あとは学内組織的なところで教職に関する学内組織ができるかどうか、教職センターができるかどうかということについて地道に進めたいところです。小学校教諭というものを初めて養成をしますので、しっかりとした小学校教諭になれるような教育、採用につながるような教育をしていきたいと考えています。このあと実地調査の報告があるかと思いますが、それに向けましては、今回こういう書類を作ったからとっていろいろな教職に関する基準というものを見ないというわけではなく、毎年変わる基準に対してしっかりアンテナ持って対応していきたいです。そういうことをしていれば、実地調査がいつ来ても大丈夫な体制になると考えています。

最後になりますが、私は本当に阪神教協に去年加入しまして、みなさんからいろいろな情報を得ることができ、たくさんの知識や経験を得ることができました。そういうことが積み重なって順調に教職課程認定が進んでいるのだと思っています。本当にこの会に入会できたことに感謝しています。ではこれで私の報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）





## I. 本学の教職課程に関する沿革

昭和42年度 神戸常盤短期大学 開学

幼児教育科(教員養成課程(幼稚園教諭二種免許状)として認可、  
保育資格取得課程として指定)

平成20年度 神戸常盤大学 開学

保健科学部看護学科(教員養成課程(養護教諭一種免許状)として認可)

平成24年度 神戸常盤大学 教育学部こども教育学科開設

(定員80名、共学)

教員養成課程

(幼稚園教諭一種免許状・小学校教諭一種免許状)を申請中  
指定保育士養成施設指定申請書の提出済み

※神戸常盤大学短期大学部の幼児教育学科は募集停止

3



## II. 今回の課程認定申請書類作成に際しての課題

- ①異なるタイミングで3つの申請を行わなければならない  
教育学部設置申請⇒5月末申請  
保育士養成施設申請⇒3月末に計画書提出、9月末申請  
教職課程認定申請⇒7月申請
- ②教職課程認定を行う事務スタッフの経験不足
- ③小学校教諭養成に精通する教職員の人材と情報不足
- ④全学的な教職運営体制が未整備

以上を受けて阪神教協への加入を決定

4

### Ⅲ. 課程認定申請の流れ (学部設置、保育士申請関係含む)－①



平成22年 8月	免許状種類の決定 (幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状)
平成22年12月	第1回事前相談
平成23年 3月	第2回事前相談
平成23年 3月	指定保育士養成施設設置計画書提出
平成23年 5月	教育学部設置認可申請書の提出
平成23年 5月	第3回事前相談
平成23年 6月	第4回事前相談
平成23年 7月	教職課程認定申請書の持参

5

### Ⅲ. 課程認定申請の流れ (学部設置、保育士申請関係含む)－②



平成23年 8月	学部設置認可に係る意見伝達を受け 教職員課に連絡
平成23年 9月	指定保育士養成施設指定申請書の提出
平成23年10月	学部設置認可に係る教員審査の結果を受け 教職員課に連絡
平成23年11月4日	教職員課免許係からの指摘事項メール受信 (指摘事項28項目 内訳:様式2号⇒2項目、シラバス ⇒11項目、様式3号⇒2項目、様式4号⇒13項目)
平成23年11月9日	教職員課免許係に修正書類をメール送信 (修正事項64項目)

6



### Ⅲ. 課程認定申請の流れ

#### (学部設置、保育士申請関係含む)－③

- 平成23年11月10日 教職員課免許係からの申請書の抜刷  
提出指示のメールを受信
- 平成23年11月16日 教職員課免許係に申請書類の差替及び  
抜刷を持参(教員審査対象教員: 23名)
- 平成23年11月21日 教職員課免許係からの課程認定委員会  
委員による指摘事項のメールを受信  
(指摘事項1項目⇒教員の業績不足)
- 平成23年11月25日 教職員課免許係に修正書類をメール送信
- 平成23年12月 8日 教職員課免許係からの課程認定委員会  
委員による指摘事項のメールを受信 7  
(指摘事項1項目⇒教員の業績不足)



### Ⅳ. 事前相談や指摘事項で得た情報①

#### (課程認定基準の再検証)

様式第2号(認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織)

短大学科は募集停止となるが居残り教員は不要。

学位が確認できる書類を提出すること(学位規程を添付)。

#### シラバス

教職論と教育原理と保幼小科目とするには、幼児から小学校6年生まで  
網羅した内容にすること。

小学校の教科に関する科目内容は、学習指導要領の指導内容を具体  
に行うこと。

小学校の指導法には、指導案作成や模擬授業を含めること。

教職実践演習は、含むべき4つの内容が確認できるようにすること。

テストのみの授業は駄目(単位数に見合った授業時間数を確保すること)

8



## IV. 事前相談や指摘事項で得た情報②

(「課程認定基準の再検証」審査基準に関する最新事情)

### 様式第4号 職務調書

66条の6科目名は記載しないこと。

教科に関する科目と教科又は教職に関する科目でそれぞれ1名の教員について、履歴書と教育研究業績書の提出を求められたが、抜き刷りには不要。

### 履歴書

学会の事項欄に予定を入れてはいけない。

### 教育研究業績書

概要部分がシラバス内容と関係あることが分かるように記載すること。

様式4号の教育研究業績書がAとBに分かれる。就任承諾書が追加。

教育上の能力に関する事項も10年以内の事項しか記載できない。

活字でない研究発表などは削除すること。(芸術系教員の発表会や学会での口頭発表など)

研修会資料は研究業績として発表したとはいえないので、削除すること。

9



## IV. 事前相談や指摘事項で得た情報③

(「課程認定基準の再検証」審査基準に関する最新事情)

### 教育研究業績書B(小学校校長経験者の一例)

#### 教育上の能力に関する事項

- 1 教育方法の実践例  
教育実習生への教育実践例
- 2 作成した教科書・教材  
教育研究会で作成した冊子や副読本
- 3 教育上の能力に関する大学等の評価  
本学からの評価を学科長が作文
- 4 実務の経験を有する者についての特記事項  
教頭や校長として現場での指導  
教育研究会や各種研修会での活動  
教育委員会での活動

10



#### IV. 事前相談や指摘事項で得た情報④

(「課程認定基準の再検証」審査基準に関する最新事情)

教育研究業績書B(小学校校長経験者の一例)

研究業績等に関する事項

- 2 教育実践記録等  
教育研究会で作成した紀要や研究大会での機関誌  
副読本や用語解説集  
教育委員会との協力事業の研究発表冊子  
学校だより
- 3 その他  
研修会での資料や冊子

11



#### IV. 事前相談や指摘事項で得た情報⑤

(「課程認定基準の再検証」審査基準に関する最新事情)

様式第5号(教育実習実施計画)

幼と小をまとめて記載しても良い。

「教育実習の時期」に最終学年以外を記載している場合、理由を聞かれるかもしれないが、本学は聞かれなかった。

「教育実習校の確保の方法」には、大学が一括または個別で承諾を得た実習先で行うというスタンスで記載することが望ましい。母校実習は避け、大学と連携している実習先で、大学が求める内容の実習を行うような体制作りが必要。

「教育実習生に対する指導の方法」には、訪問時における具体的指導内容も含めること。

「教育実習の受講資格」には、指導法の科目は入れるべきではないか。

「教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等」については、本学の既存の組織と阪神教協での他大学のモデルを元に作成。

12



#### IV. 事前相談や指摘事項で得た情報⑥

(「課程認定基準の再検証」審査基準に関する最新事情)

様式第8号ア(認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成に対する理念等に関する書類)

養護教諭課程を有する大学に、新たな課程を新設する理由とそのニーズ。幼稚園二種から一種それに加えて小学校課程も必要な理由とニーズが必要。

本学ならではの取り組みも紹介すれば？

保育士養成に触れていけないわけではない。

「認定を受けようとする課程の設置趣旨」は、幼と小を分けて記載すること。

様式第8号イ(教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況)など様式第5号の「教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等」を参考にして作成

13



#### IV. 事前相談や指摘事項で得た情報⑦

(「課程認定基準の再検証」審査基準に関する最新事情)

様式第8号ウ(各段階における到達目標)

到達目標を設定してからカリキュラムを作ること。

到達目標は2～3行を目処とし、具体的な科目名を記載しても良い。

「その他教職課程に関連のある科目」は大学で独自に設定すれば良い。

(卒業要件科目を記載すべきかどうかも含めて)

履修カルテ

現在検討中の履修カルテ案でも可。申請後の改訂は可能である。

様式のみでなく、学生指導用の説明文書がある方が良い。或いは履修カルテの使用方法について記載した文書でも良い。

14



## V. 今回の課程認定申請を振り返って

申請書作成にあたっての文科省との関係について

他大学との連携と情報共有について

今後の課題について

実地調査に向けて

15



ご静聴ありがとうございました！

16

## <他大学の事例報告>

関西大学学事局 原 徹

続いて、冒頭に申し上げましたとおり、12月10日開催の全私教協教員免許事務検討委員会で得られた他大学の課程認定申請情報のなかから、特徴的な事例を2点のみご紹介させていただきます。<事例① 共通開設で開講している教職に関する科目が、学則上整合性がとれる記述になっていない場合は、整合性がとれるように表記の修正を求められた事例>

教職に関する科目の様式2号の「開設体制」欄は「大学において共通開設（ただし、一部科目は〇〇学科、・・・にて開設）」と記載されており、複数学部で教職課程を有している大学の教職に関する科目は、一般的に学部（学科）共通開設で開講していることが多いと思いますが、これら共通開設で開講されている科目が、学則上は各学部開設科目ととれる表記になっている場合、学則上もその開設体制がわかるように、各学部開設表記から学部共通開設表記へ修正を求められた大学が多いようです（下記[学則変更イメージ]参照）。

[学則変更イメージ]

### 旧学則

(1)A学部	(2)B学部	(3)C学部	(4)D学部
教職に関する科目	教職に関する科目	教職に関する科目	教職に関する科目
・教職論 2単位	・教職論 2単位	・教職論 2単位	・教職論 2単位
・教育原論 2単位	・教育原論 2単位	・教育原論 2単位	・教育原論 2単位
・発達と教育 2単位	・発達と教育 2単位	・発達と教育 2単位	・発達と教育 2単位
・教育課程論 2単位	・教育課程論 2単位	・教育課程論 2単位	・教育課程論 2単位
・〇〇〇〇〇	・☆☆☆☆☆	・△△△△△	・□□□□□
・	・	・	・
・	・	・	・

### 新学則

(1)A学部	(2)B学部	(3)C学部	(4)D学部
教職に関する科目	教職に関する科目	教職に関する科目	教職に関する科目
・〇〇〇〇〇	・☆☆☆☆☆	・△△△△△	・□□□□□
・	・	・	・
・	・	・	・

### (5)共通開設

教職に関する科目  
・教職論 2単位  
・教育原論 2単位  
・発達と教育 2単位  
・教育課程論 2単位  
・  
・

<事例② 学科等の目的・性格と免許状との相当関係面で申請の取り下げを余儀なくされた事例>

ある大学の4学科を有する経営系学部での課程認定申請に関する事例です。現行では4学科すべてについて高校「公民」「商業」、中学校「社会」の課程を持っており、今回この4学科のうち2学

科で新たに「地理歴史」の課程認定申請をすることになりました。当該の大学は『教職課程認定申請の手引き』に基づき、様式8号（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成に対する理念等に関する書類）の作成、教職に関する科目担当教員の教育研究業績のチェック、指導要領等に基づくシラバスの点検等に重点を置きながら書類作成を進めました。文部科学省との事前相談では、それらの書類のなかで様式8号について「より詳しく記載したほうがよい」との指摘を受けましたが、その段階では、相当関係がまったく見られないということではなく、ある程度相当性は認められるとの判断があり、シラバスについても「到達目標欄に「地理歴史」に関わりのある記述があるとよりわかり易い」といった趣旨の指摘を受けました。その後、7月13日に申請書類を提出、9月15日には文部科学省から「様式2号、8号、学則をメールで送ってほしい」旨の指示があり、併せて「学則に記載されている日本史概論＝法令科目区分「日本史」の一般的包括的科目が卒業単位に含まれるか」との質問がありました。その時は正直に「卒業単位には含まれない」と回答しましたが、9月29日、何の詳しい説明もなく「学部長に来庁願いたい」旨の連絡があり、10月3日に文部科学省へ出張しました。そこで「学位プログラムの履修と同時に、教職課程プログラムについても体系的に履修できなければならない。卒業単位に含まれない科目を多数「教科に関する科目」として開講するのであれば、体系的に履修ができるとはいえ、相当関係が薄いのではないかとの意見があった。このまま申請しても認定されないため、どのような対応をとるのか、5日の午前中までに連絡をしてほしい」という内容の説明を受けました。これを受け、大学で協議をした結果、最終的に申請は断念し、10月5日に取り下げる旨の連絡をされました。以上が、この事例の大まかな顛末です。

経営学部、商学部、経済学部、法学部等の学部で、「公民」に加え「地理歴史」の課程を持っている大学も多いと思いますが、上記指摘の内容を鑑みると、今後社会科学系の学部における「地理歴史」の課程の維持が難しくなることが予測されることに加えて、相当性の薄い免許教科の申請の場合は、その説明にかなり難しい対応を強いられた大学が多いようなので、共有すべき情報として提供させていただきました。

[研究報告]

## 教職課程認定大学実地視察校報告－大阪商業大学－

大阪商業大学 経済学部 教授 佐野 茂  
教務課 奥村 真紀子

本学は教職課程について平成 23 年 11 月 11 日（金）に文部科学省による実地視察を受けた。  
以下に実地視察に関する事項を記載する。

### 1. 文部科学省との連絡記録

日 程	内 容
H23年5月2日	文部科学省から担当者へメールで実地視察実施の連絡受け取り ・ 大学関係者のスケジュールと教職に関する科目の時間割の提出依頼 （提出期限 5 月 13 日） ・ 実地視察調査表等 提出書類の様式を添付ファイルで受け取り
H23年5月12日	・ スケジュールと時間割を文部科学省へメールで送付
H23年6月2日	文部科学省より視察日程が後期になった旨メールで連絡受け取り。 7月下旬に改めて後期の日程照会があるとのこと。
H23年8月2日	文部科学省から担当者へメールで、後期の大学関係者のスケジュールと教職に関する科目の時間割の提出依頼 （提出期限 8 月 15 日）
H23年8月4日	後期スケジュール及び時間割を文部科学省へメールで送付
H23年9月8日	文部科学省よりメール受け取り ・ 開催案内 （実施日 11 月 11 日、調査表提出期限 10 月 5 日）
H23年9月26日	文部科学省よりメール受け取り ・ 調査表追加分（提出期限 10 月 5 日）
H23年10月4日	実地視察調査表、調査表追加分 提出（郵送及びメール）
H23年11月4日	文部科学省よりメール受け取り ・ 大阪商業大学視察事項（案） ・ 【確定版】 日程
H23年11月11日	実地視察実施

### 2. 視察当日の日程・スケジュール

- (a) 視察日  
平成 23 年 11 月 11 日（金）
- (b) 視察先  
大阪商業大学
- (c) 視察委員、教育委員会関係者及び文部科学省随行者

実地視察委員：〇〇委員、〇〇委員

文部科学省：〇〇室長補佐（初等中等教育局教職員課教員免許企画室）

〇〇係員（初等中等教育局教職員課免許係）

〇〇係員（初等中等教育局教職員課免許係）

大阪府教育委員会：〇〇免許補佐

〇〇免許総括主査

東大阪市教育委員会：〇〇所長

：〇〇主幹

(d) スケジュール

時間	事項	講義・施設
9:30	大学集合	
9:30 ～ 9:55	視察側打ち合わせ（25分）	
9:55 ～ 12:30	紹介・挨拶・日程確認（10分） 教職概要説明（25分） 質疑応答（120分）	
12:30 ～ 13:30	昼食	
13:30 ～ 15:00	講義・施設見学（90分）	<b>【講義見学】</b> 『教育方法論』（各10分） 『商学概論Ⅱ』 『経営情報概論Ⅱ』 『経済政策』  <b>【施設見学】</b> キャリアサポート室（各10分） 教職課程指導室 図書館 ※見学時間は移動時間除く
15:00 ～ 15:30	視察側打ち合わせ（30分）	
15:30 ～ 16:10	講評、懇談（40分）	
16:10	終了	

### 3. 準備資料

#### ①実地視察調査表

1. 認定を受けている課程を有する学科等の概要
2. 教員組織
3. 教員養成のための教育課程及び履修方法
4. 学生への履修指導
5. 卒業者の教員免許状取得状況及び教員就職状況（過去5年間）
6. 施設・設備（図書を含む）の状況
7. 通信課程
8. 教員養成に対する理念、設置の趣旨等
9. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）
10. 教職実践演習の内容等
11. 「履修カルテ」の活用方法・状況
12. 教職課程関係実技・実習施設の状況（9.～12. は追加分）

#### ②教職に関する科目のシラバス

#### ③教科に関する科目のうち、特色のあると考えられる授業として調査表に記載したもののシラバス

#### ④教育実習の評価項目表、評価シート

#### ⑤学生便覧、履修案内等

#### ⑥学則

#### ⑦平成23年4月1日時点の認定課程の状況を記載した様式第2号

#### ⑧履修カルテ

### 4. 事前確認事項

#### 【教員養成に対する理念、設置の趣旨など】

- ・貴学の建学の精神である「世に役立つ人物の養成を旨とし、広く知識を授けるとともに、専門の諸科学を深く教授研究し、広い視野と的確な判断力をもった人材を育成する」という教育目標を踏まえ、教員養成課程においては、具体的にどのような取組・工夫を行っているのか。（調査表p.19）

#### 【大学における組織的指導体制】

平成20年11月12日の教育職員免許法施行規則の改正により、第22条の4において、学生への適切な教職指導が努力義務化されている。

- ・教員免許状取得希望者が学年を経るごとに減っているが、学生に対してはどのような履修指導を行っているのか。またこのような傾向に対し、貴学としてはどのように考えられているのか。（調査表p.14）
- ・教職指導体制は、大学執行部組織である「学部連絡会議」と「教務委員会」および「教職課程委員会」が有機的連携を図られているとのことだが、各学部・学科担当者との関係はどのようになっているか。教職課程の理念の共有や具体的なカリキュラムの調整、情報や問題意識等の共有・連携はどのように行われているか。（調査表p.19）
- ・教職課程指導室の役割、学生の活用状況はどのようになっているか。（調査表p.14及び教職課程関係実技・実習施設の状況）

## 【教育課程・シラバス】

### ○ 教育課程について

- ・教育課程については、教職課程認定基準 4-3 (2)、4-4 (2) のとおり、教育職員免許法施行規則第 4 条、第 5 条に定める科目の半数までは他学科等の開設科目を充てることができることとされているところであるが、以下に挙げる課程については、他学科等開設科目が、科目区分の半数を超えており、基準が満たされていないため、基準を満たすよう整理すること。(調査表様式 2 号)

＜他学科等開設科目が科目区分の半数を超えている免許教科＞

- ・経済学部経済学科、総合経営学部経営学科・商学科・公共経営学科  
中一種（社会）・・・5/5（全学科共通開設科目）  
高一種（地理歴史）・4/4（全学科共通開設科目）  
高一種（公民）・・・3/3（全学科共通開設科目）

また、教科に関する科目について、「商業」と「社会」「公民」は科目を共通開設することは認められていない中で、「ミクロ経済学」が3つの免許教科の教科に関する科目として位置づけられていることから、基準に適合するように整理すること。(調査表 様式 2 号)

### ○ シラバスについて

- ・大学は、授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えることとされているが（大学設置基準第27条）、当該単位は、「履修」そのものに対して与えられるものではなく、履修によって「修得」した内容に対し与えられるものである。シラバスの「成績評価方法」の中には、出席状況を評価割合として記載しているものもあるが、出席（履修）はしたが、当該内容を全く修得していない者に対しても一定の評価をすることは、単位制度の趣旨に照らし適当でないことから、修正をすること。(シラバスp.2、6、16、18、24、32他)
- ・シラバスの授業計画について、同一テーマを並べて記載しているものが見られるが、各回の取り扱う内容が分かるよう詳細に明記すること。(シラバスp.9、11、13、15、19、21、27、29、33、35他)

## 【教育実習】

平成 18 年 7 月の中教審答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」では、教育実習においては、課程認定大学と実習校の協力により、授業案を作成したり、教材研究の指導を行うなど、大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会を積極的に取り入れることが必要である。また、実習成績の評価についても、適切な役割分担の下に、協働して行うことが適当であるが、その場合には、実習校により評価にばらつきが生じないように留意する必要がある、と述べられている。

また、平成 20 年 11 月 12 日の教育職員免許法施行規則の改正により、第 22 条の 5 において、教育実習の円滑な実施が努力義務化されている。

- ・系列校及び、学生の出身校で実習を行っているとのことだが、それぞれの学校で実習を行う学生の割合はどのようになっているのか。(調査表p.10)
- ・実習中における大学の教員の指導体制はどのようになっているか。また、実習先が遠方の場合、どのような体制・方法で指導をしているのか。(調査表p.10)

### 【学校現場体験・学校ボランティア】

- ・「地域連携教育活動」が教職課程以外の授業科目として位置づけられているが、こういった意図があるのか。また教職課程を履修している学生はどのくらい当該授業を履修しているのか。(調査表 p.9)
- ・学校現場体験・学校ボランティア活動についてはどこの部署が窓口となり、学生派遣等の調整を行っているのか。また、派遣する学生はどのように決定しているのか(希望した学生は全て派遣されるのか。それとも、派遣先によって履修科目等に制限を設けているか)。(調査表 p.9)
- ・学校現場体験・学校ボランティアに関する取組を教職課程にどのようにフィードバックし、活かしているのか。また、これらの活動にどれくらいの学生が参加しているのか。(調査表 p.9)

### 【履修カルテ】

- ・教職実践演習の実施前であるが、履修カルテを学生への指導等に活用しているか。活用している場合、具体的にどのようなことに活用しているのか。

### 【その他】

- ・平成18年7月の中教審答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」で提言されている「教職課程の質的水準の向上」のための方策を、貴大学としてはどのように受け止め、大学内において議論し、既に取り組んでいるか。
- ・教職課程の不断の見直しを行うだけでなく、各授業科目を担当する大学教員の資質を確保するためにどのような取り組みを行っているのか。
- ・学生から、大学教員の授業に対する評価・要望・感想などに耳を傾ける何らかの取り組み・工夫をしているのか。取り組みがあるとすれば、これらの評価等に対して、大学としてどのように改善を図っているのか。(学生による「授業評価委員会」や「FD委員会」など、組織的な取り組みがなされているか。)

## 5. 実地視察当日内容

### 教職課程概要説明

- 建学の理念
- 教職課程設置の経緯
- 教育の質的向上を目指した指導体制、FD活動、自校教育について

### 教職課程委員会について

- 構成
- 役割(規程に基づき説明)
- FD活動(公開授業)

### 就職支援について

- 卒業生と教職員の連携

### 質疑応答

- 大学院における教職課程について  
(大学側回答)

- ・大学院では中学校教諭専修免許状（社会）と高等学校教諭専修免許状（公民）の教職課程を設置しているが、教員を希望する院生がいない状況である。
- 学年が上がるとともに教職課程履修者が減少していることについて  
 (大学側回答)
    - ・平成18年度中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方」や法改正を意識し、教育実習の受講資格として12教科を課すなど教育実習の厳格化を実践することにより、質の高い学生の教員免許取得を促している。
  - 教育実習の受講資格が満たせなかった場合などの、教職課程リタイヤ学生への進路対応について  
 (大学側回答)
    - ・キャリアサポート室で3年生全員に面談を行い、個々の学生の希望を聞くなかで、実質的に社会に出た時に役立つ支援を行い、教員以外の進路選択をサポートしている。
    - ・本気で教員を希望する学生には、卒業後に科目等履修で単位を補い教員を目指す方法を指導する場合もある。
  - 教育課程について、他学科等開設科目が科目区分の半数を超えている免許教科があるため、基準を満たすよう整理すること。  
 (大学側回答)
    - ・確認し整理する。
  - 教職特別課程について  
 (大学側回答)
    - ・本学の特色として教職特別課程を設置しているが、受講資格において「教科に関する科目の最低単位数を既に取得しているもの」と規程に定めており、この条件を満たす志願者がいないため、近年受講者はいない状況となっている。
  - 「地域連携教育活動」について  
 (大学側回答)
    - ・東大阪市教育委員会との協力協定により東大阪市立学校において行っている。東大阪市立意岐部中学校の生徒を対象とした「中友（ちゆうとも）活動」も含め、学校現場での体験こそが教職におけるキャリア教育であるため、内容のある実践教育となっている。
    - また、距離的に近いため訪問指導などのコミュニケーションが取りやすいという利点がある。
  - シラバスについて、
    - ①出席点を評価方法に含むことは、修得できていることを確認するための評価という観点において適していない。
    - ②授業計画について、～ (1)、～ (2)、～ (3)、～ (4) という記載では内容がわかりにくいいため、どのような授業なのか学生にわかりやすい表現に改善する。
    - ③教育職員免許法に定められている事項を学ぶことが出来るシラバスを作成する。

- ④その科目を学習することで、教員になるための、どのような部分が修得できるのか明確にする。
  - ⑤一般教師が担任として指導することが前提であり、担任としての仕事内容や、意欲のある生徒のリーダーシップの育成などを取り上げながら、いじめなどの特異な問題についても理解できる工夫が必要である。
  - ⑥学習指導要領の内容を反映させて欲しい。  
(大学側回答)  
今後改善を図る。
- 母校実習について、系列高校との連携を図りながら今後減らしていく工夫と改善が必要である。  
(大学側回答)  
検討していく。

## [研究報告]

# 短期大学における教職実践演習と履修カルテの取り組みについて

大阪音楽大学 大前 哲彦

## はじめに

私どもも原さんから紹介されましたように、学科再編に伴う教職課程の再課程認定の被審査中で、これで5回目か6回目の指摘を受けました。明日また返ってくるのでしょうか。申し訳ありません。この原稿を作るプロセスはそれに拘束されていた時期で、不十分なものになっています。

それでは、この資料に基づいて報告させていただきます。モノになるのか心配していましたが、この教職実践演習はなんとかなります。しかし、この授業の意味というのはもうひとつわからないというのが実感です。私のところは卒業の間際になりますと、学生は卒業試験に熱中します。だから早めに片付けないといけないということで、まず9月7日、6日にやりました。夏休み中ですから、1限から5限までの集中講義です。最初は全体会でオリエンテーションをやります。7人の専任教員がいます。うちは教職課程を履修するには1年間で6万円必要です。だから短大生の場合は段々履修者が減ってきて、1クラス5、6人です。7人×6=42人前後です。それで次の資料を用意して学生に配布して検討しました。

## 1. 報告時の配付資料

- 1) 7人の専任教員が、専攻を越えた5～6人のクラスを担当して実施。
- 2) 次の資料を配付してクラス討議（9月6～7日、1限から5限）
  - ・ 1) 個人のポートフォリオ（履修カルテ）
  - ・ 2) 「教育実習にいくに当たっての自分の課題」に関するレポート
  - ・ 3) 「教育実習ノート」
  - ・ 4) 「教育実習の反省レポート」
  - ・ 5) 介護等体験の感想文（学務センター）
- 3) 個々の受講生が補充課題についてのレポート提出（ポータルサイトの活用）
- 4) 事例(大前クラス・2日目の1限に配布しコメントを返した。文末の括弧内は、私のコメントメモ)

短大 音楽科 管楽器 Fl 2年生

私の補充課題は、話し方と文章作成能力です。

話し方については、予想していなかった話をふられると、若者がよく使う話し言葉で話してしま、教師らしい話し方が出来ませんでした。

文章作成能力は、指導案作成時に必要性を感じました。私の指導案は文章が幼稚で、実習教員の先生方に、何度も添削していただきました。このような能力は、教師としても必要ですが、一人の社会人としても必要なので卒業までに身につけたいです。

また履修カルテを振り返ると、実技科目や専門科目に比べて、教職に関する科目の成績が低いので、今までよりも真剣に授業に取り組みたいです。

（実技の成績が良いということは、素晴らしいことだと思います。補充課題の達成にご健闘ください。）（開放制の教師教育）

短大 音楽科 管楽器 Tb 2年生

教育実習を終えて私自身でできなかったこと、反省点はたくさんありました。まず、実技の技術で

生徒を困らせることになってしまいました。合唱の授業でのピアノ伴奏ですが、一応弾き語りはできるのですが、生徒を見ながら…、となるとしどろもどろになってしまい生徒の歌いやすい状況にしてやるのが出来ませんでした。また、そのために余裕をなくしてしまい、生徒の行動や反応に注意を払うことが難しくなり、私の発問の仕方や、私の伝えたいことがきちんと伝わっていたかを注意深く配慮できなかつたように思います。これは、私が実習先の先生に指摘され、感動したことなのですが、生徒がどうすれば音楽を好きになるか、歌うことが好きになるかを考えたら、生徒は自然と協力的になってくれる、というのです。私は、生徒の身になって憧れの音楽の先生とはどういうものか、をしっかりと考えていなかったことが今回実習に行って一番感じた課題だと思いました。

(「生徒がどうすれば音楽を好きになるか、歌うことが好きになるか」の答えは出たのですか？ また、どうしたら余裕を持てるのでしょうか？)

短大 音楽科 声楽 2年生

私の補充課題は、教育実習に行く前から課題にしていたコミュニケーション力をつけることです。私は自分から進んで話すことが苦手で、いつも相手から話しかけてくれるのを待っていました。今までは、苦手ということを理由に逃げていたと思う。でも社会に出たとき、苦手ということは通用しないので、苦手を克服するためにも今すぐはできなくても今回、班長をやる中で少しでも自分から進んで話す、人前にたつてもきちんと話せるようにすることが、自分にとっての課題だと思う。(課題が明快ですね。班長としてのご活躍を期待します。)

短大 音楽科 ピアノ 2年生

教育実習を終えて、私なりに反省したことや至らなかった点はたくさんありました。まず、生徒とコミュニケーションをとるのに、時間がかかってしまい、最後の週になってようやくうちとけられてきたことです。

自分から話かけるのを恐れすぎていたのはよくないことだと思いました。どんなささいなことでも自分から話すきっかけをつかんで、おどおどせずに積極的にいけば実習中にみんなともっと楽しく過ごせていたのたろうと思います。

もう一つは、自分自信でも不安だった歌です。最後の授業に、恥をすてておもいきり歌ってみたら、みんなもいつもよりもっと大きな声で歌ってくれたので、こんなことなら初めから恥ずかしながら歌えばよかったと思いました。

生徒を注意することもできなかったのも、もっと自分の立場など気にせずに注意すべきだとも思いました。みないふりせずに、きちんと生徒一人一人とむきあうことが生徒と教師の信頼関係につながるのだと思います。怒らない先生がいい先生だとは決して言えないと思います。

また、もう少し自分に自信をもって授業をできればよかったです。自信をつけるのはとても難しいことですが、これから、自分なりにちいさくても自信をつけていきたいと思いました。

(自分に自信を持てるようになるのは必要なことですが、あまりあせらないでください。また、早くから自信を持ちすぎますと変な人になってしまいます。)

短大 音楽科 ポピュラー Pf/Keyb 2年生

私の補充課題は、授業配分です。指導案通り、50分という限られた時間の中で、いかに生徒を楽しませ、内容を理解させるか。です。たくさん教材研究をしても授業では、言いたいことの半分も言えず、授業に進め方の難しさに苦戦しました。それは、自分自身で重要ポイントを把握できて

おらず、欲張って教材研究したことすべてを授業で言おうとしていたことが原因だと思いました。要領よく授業をするためには、教材研究したことを、自分自身で整理し、要点をおさえた授業をすることが大切だと思います。

(自分の頭で何度も推敲することですね。でも、登校拒否の生徒をクラスの仲間につなげた実践は、感動的なものでした。ご活躍を期待します。)

短大 音楽科 ピアノ 2年生

私の今後の課題は、物事をもっと客観的な目線で判断できるようになることだ。それは客観視ができる人は協調性のある人だと考えているからだ。私は協調性という部分で欠けているところが多くあると思う。自分の意見をしっかりと持つことは重要なことではあるが、それが仮に一人よがりであったり、自己中心的であるならば意味が無いことだ。主観的な意見と客観的な意見の双方を導き出し、バランス良く使い分け、これからよりいっそう自分の視野を広げるようにしていきたい。

5) 全体会で教員が講評、補充課題の達成へのヒント

- ・コミュニケーション力？
- ・人間関係の構築力？
- ・課題の探求力？
- ・文章作成能力？

中学生に語りかけたいこと→共同研究結果のプレゼン or 模擬授業

6) クラス活動(クラステーマづくり、分担して調べ活動、宿題を持ち帰る)

7) 10月1日(土)3限～5限 プレゼン準備 予行演習

8) 10月22日(土)3限(予行演習)、4～5限、クラス発表、反省レポートの提出

## 2. 補充課題のための資料

まず、履修カルテです。一昨年に短大の方のコース新設に伴って課程申請をし直しました。だから査察があるだろうと腹を決めて待ちました。そのために履修カルテも作っておかなくてはならないということで、神戸女子大さんを目指しているのですが、とりあえず紙ベースで作成しました。学生に配布し、1年次の成績を記入させて学務センターに集められていたものを学生に配布したのですが、1年次の成績・自己評価を3科目ぐらしか書いていない者がいました。だから全然活用できていませんでした。それに我々が総合評価を書いて教職実践演習の授業の最初に配布して補充課題を明らかにする材料にする段取りになっていたのですが、これの活用をあきらめました。本来なら2年次の夏休み前に2年次前期までの成績と自己評価を書かせて回収し、我々が総合評価を書くべきだったのですが、9月上旬に教職実践演習を始めた関係で、その時間的余裕がなかったことも活用できなかった理由です。他大学に編集した場合などに提出を求められるかもしれませんが、遅ればせながら2年次前期までの成績と自己評価を書いて提出するように求めたのですが、回収率がよくありませんから、もう終わりなので、どうしようかと思っています。教職実践演習は、一応この履修カルテも踏まえてということですから、不十分なものでしたが、学生への配布物に加えました。

2つ目には「教育実習に行くに当たっての自分の課題」です。「教育実習の研究」といったらいけないのです。これは科目名称に馴染まないと言われ、「教育実習の指導」と今度の課程申請で直させられました。その中で学生に書かせたレポートです。園田学園大学の沢村先生が提起され、本

学も学んだことですが、課題解決型の教育実習と呼んでいます。学生が課題をはっきり自覚して実習に行くということです。事前指導の最後に「集中講義で学んだこと」と、「実習に行くにあたっての自分の課題」をテーマにしたレポートの提出を求めています。それはB5用紙1枚のもので、補充課題を考える上で、これが一番役に立ちました。我々がコピーを持ちながら学生に返しました。

それから教育実習ノートを学生に返しました。

教育実習が終わってから、実習体験を客観的に振り返るために2週間以内にレポートを書くようにしています。我々はそれで事後指導をやるのですが、その反省のレポートも返しました。

それから介護等体験に行った際に感想文を書く場合が多いです。これは施設で求められたら施設に出して帰ってきなさいということで、施設から求められない場合は後輩の指導に使うから大学に出すように求めています。これについても返しました。5、6人のクラスに分かれまして、この5つの資料に基づいていろいろ意見交換しながら卒業までにやるべき課題をテーマに討論しました。それで最後の5限目にポータルサイトに受講生が補充課題についてのレポートを提出して帰るというわけです。

教員によってはポータルサイトに馴染んでいない人がいらっしゃいますので、紙ベースで書いて出させたクラスもあります。

### 3. 補充課題レポート

次に載せてあるのが、私が担当したクラスの学生たちが書いた自分の課題レポートです。最初のフルートの学生は「私の補充課題は話し方と文章作成能力です。話し方については、予想していなかった話がふられると、若者がよく使う話し言葉で話してしまい、教師らしい話し方ができませんでした」。教育実習の反省が2点。「文章作成能力は、指導案作成時に必要性を感じました。私の指導案は文章が幼稚で、実習教員の先生方に、何度も添削していただきました。このような能力は、教師としても必要ですが、一人の社会人としても必要なもので卒業までに身につけたいです。また履修カルテを振り返ると、実技科目や専門科目に比べて、教職に関する科目の成績が低いので、今までよりも真剣に授業に取り組みたいです」と書いています。

2日目の1限の授業をで、7人の教員が自分の担当のクラスの学生のレポートにコメントを返したのですが、私はパワーポイントで紹介しながらコメントしています。そのときのままなので、注目点を太字にしています。(実技の成績が良いというのはすばらしいことだと思います。補充課題の達成にご検討ください)は私が学生にしたコメントです。開放制の教師教育の話をしました。うちの学生は開放制教師教育の典型の学生で、前回もみなさんに自慢話をしました。必死になって専門の勉強に挑んでいます。自分の専門の能力の限界を感じて悩んだことがあると8割以上の学生が答えています。専門の能力の限界に悩んだことのある学生のほうが我々の授業のなかで意欲を高めたとか視野を広げたのが有意に多いという話をして励ましました。

2番目の子は「教育実習を終えて私自身できなかったこと、反省点はたくさんありました。まず、実技の技術で生徒を困らせることになってしまいました」。トロンボーン専攻生なのでピアノが苦手なのです。「合唱の授業でのピアノ伴奏ですが、一応弾き語りはできるのですが、生徒を見ながら…となるとしどろもどろになってしまい生徒の答えやすい状況にしてやるのが出来ませんでした。また、そのために余裕をなくしてしまい、生徒の行動や反応に注意を払うことが難しくなり、私の発問の仕方や、私の伝えたいことがきちんと伝わっていたかを注意深く配慮できなかったように思います。これは、私が実習先の先生に指摘され、感動したことなのですが、生徒がどうすれば音楽を好きになるか、歌うことが好きになるかを考えたら、生徒は自然と協力的になってくれる、

というのです。私は、生徒の身になって憧れの音楽の先生とはどういうものか、をしっかりと考えられていなかったことが今回実習に行って一番感じた課題だと思いました」と書いており、私が『生徒がどうすれば音楽を好きになるか、歌うことが好きになるか』の答えは出たのですか？また、どうしたら余裕を持てるのでしょうか？」と返しています。

次の音楽の学生は「私の補充課題や教育実習に行く前から課題にしていたコミュニケーション力をつけることです。私は自分から進んで話すことが苦手で、いつも相手から話しかけてくれるのを待っていました。今までは、苦手ということを理由に逃げていたと思う。でも社会に出たとき、苦手ということは通用しないので、苦手を克服するためにも今すぐはできなくても今回、班長をやる中で少しでも自分から進んで話す、人前にたってもきちんと話せるようになることが、自分にとっての課題だと思う」と書いており、私は「課題が明快ですね。班長としてのご活躍を期待します。」と返しています。こういう調子で学生が5つの資料を材料に振り返っています。資料が多すぎた感じで、本当のところ1つひとつ振り返りは十分にできていませんが、「教育実習にいくに当たっての自分の課題」に関するレポートは、自分の弱点を自己反省していますから、補充課題にほとんどそのまま使えます。教育実習を踏まえて少し書き直した感じです。

#### 4. 教職実践演習の展開

5) 全体会で教員が講評、補充課題の達成へのヒントは、全体会でやった補充課題の達成へのヒントです。みんなの補充課題のレポートを見ていたら、コミュニケーション力、人間関係の構築力とか課題の探求力、文章の作成能力ということで、「一定の共通性があるよね」と言って、それぞれの課題を達成するために「中学生に語りかけたいこと」に関して共同研究(グループ活動)を進めるように呼びかけました。その成果をプレゼンテーションするとか模擬授業で発表するとかして、クラスごとに頑張るように励まし、2日目の1限目の授業が終わりました。

それからクラスに分かれまして、2限から5限にかけて、レジメの6)のところですが、クラスのテーマを決め、分担して調べ活動をして、分担して宿題を持ち帰ることになりました。それからレジメの7)はクラスごとの自主活動です。クラス毎に1回か2回は集まっていました。それぞれ調べたことを交流して発表に向けてシナリオ作りをしていました。

後期の授業が始まってからですが、10月1日の土曜日3限から5限です。プレゼンの準備やら予行練習をやるようにしました。そして、10月22日の土曜日に3限は予行練習の時間としました。3限のときは短大の2年生の授業があります。1限、2限、3限と土曜日なのに授業があります。だから3限から始めたら、それにかぶっている学生は出席できないので4限と5限でクラス発表をして、反省のレポートを書かせて終わりました。

私の担当クラスはパワーポイントで調べたことを発表しました。私のパソコンのデスクトップに貼ってあったのですが、うっかり消してしまいました。それをここで紹介したら少しイメージが出るかなと思いました。総合演習のパワーポイントでしたらたくさんあるのですが。

#### 5. 教職実践演習を振り返って

まず、第1に紙ベースの履修カルテはまったく活用できなかったということです。今はそれを来年度に向けてポータルサイトを活用したものに作りかえる作業を始めようとしているところです。もう少し早くやる予定でしたが、この課程申請の作業に忙殺されて今からということになっています。

第2に、補充課題の確認に時間をかけ過ぎて共同研究と発表準備の時間が不足していました。今まで4日間かけて総合演習をやっていました。4年生の学生は今年もやったし、来年もまたやるわ

けです。6月の終わりの土曜日に1日かけて全人類的課題について我々が問題提起を分担してやりました。それでクラスに分かれてお互いに討論しました。それからクラスの研究テーマを決めるのが初日の課題です。夏休みに入るまで学生が自主的に調べ活動をしします。そして、8月の2、3、4日の日程になるわけですが、調べたことを持ち寄って、最後にプレゼンにこぎつけます。この方式でうまく盛り上がります。ところが短大の教職実践演習ですが、最初に自分の補充課題を明確にするためにシラバス通り丁寧にやっていたら、今みたいに2日間かかってしまいます。2日間というか1日でしょうか。1日かかってしまいます。共通のテーマを2日目の朝にみんなが出し合います。2日目の2限とか3限のあたりにテーマが決まります。これでは次で調べて発表の準備までに行くのに時間が不足してしまいました。2つのことをやっているみたいです。この反省から自分が卒業するまでに補充する課題を確定するのを、もう少し簡単にしたほうがよいということです。本学の場合でしたら、教育実習に行くにあたっての自分の課題というのを課していますから、それを踏まえて実習に行き帰ってきていますから、その段階のものを活用したらよいと考えています。そして学生も達成感のある発表になるかと思います。今回の場合は時間が不十分だったので、もうひとつ学生が達成感を持ってなかったような、格好だけつけたような発表になりました。

第3は、10月1日から22日までに時間が空きすぎたのがプログラムの組み方としては決定的にまずかったです。少なくとも連続して翌週の土曜日にやるのが鍵だと思いました。

第4に、ポータルサイトの活用の問題です。履修カルテのほうですが、今叩き台として考えているのがこういうことです。文科省モデルは履修カルテ①と②がありました。①の教職関連科目の履修状況と②の細かい自己評価項目を各科目の自己評価フォーマットに可能な限り取り込んでアンケートの画面で書き込めるようにし、それをエクセルファイルとして取り出し、個々の学生の自己評価ファイルを作成できないかと考えています。

私は教育心理学や道徳教育論を担当していますが、次のようなアンケートを考えています。

#### 教育心理学の自己評価フォーマット

1. 出席状況 (1. 全出席 2. ほとんど出席 3. かなり出席 4. 欠席多かった  
5. ほとんど欠席)
2. 子ども理解のために必要な子どもの心理・発達段階について  
(1. 理解できた 2. ほぼ理解できた 3. 普通 4. 余り理解できなかった  
5. 理解できなかった)
3. 障害児と健常児の違いについて理解できましたか  
(1. 理解できた 2. ほぼ理解できた 3. 普通 4. 余り理解できなかった  
5. 理解できなかった)
4. 集団の教育力など指導法について新しい発見がありましたか  
(1. 多くの発見があった 2. 少し発見があった 3. どちらとも言えない  
4. 余り発見はなかった 5. 発見はなかった)
5. その他 (自由記述)

#### 道徳教育論

1. 出席状況 (1. 全出席 2. ほとんど出席 3. かなり出席 4. 欠席多かった  
5. ほとんど欠席)
2. 子どもが人生で大切にしていきたいことをつかみ取れるように支援する教師の役割について  
(1. 理解できた 2. ほぼ理解できた 3. 普通 4. 余り理解できなかった)

5. 理解できなかった)
3. 学習指導要領に書かれている道徳教育の課題について理解できましたか  
(1. 理解できた 2. ほぼ理解できた 3. 普通 4. 余り理解できなかった  
5. 理解できなかった)
4. 仲間と話し合ってルールを決めていく大切さについて理解できましたか  
(1. 理解できた 2. ほぼ理解できた 3. 普通 4. 余り理解できなかった  
5. 理解できなかった)
5. その他 (自由記述)

こんな形でそれぞれを設定して、ポータルサイトに授業が終わった段階で学生が書き込みます。4ページ目からは実験のためにやってみようということで、学校の出席状況のほうができていませんでしたから、その他の自由記述の方式で呼びかけました。65人いた1つの授業で39人が書いてくれたものをそのまま載せています。結構学生は自分が授業を受けてどうだったかという自己評価を書くものだと確認できました。我々は専任が7人ですが、今から検討する資料を作っています。現段階はだいたいこういうものです。

## 2011年度第3回課題研究会記録(質疑応答部分)

テーマ：課程認定基準等の再検証並びに教職実践演習(履修カルテを含む)への取組事例

日時：2011年12月14日(水) 14:00～17:10

場所：大阪工業大学大宮キャンパス 1号館2階 多目的室

司会：<第1部>原 徹(関西大学)・<第2部>多畑寿城(神戸女子大学)

記録：谷田信一(大阪産業大学)

### <第1部「平成23年度課程認定申請大学および実地視察大学からの事例報告」の発表4件についての質疑応答>

原：実地視察に関しましては、前期に終了している大学については既に10月7日開催の教員養成部会の資料としてその講評がホームページにアップされていますので、ご参考になさってください。

それでは、質疑応答に移らせていただきます。野田様の課程認定申請に関する事例報告、そして大阪商業大学様からの実地視察に関する事例報告をそれぞれご報告いただきましたが、全体を通してご質問がありましたら、挙手をお願いします。

A：追手門学院大学のイノクチです。教育実習の時期について教えていただきたいです。関西大学の原さんの資料で17ページ、様式第5号の下から3分の1ぐらいのところに教育実習は3年次に行く積極的な理由がないため、4年次に実施するようカリキュラムを改めることが文科省の方針です。私どもも実は昨年そういう指導を受けました。3回生の実習を断念して、4回生に一本化せざるを得なかったのです。神戸常盤大学の野田さんの資料の3ページ、事前相談や指摘事項で得た情報⑤の様式5号に関する教育実習の実施計画のところでは、教育実習の時期に最終学年以外を記載している場合、理由を聞かれるかもしれないが、本学は聞かれなかったということです。少し文科省の対応が一貫していないように思われます。これは今朝の幹事校会でも少し話題になりました。少ない事例でまだ一般化できないのですが、たとえば教育学関係の学部学科の場合は3回生からの教育実習でも文科省は認めるけれども、そうではない教育学に特化していない一般の大学で教員養成しているところでは4回生でないと駄目なのかなと、他大学の方も含めて情報交換なり教えていただければと思います。

野田：神戸常盤大学です。本学のほうでは一応教育実習は幼と小で基本的に5単位という形になるうかと思います。基本的な組み方として附属の幼稚園がありますので、1年次に事前授業を含めて附属幼稚園で1週間の実習をして、事前事後授業で1単位、合計2単位というものをまずカリキュラムに入れています。そして3年次の後期に幼稚園での実習を3週間、あるいは小学校での実習を3週間入れています。ただ、本学は幼と小の両方とも出ることを想定していますので、免許法上5単位でいいのですが、これに加えて幼と小の両方を取る学生については4年次にもう2単位を取るという実習の組み方をしていました。この方法がいいのかどうかはよくわかりませんが、一応事前相談のときには3年次に3週間実習に行かれていることについては指摘があるかもしれませんが、というようなお話をいただいております。しかし実際に指摘はなかったということです。原さんの資料で積極的な理由が云々のところがどう捉えられるのかはわかりませんが、本学はそれこそこれも教育学だから指摘がなかったのかもしれない。一応この幼・小両方とも取る学生に対しては最終的に7単位の实習に行かせることを基本的に考えて組んでいるという説明を事前相談ではしました。以上です。

原：今年課程認定申請をされた他大学の方で、教育実習の年次配当のことで何か情報提供いただける方はおられないでしょうか？…それでは4年次以外の年次配当で申請をされた大学はおられないでしょうか？大阪商業大学さんは4年次ですね？

佐野：そうです。はい。

原：文部科学省の担当事務官の異動があったので、その影響で指導内容にも影響があったかもしれませんが、基本的には4年次実習で指導されているようです。

他にご質問はございませんでしょうか。

B：質問ではないのですが、先日11月16日に実地視察を受けた四天王寺大学です。教育実習に関して私たちのほうでも母校実習についてはだいぶ手ぐすねひいて、こちら側から抗議しようと待っていたのですが、スッと通りました。現状のままでいいという判断をいただきました。1つはインターンシップやボランティアに行っているということです。それから全実習校に専任教員が訪問しているということです。実施報告書を改めて直させて指導するようなことをしました。そうすると、それだけの学生の実習に対して指導をしているのであれば母校実習を否定するものではないということをいただきました。現状のままでいいのかなと思っています。図書館のほうで評価されたことは教科書を全社揃えていたところですか。あるいは教職支援センターに業者の色がないということです。具体的におっしゃったのですが、東京アカデミーの色がないというような、結局広告も何もなくて教員がやっているものですから、そういう点で非常に評価をしてくださったということです。ご報告だけでした。

原：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

それでは時間の関係で、第1部はこれをもって終了させていただきます。本日もご報告いただきました神戸常盤大学の野田様、それから大阪商業大学の佐野先生、奥村様に、改めて感謝の意を込め拍手を送りたいと思います。(拍手)

それでは第2部「短期大学における教職実践演習と履修カルテの取り組みについて」にバトンタッチをしたいと思います。よろしくお願ひします。

## < 第2部「短期大学における教職実践演習と履修カルテの取り組みについて」の発表1件についての質疑応答 >

多畑：ありがとうございます。だいたい全体で40位名くらい、1クラス5～6人という形でやっておられるということです。すごく顔が見える指導ができるような感じだという印象を受けました。それから、やはり紙での履修カルテの回収にご苦労されるということです。どうしても全員揃っていないという。

大前：一応みんなに渡します。しかし、返ってきていません。どのくらいでしょうか。返ってきているのは8割くらいです。

多畑：その部分の苦労もあるということです。去年でしたか、私のところもポータルサイトを使ったやり方でした。今年もさせていただきます。四百何十人。基本的には全員が10日間くらいの期間で、形だけが項目はすべてできます。紙を回収する手間とか、そういうところの労力がやはり省けた感じです。あとは実際にやって、それをどう活用しながら指導に役立てていくのかということになるのだと思います。今の多前先生の報告に関して何か質問等ありましたら、挙手をお願いします。いかがでしょうか。

実際、短大は今年がちょうど、その学年が最終学年になります。大学の場合は再来年ということですので、本学もそろそろ申請のときにはシラバスも書いて、こういう形で申請しています。たとえばそれぞれの課題を見つけさせて、実践的なものが足りない学生には、外に実習的な形を出してい

くような内容もシラバスに盛り込んで申請しています。実際に1年半もすれば始まってくるわけですので、具体的にその運営をどうしようかというところでは、本学でも委員会で申請はしたものの、そろそろ本当に具体的にどう進めていくかというところに入ってきています。実際まだやっていませんので、実感として何をしていったらいいのかというところもあるかと思います。今日の大前先生のところも1つの例としてお話をいただいているわけです。ご自身の大学のところでの進捗状況ですとか、議論の状況、そういったこともお話いただくと、他大学さんの状況もわかって情報としてお持ち帰りいただけるかもしれません。そのあたりも含めて、うちはこうですよ、こんな状況ですよ、こんなところに苦労しているというようなことがありましたら、お話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

**C:** 質問いいですか？

**多畑:** どうぞ。

**C:** 大阪産業大学のタニダです。大前先生のところはクラステーマ作りをして、最後に発表ということなんです。聞き逃しているのかもしれませんが。そのクラステーマ作りをしたあとに分担して、調べて、発表の予行練習をして、最後に発表ということなのですが、その最後の発表というのは、大前先生のクラス以外の他のクラスもみんな集まって、各クラスが発表するという形ですか？ただテーマというのは、たぶん最初の反省は個人々違うと思います。その中からクラス全員に共通するテーマに絞っていくのはなかなか難しいと思います。全員で共有して、それを絞らせるということですか？

**大前:** 最初、補充課題はとても駄目で、うまくいかないと思っていました。しかし、やってみたら、学生の補充課題はコミュニケーション力が足りないとか、対人関係能力が足りないとか、体験不足だとか、だいたいそのような内容なのです。だからその補充課題の共通性は意外に簡単に確認できました。短大の学生ですから、中学の免許です。だから「中学生に語りかけたいこと」ということで、何をテーマにするかということ、今まで総合演習でやってきた通りです。それはあまり悩みませんでした。環境問題とか性差別の問題とか、簡単ではないけど決められていました。最近の学生は誰かが最初にバーッと言ったら、みんなそれになるのです。

**C:** 大前先生のクラスとまた他の5、6人の先生のクラスもあるということもあるわけですね。

**大前:** ええ。7クラスあります。

**C:** 7クラスあるのですね。

**大前:** それで最後はその7クラスが一つの教室に集まって発表し合いました。

**C:** 他のクラスも同じようなシステムでやるのですか？

**大前:** はい、スタイルは全部一緒です。

**C:** わかりました。

**大前:** それで途中の2日目の3限目にそれぞれの班長さんが全体会で、うちはこんなことをやろうと思っているとって簡単に報告します。学生たちはかぶっていないかどうかの微調整をしていました。

**多畑:** 他にいかがでしょうか。

**B:** 四天王寺大学です。この教職実践演習のシラバスについて、開始前におそらく文科省の課程認定申請を受けられていると思います。ひょっとしたら聞き逃したかもしれないのですが、何か指摘を受けて改変した事項等はありませんか？

**大前:** 短大のほうの課程申請を終えてから、それから教職実践演習のシラバスの登録がありました。だからそのときには別に駄目だとかいうのはありませんでした。それについては全然コメントはありませんでした。短大の課程認定のときに、現職からトレードした方の業績が足りないということで不認定になりましたので、私がペアでクラスを担当するというシラバスを作りました。音楽系の

人と教育学系の人をセットにしてというシラバスにしました。実際はみんな班に分かれているのですけれども、2クラスを合併した中クラスを作りました。だからシラバスは指摘を受けていません。

**B:** ありがとうございます。

**多畑:** 申請のときに出したシラバスが机上のものではなくて、ほぼ申請のときのシラバスの内容に沿った形でされているということですか。

**大前:** シラバスを持参すればよかったですね、だいたいこのままです。その通りやっています。

**多畑:** その通りするというのは大変ですね。まだ若干時間がありますが、いかがでしょうか。

**D:** 神戸松蔭女子学院大学で教職を担当しています教務課職員、フジベと申します。現在本学では履修カルテは紙ベースのエクセルで作ったものです。教員の先生にはデータで送って書いていただいて、学生には紙でフィードバックするという形をとっています。まだそのフィードバックもできていない状態です。やはりこのままでは、さきほど大前先生もおっしゃったのですが、紙ベースの履修カルテはなかなか活用がしにくいと思います。やはり何らかの形でということで、本学はポータルサイトに連動してというのは少し難しいように思えます。民間のいわゆる教職履修カルテ、もしくはポートフォリオという名前でも最近売り込みの電話をいただきます。実際にどの程度の大学さんが既に電子化されて、それが独自のシステムではなくて、いわゆる民間が発売されているようなものを取り入れられているのか、もしくはあと1、2年の間に入れようとしているのか教えていただければと思います。

**多畑:** そうしましたら、挙手でいいですか？

**D:** はい。

**多畑:** 電子化をして、紙のやり取りではない形を実際されている、または計画だという大学さんは挙手をお願いします。微妙です。半分ではないですね。3分の1。

**D:** 紙のほうの挙手。

**大前:** 同じ大学から複数参加されていますから。

**多畑:** 紙も聞きますか。

**D:** 各大学1人挙げていただくとか。

**多畑:** もう1回、すいません。各大学1名で、もう一度電子的な形というところ、お願いします。13。ざっと見て4分の1というくらいですか。

**D:** 紙の挙手を。

**多畑:** 紙でまずはやるというところ、お願いします。

**大前:** 28です。

**多畑:** 28と13。

**E:** 1引いてください。勘違いして挙げてしまいました。私のところは紙ですから。

**多畑:** ということは、12ですね。あとないですか。

**D:** 独自のシステムというのを。

**多畑:** 電子的な形でされているのを自前でやっているところはどれくらいですか。

**大前:** 8です。

**多畑:** 8。念のために業者のシステムでされているところはいかがでしょうか。自前が多いですね。

**D:** ありがとうございます。参考にさせていただきます。

**多畑:** では、もうお1人方。手が挙がっていましたので。

**F:** 摂南大学のアサヒといいます。大前先生の発表のなかで補充課題がだいたいこのような内容だという話でした。意外だと思いましたが、もう少し教科専門に関する課題だとか、教科教育に関する課題だとか、そういう補充課題が出てくる予想をしていました。たとえば大前先生のレジュメ

の1ページで2人目の学生さんが課題に挙げておられるのは、太字で合唱の授業でピアノ伴奏のところですか。これは教科教育に関する課題と受け取られると思います。それから、その他の学生では微妙なところが出てくるのかと思うのですが、そういう教科教育に関する補充課題を挙げる学生に対してどういう補充指導が可能なのかというのを教えていただきたいです。私どもではそろそろ実質的に実践指導の内容を考えていかななくてはいけないなかで、教職を担当する教員のなかでも話し合いを進めていきますと、実践演習の授業に取り込む内容として教職に関する科目に係るような内容を入れがちになるのです。ですけれども、教員としてトータルな力を見たり、あるいは補充したりということであれば、必ずしも教職に関する科目の内容ではない、むしろ教科に関する内容であるとか、教科教育に関する内容というのも求められようかと思います。それは大前先生のところで今後どのようにお考えなのか、あるいは他の大学の先生からも教えていただきたいのが1点です。

それからもう1点。学部クラスになりますと科目ですので、学生の成績評価をしなければならぬ時期になってきます。もうそろそろ1、2ヵ月で考えないといけない頃だと思います。どういった材料をどういった基準で、具体的にどのように評価材料としているのか。短大のほうでは学生の成績評価の時期を迎えますので是非そのへんをご示唆いただければと思います。この2点です。

**大前：**教科に関する補充課題ですね。そういう音楽のほうがどうだというのでは今回はあまり出てきませんでした。しかし私のところは教育実習の許可条件が、弾き歌いの試験に合格することになっています。管弦打の学生はあまりピアノに馴染んでいないのです。吹奏楽をやって入ってきますから。この頃は門戸を広げて、ピアノを弾かなくても入ってくる学生がいます。そういう者が実習に行ったら大変です。教師をやっている卒業生が恥ずかしいと言って怒りますから、弾き歌いのテストをやっています。それができない子については、今から指導体制を作ろうとしています。今年の7月から教職支援室というのを設けました。精一杯教職科目を履修して、学校ボランティアに行ったり、小学校免許を取ったりして非常に頑張っている卒業生を2人採用しました。まだアルバイト雇用です。その子らが「弾き歌い道場」とか採用試験の勉強会を呼びかけていろいろやっています。ところが「弾き歌い道場」をやっても、ただで教えるというのに希望者が全然来ないのです。指導体制はそんなところですか。それからうちの場合はやはりクラシック専門に勉強していますので、学校の音楽教育に対応していないのです。非常に狭い専門になっています。教科の専門科目を担当している先生方に全学組織の教職課程委員会として具体的をお願いをしています。ピアノの実技能力がおぼつかない子については特別クラスを作って、弾き歌いの勉強をさせる準備を進めています。しかし、実技の先生方は指導できません。だから指導できる非常勤講師等を新たに採用してもらえないといけません。そういうことを考えています。それから成績については、どうしても何かとだぶっていて出席できない、欠席する子が出てきます。しかしそれを最後の発表や調べ活動でどれだけ努力したかで救ってやるという格好で成績を評価しました。非常に機械的です。出席していたらいいのですが、欠席しても救える根拠はないかを探して評価しました。他の大学からの提言も聞いておられますよね。

**F：**できれば教えていただきたいと思います。

**大前：**教科専門科目の補充課題、それから成績のつけ方です。

**多畑：**どうでしょうか。それぞれの大学さんでの事例とか。実際4年制大学はまだ始まっていませんから難しいかもしれません。どうか短大さんで評価の観点で参考になるような話がありましたらと思いますが…。

そうしましたら、どうでしょうか。一応予定の時間を過ぎていきますので、このあとの情報交換会のほうで引き続き個別のお話をいただいたらと思います。では、事務局の酒井先生のほうへ返します。

**酒井**：みなさま長時間に渡りまして、まことにお疲れ様でした。発表いただいた先生方、司会の先生方、まことにお疲れ様でした。今日このあと5時半から情報交換会を予定しています。

(以下、略)

## [報告]

# 神戸市教員の資質向上連絡協議会年次報告(2011年度)

大阪音楽大学 藤本 敦夫

同協議会は2009年度より、年2回開催となった。2011年度は第1回が2011年10月31日、第2回が2012年1月24日に開催され、教育委員会教職員課と各校園長会代表及び神戸市立学校に教育実習を依頼している各大学教職員代表の三者が参集した。第1回は、教育実習の実施状況に関して神戸市全体の受け入れ状況と各校園長会からの報告(特に教育実習がほぼ終了し、校長会によるアンケート調査も完了している中学校、高等学校)に会議時間の多くを割き、第2回においては、秋に教育実習を実施した学校園からの報告を受け、次年度の教育実習受け入れに向けての諸課題、次年度教員採用の見通し、教員の資質向上に関わる諸課題などの報告を軸に進められた。以下、2回の協議会の主な内容を筆者なりにまとめて報告する。

## 【教員の資質向上神戸市連絡協議会設置要綱】

神戸市における教育委員会改革の一環として、協議会のあり方についてもこの間変更が行われてきたが、設置要綱(2011年4月1日試行)においてあらためて協議会の目的・内容・組織等が明確にされた。設置要綱では第1条において協議会の目的を、第2条においてその活動内容をそれぞれ定めている。条文は以下の通り。

(目的)

第1条 教員の資質向上神戸市連絡協議会(以下 協議会という)は、教員の資質・能力の向上方策に資するため、大学・教育委員会・学校園の連携・協力のもとに、教員の養成・採用・現職研修・教育実習の円滑な実施に係る協議を行うことを目的として設置する。

(活動の内容)

第2条 協議会では、次の内容について協議・検討・伝達を行う。

- (1) 教育実習の現状について
- (2) 教員採用試験採用状況・次年度採用試験・教員採用候補者事前研修会の予定について
- (3) 初任者研修、経験者研修などの教員の研修について
- (4) 教育の今日的課題について

## 【2011年度教育実習実施状況について】

教育委員会、各学校園長会ともに、教育実習受け入れについては基本的に好意的であることが伺えるが、今年度の報告においては、大学側として考えなければならない事柄が目立ったように思われる。以下、教育委員会並びに実習校から大学に対して要望の高かった事項を中心に紹介する。

### ①実習辞退者の増加

2011年度については、実習辞退者が多かったことが指摘された。比率として最も多かったのが中学校で、35名の辞退者が出たとのことである。実に申し込み数の一割強に当たる。配当に当たる教育委員会としては、「学校を説得して受け入れてもらったのに、辞退されると教委と学校の信頼関係が揺らぐ」とのことであり、これは当然の指摘である。辞退の理由として、「単位不足」が多かったとのこと、これについて「なんとしても単位が取れるよう、大学で指導を徹底してほしい」との要望が示された。

この点については、大学として教育委員会や実習受け入れ校に迷惑をかけたくないのはやまやまであるが、一方、単位認定の厳格化が求められていることもあり、実習に行かせることでより大きな迷惑をかけるよりは辞退させるという考え方もあるわけで、大変悩ましい問題である。単位云々以前に教職課程を履修する学生の学びを充実させ、意欲を高めることに意を用いるべきであろう。

## ②メンタルな問題を抱えていたり、コミュニケーション能力に不安のある実習生

昨年度もこうした実習生に関する指摘が多かった（『阪神教協リポート No.34』所収の2010年度年次報告を参照のこと）が、今年度も複数の校種において、そうした実習生への対応に苦慮した様子が伝えられた。

「心療内科に通院し、投薬治療を行っている」実習生や、コミュニケーション障害を疑わせる実習生についての指摘があった。筆者として特に深刻に受け止めたのは配布資料中の以下の記述である。

「とても難しい方でした。色々な暴言もありましたが、若い方だからと我慢しながらの日々でした。指導教官は最終週に来校され、平身低頭に『ご迷惑をおかけしているはず』とおっしゃりましたが、せめて学校長にだけでも情報として事前に知らせてほしいと思いました。教官に伝えても、『今は、不登校やコミュニケーションが取れなくて、保健室でお世話になった子が目指すことも多い。』と言われましたが、そうであればより責任をしっかり持ってほしいと感じました。」

個人情報保護という点で慎重にならざるを得ないにしても、実習受け入れ側にしてみれば、実習が始まってから事実を知ることになるのでは、大学に対して不信感を抱いて当然である。この例の大学側指導教員の発言は、実習校の指導教員の苦労に対してあまりにも他人事で無責任であると言わざるを得ない。

一方、今回の指摘においても、そうした実習生を最初から排除することが意図されているわけではないことに注意が必要である。大学に対して適切な情報開示と説明責任が強く求められている事例と捉えるべきであろう。メンタルな問題を抱える学生に教育実習を行わせることに伴うリスクについて、大学側がもう少し敏感になるべきではなからうか。対教育委員会、受け入れ校、受け入れ校教員、そして生徒並びに保護者へのリスクとともに、実習生本人にとってのリスクも総合的に判断することと、実習の許可・不許可も視野に入れ、また許可する場合にも実習校と緊密な連携を取り誠実な対応をするべきであろう。

なお、上記指摘の後段について、筆者自身、そうした学生が増えていると感じている。教員志望の動機として、そのことを全面的に否定するものではないが、しかし、自らそれを克服し得ていないままに教育実習に行かせることには大いなる不安を感じている。「何故教師を目指すのか？本当の動機は何なのか？教師になれば音楽準備室に引きこもって好きな事だけやっていられるなどと考えているなら、それは学校にとっても生徒にとっても迷惑な話でしかない。そういう動機ならやめた方が良く、違うと言うなら、そのために今の自分に足りないものに気付くこととそれを補うための努力をして自分を変えなければならない」といった厳しい問いを突き付けて学生の自己変革を促すように努めているが、実際にはなかなか難しいところである。

いずれにしても、各大学において、この指摘にどう応えるのか検討すべきであり、しかもこの課題については特に緊急性が高いと思われる。

## ③警報・災害時の対応

今年度は大型台風の影響で、警報発令による臨時休校が相次いだが、実習生でも教職員の勤務と

同じように「出勤」すべきところ、普通の大学の基準で休校になると判断した事例があったという。協議において大学側から「警報・災害時の対応を教育委員会としてマニュアル化できないか検討願いたい」という要望があったが、これに対して教育委員会の回答は「神戸市は広く、地形等地理的条件も学校によって異なる。一律のマニュアルを作ると却ってそれが邪魔になることも考えられるので校長の判断に委ねたい」とのことであった。大学としては事前指導において、警報・災害時には実習校の指示に従うべきことを周知徹底しておく必要がある。

#### ④教育実習生の資質・能力について～事前指導の課題

教育実習生に対する大学側の事前指導の課題は相変わらず多い。以下、指摘の多かった主な事項について紹介する。

昨年と同様、第一に学習指導案に関する指摘が多い。教育内容、指導法、教材研究等を含めた教科指導の基本、新学習指導要領の新しい学力観に対応した「評価の観点」が不十分なものが多いことが指摘された。

第二に、これも昨年と同様、教科に関する知識内容の不足と合わせて、実習ノート、指導案なども含め「書く力」や一般的学力の不足も指摘された。

第三に、今年度目立ったのは、言葉づかい等に表れる児童・生徒との関係の作り方と距離の置き方についての指摘であった。アニメやドラマのような話し方、いわゆる「若者言葉」の多用など、児童・生徒と友達感覚で接する実習生についての指摘があった。

#### ⑤その他教育委員会並びに受け入れ校から大学への要望

- ・通信制で実習期間中にスターリングのある大学があり、学生が実習に専念できるよう配慮することが求められた。
- ・訪問指導について、まだ訪問指導がなかったり、挨拶のみの形式だけの訪問があるが、「平成24年度は是非漏れのないように」との要望が示された。
- ・内諾書について、返信用封筒や返信用切手が用意されていない場合があり、大学での指導の徹底が求められた。
- ・昨年に引き続き、実習日誌の「指導者・校長の所見欄」が過度の負担にならないよう、大学に配慮が求められた。「助言は一方的に書くよりも双方向での話し合いが本筋」とのことであった。

#### 【今後の教育実習の実施について】

「平成24年度 教育実習に関する神戸市立学校園長会申し合わせ事項」については今年度と同内容であるが、強調された点について紹介する。

#### ①新型インフルエンザへの対応

「新型インフルエンザの流行にともなう教育実習について（再依頼）」（神戸市教育委員会指導課長 神教委第67号 平成22年4月23日）が示され趣旨が確認された。

新型インフルエンザに罹患している学生については完治するまで教育実習に参加させないこと（1.）や、大学が教育実習開始前に新型インフルエンザ予防措置について十分な事前指導を行うべきこと（2.）が示されているが、以下の記述には教育実習に関する神戸市教育委員会の意欲的な姿勢も表れている（以下、下線も含めて原文のまま）。

「3. 新型インフルエンザに罹患している学生が学校園での実習開始日を延期するときは担当した学

生の所属大学と連絡の上、後日配当校での実習が可能になるようご配慮をお願いします。

4. 実習校が突然臨時休校となったとき、短期間の場合は出勤している教職員と共に教育事務、教材作成、模擬授業等の代替措置が考えられますが、必ず大学と連絡をとり事前に了解を得ておいてください。大学担当者もこのような緊急措置に対してご理解をお願いします。
5. 実習生が発症していなければ、実習校園は大学や本人と打ち合わせする等の配慮をしてください。ただし、実習校の都合で代替措置、内容変更等も考えられますので、大学とよく連絡をとり、実習期間の確保をお願いいたします。

以上」

この「以上」の後に、以下の記述がある。

「実習ができなければ免許は出ません。学生には切実な問題です。できるかぎりの方法で実習校も大学も、緊急事態発生時には適切に対応していただくようお願いいたします。」

学校における集団感染の予防は当然のこととして、新型インフルエンザに罹患した実習生が無理して出勤することがないように周到に備えているものと見るができるが、それだけでなく、実習生の不安にも配慮する内容となっている点が大学としては有難いと思う。各大学では、事前にこの内容を学生に周知しておくことが大切である。

あわせて、教育実習生に関わる麻疹の予防策についても確認された。2011年度、麻疹の抗体検査の確認が不十分だったために、実習を中断し、確認後2学期にあらためて実施というケースがあった。

## ②実習生の情報機器等の取扱いの厳格化

2009年度以来、実習生による情報機器の持ち込みが禁止されているが、実習受け入れ校、学校双方で不満の声が上がり、協議においても何らかの改善を教育委員会に求める意見が見られたが。教育委員会の回答は申し合わせ事項の遵守を求めるものであり、「教育委員会データ保管管理規程」等を遵守することが求められた。

## 【教員採用試験】

2011年度の変更点は以下の2点であった。

- ①面接に場面指導を導入したこと（一次グループ面接 二次個人面接と場面指導）。
- ②試験結果の順位を全員に通知することとしたこと（これまでは不合格者のみ）。

## 【教員採用 2011年度実績と今後の見通しについて】

2010年度の協議会で、幼稚園教諭については採用増から既に減少に転じ、小学校教員については採用増のピークを越えたことが報告された。中学校、高等学校についてはまだしばらくは採用増の傾向が続くとのことであったが、2012年度以降についても同様の傾向が続くとのことであった。

2011年度の特徴としては、中学校の理科と数学の採用が増加しているが、これは新学習指導要領への対応である。中学校技術家庭については志願者数が伸び悩んでおり、教育委員会としても確保に苦慮しているとのことであった。

## 【初任者アンケートの結果に基づく報告】

今年度も第2回協議会において議事次第に「教育の今日的課題について（意見交換）」が設定され、2010年度と同様、初任者アンケートの結果を踏まえた教育委員会からの情報開示と問題提起が行われた。

設問等は『阪神教協リポート No.34』所収の2010年度年次報告で紹介したものと同一であった。

**【終わりに】**

2011年度は議事内容が多かったため、特に第2回は予定時刻をオーバーしての閉会となった。協議の時間が圧迫された感があったのが残念であった。特に、初任者アンケートの結果については、データ紹介だけでなく、結果の解釈まで踏み込んで議論すれば面白いものになったはずである。

閉会の辞において、今後の教員養成の基本として2006年の中教審答申の理解が不可欠であることが強調された。

## 平成 23 年度 教員免許事務セミナーの試行的開催について —概要と今後のセミナー運営に関する課題—

関西大学学事局 原 徹

### 1. 教員免許事務セミナーの趣旨

阪神教協では、新たな活動として、平成 24 年度より教職事務担当者を対象とする「阪神教協教員免許事務セミナー」を立ち上げることになった。ご承知の通り、わが国の教員養成制度は、「今後の教員養成・免許制度の在り方」に係る答申（平成 18 年 7 月 11 日）」が取りまとめられて以降、着々と制度変更が行われ、教職課程を取り巻く環境が激しく変化する中で、各大学ともその対応に苦慮しているところである。特に課程の運営上必要とされる情報を確実に入手し、各大学が的確な意思決定や判断をする上で、教職事務担当者に求められる役割は益々大きくなり、これまで以上に高い専門性と力量が求められるようになったといえる。

本セミナーは、こうした状況を踏まえ、教職事務担当者の側面的なサポートを主たる目的として立ち上げる情報交換の場で、一定の結論を導き出したり、講義形式による一方通行型の知識修得を目的としたものではない。むしろ、少し敷居を低くし、できるだけ身近な日常業務で抱えている問題等をお互い共有し情報交換するような機会を年数回持つことで、担当者間のネットワークを構築し、精神面も含め日常業務の側面的な支えとして活用していただくというものである。特に同じ教育委員会との関わりを持ち、同じ問題を共有していることの多い阪神地区内の加盟大学間で太いネットワークを持つておくことは、多面的かつ的確な判断をする上で今後大変役立つものと確信している。本セミナーを通じて各教職事務担当者間のネットワークが活性化され、少しでも各加盟大学の教職課程の質の向上に繋がっていけば幸いである。

### 2. セミナーの概要

本セミナーは、上述の通り正式には平成 24 年度からの開設としているが、これに先立ち、試行的なセミナーを下記のとおり開催した。その概要は下記のとおりである。

(1)日 時 2012 年 2 月 25 日（土）15：30～18：00

(2)場 所 関西学院大学 大阪梅田キャンパス

大阪市北区茶屋町 19-19

アプローチタワー（ホテル阪急インターナショナル）14 階

(3)出席者 31 大学 46 名

(4)次 第

・自己紹介

・情報交換

平成 24 年度変更届について

その他

・アンケート記入

(5)運営方法

当日は、事前に申込のあった参加者（運営委員を含む）を 3 グループ（1 グループ約 15 名）に分け、各グループとも運営委員 2 名（座長 1 名、サポート 1 名）が中心となってセミナーを進行した。

グループ編成の概要は下記のとおりである。

<A グループ>

〔運営委員〕 座長：多畑 寿城（神戸女子大学）、サポート：森 愛（関西福祉科学大学）

〔参加者〕 運営委員を含め 16 大学 16 名

<B グループ>

〔運営委員〕 座長：原 徹（関西大学）、サポート：野田 浩二（神戸山手大学）

〔参加者〕 運営委員を含め 16 大学 16 名

<C グループ>

〔運営委員〕 座長：荒木 邦広（関西学院大学）、サポート：根来 実穂（摂南大学）

〔参加者〕 運営委員を含め 14 大学 14 名

(6)情報交換（質問）事項

<A グループ>

○平成 24 年度変更届について

- ・過去に指摘を受けた事項とその対応を教えてください。
- ・学年進行による科目の開設・廃止をする場合、変更届上、学則変更の適用年度の科目のみ記載するという点でよいのか。
- ・変更届は最大4枚必要となるように思うが…。
- ・変更届の記載方法は、突き詰めて考えると実態とは矛盾が生じるように思う。
- ・届出教員数について、最低限の教員数を記載しているのか、それとも担当教員全員を記載しているのか。

○シラバスについて

- ・認定後や変更届後、シラバスの内容に変更があればその都度変更が必要なのか。
- ・申請時や変更届時に提出したシラバスはそのまま守り続ける必要があるのか。
- ・シラバス内容のチェックに関する各大学の現状について。

○証明書について

- ・学力に関する証明書の名称は？
- ・学内のどこの部署が作成・発行し、また発行までの期間と手数料は？
- ・学力に関する証明書にある「上記のものは…基礎資格を有し…」の文言を科目等履修生など証明書発行大学では確認できない場合、削除しているか。

<B グループ>

○平成 24 年度変更届について

- ・共通開設が可能な「教職の意義」「教育の基礎理論」の専任教員は、同一教員を幼小・中等の全課程に専任教員として配置することは可能か。
- ・幼小の課程の「教科に関する科目」において、中高と同様に「みなし専任」を置くことは可能か。（手引きの記載なし）
- ・新年度の新カリキュラムを過年度のカリキュラムにも一部適用させる場合、変更届は2部必要か。
- ・「教科に関する科目」担当専任教員の数について、法定最低人数でよいのか。
- ・以前担当していた科目を改めて担当することになった場合、専任教員の追加となるのか。
- ・学則上、2学科それぞれに開設されている科目の担当者について、所属学科では専任、もう一方の学科では「みなし専任」とできるのか。
- ・シラバス上の授業回数（15回）と学年暦における実際の授業回数が異なる大学はあるか。

- ・非常勤講師の変更については、変更届は不要か。
- ・新たに専任教員を追加する場合、あるいは現行の専任を変更する場合、変更届が必要か。

○その他

- ・教職実践演習の授業形態について（集中・週間講義の別）。
- ・学部を越え、全学的に教職事務に携わる職員を集めて勉強会を開いているか。
- ・一般的包括的科目について、最低科目数（単位数）より多く設定している場合、すべて修得していなければ、法定単位数を満たしていても、学力に関する証明書には「○」を入れていないがそれでよいか。
- ・教職専任教員の採用人事について、事務職員がどこまで関わっているか（結果的に業績不足と判断され、教職専任教員として認められないケースがある）。
- ・教育実習を母校で受け入れてもらえない場合、どのようにして実習校を探しているか。  
（特に、商業、工業、栄養などの教科）
- ・更新講習を取りやめた大学はあるか。

<Cグループ>

○平成24年度変更届について

- ・いつ頃から作成準備を行うのか。
- ・作業部局はどこか。また、組織的に業務分担を行っているか（学部・学科等との分担）。
- ・一般的包括的内容の確認を誰が行っているか。
- ・教職課程を意識したシラバスの作成依頼はどのようにしているか。

○「介護等体験」の指導体制について

- ・単位化しているか。
- ・事前指導や、体験中の指導等は誰がどのように行っているか。
- ・指導に当たって特に注意すべき点について。

○履修カルテについて

- ・進捗状況と実施方法。
- ・科目等履修生への適用はどのように考えるか。
- ・教育実習のための先修条件等になっているのか。
- ・具体的な対象科目（教科に関する科目まで含まれているのか）。

### 3. アンケートの集計結果

セミナー終了後、今後の運営の参考にすることを目的とするアンケートを実施した。アンケートの集計結果は下記のとおりである。

<アンケート集計結果>

1 本日のセミナーについて、あてはまるものに○をつけてください。

(1)参加して大変よかった	26名
(2)参加してよかった	17名
(3)どちらともいえない	0名
(4)参加しないほうがよかった	0名

2 本日のセミナーに参加した感想をお聞かせください。(上記1の設問において(3)(4)を選択された方は、その理由もお聞かせください。)

※他大学の事例・実状等を知ることができたという感想

- ・他大学の状況を知ることができたため。
- ・他の大学の様子を伺うことができ勉強になりました。
- ・生の実務の問題点を聞くことができた。大いに役立たせたいと思います。
- ・各大学がどんな様子で教職事務を行っているかがわかり、大変参考になった。
- ・各大学の様々なパターンの対応を聞くことが出来、有意義であった。本学の質問にも多数ご意見いただき、感謝します。
- ・他大学での事例が知れて良かった。
- ・他大学との情報交換ができ、参加させていただき、ありがとうございました。
- ・他大学さんの状況がわかり、大変良かったです。
- ・他大学の教職課程運営状況がよくわかり、よかった。
- ・色々な大学の事情と担当者の置かれている状況(なやんでいる?)がわかった。
- ・同じ問題をかかえている大学があるという事を共有できて良かったです。
- ・各大学、同じ様なポイントで苦労されているなど感じた。
- ・各大学の状況がわかり、大変良かったと思います。今後の参考にさせていただきます。
- ・他大学の実情がわかり、大変参考になりました。
- ・いろいろなお話を聞かせていただき、来年度から参考にしたいと思っています。
- ・各大学様の取り組みやご苦労されている点、改善の方法など日々の業務の疑問を解消するのに大変役立つ会でした。
- ・各大学の現状、問題点がわかり有意義であった。
- ・初心者である為、経験者の意見が聞けたので非常に参考になった。
- ・有意義でした。計画いただいたことに感謝いたします。
- ・全くの初心者ですので、大変勉強になりました。ありがとうございました。
- ・自分では知らないことばかりで、増々学習の必要性を強く感じた。
- ・小グループでの実施だったので良かったです。本当はもっと発言(質問)すれば良かったのですが、やはり照れもあり、おとなしく聞いておりました。すみません。
- ・とても参考になりました。担当している上で、見落としがちだった内容等も確認することができ、大変良い機会となりました。ありがとうございました。
- ・疑問点を解消するのに役立ちました。
- ・文書では得る事が出来ない様な内容をお聞かせいただき、日頃の教職事務へのストレスが軽くなったように感じた。
- ・シラバス作成のガイドラインについて参考になった。
- ・今年度の変更届作成にあたり、さしせまった疑問について回答が頂けて助かりました。ありがとうございました。
- ・変更届を作成するスケジュールについて、各大学の状況をお聞きすることができ、大変参考になりました。
- ・近年の文科省の審査基準(課程認定等)の変化もわかった。
- ・変更届については、私自身の経験がかなり浅いため、他の参加者の方の経験されているお話を聞くことができ、大変参考になりました。また、変更届以外についても、色々な情報を得ることができ、勉強になりました。

### ※気軽な雰囲気の中で本音の話や率直な話ができたと感想

- ・意外と本音部分で話していただけたのがわかりやすかった。
- ・“ここだけの話”という前提で話しを進めていただいたので、率直な話しが聞けてありがたかったです。
- ・話しやすい環境であったこと。
- ・あたたかい雰囲気で話しやすかったです。
- ・本日のような形で、堅苦しくなくオフレコな話ができる会は参加もしやすく、実際業務をする上で参考になる事が多くあり、とてもよかったですと思います。
- ・変更届けでなく、ざっくばらんに教職に関する事が聞けて良かった。自分が関わって初めて理解できる点も多々あるので、今後もこのような機会には、ぜひ参加したい。
- ・他校の事例を開ける機会はなかなかないので貴重でした。堅苦しい場ではないので、より実情に近いお話しが多く、役に立ったと思います。
- ・各大学間の諸問題になっている、さまざまな情報（オフレコ部分含む）を開けて、非常に勉強になりました。
- ・質問や情報交換がしやすい形式だったと思われます。
- ・色々質問ができてよかったです。
- ・講義型式だと思っていましたが、いろいろなご意見が聞けました。

### ※懇談項目等を事前に通知いただきたいという感想

- ・事前に用意する資料があれば（今回の場合は学力に関する証明書等）事前に指示していただければ持参できたかと思います。
- ・質問がしやすく、吸収できることが多かった。事前質問がもう少し遅くても良かったかも。事前に疑問がたくさん出てきましたので。

### ※その他の意見

- ・もう少し時間があれば良かった。
- ・時期的にタイムリーであること。

3 本セミナーは年度内に3回程度の開催を予定しています。セミナーへの参加しやすさ等の観点で、希望開催月等についてお聞かせください。

#### ○希望開催月（3つ）

1月：3	2月：18	3月：0	4月：0
5月：8	6月：20	7月：6	8月：12
9月：11	10月：12	11月：14	12月：6
希望なし / 記入なし：5			

#### ○希望開催曜日

月：6	火：7	水：7	木：9
金：10	土：18	日：1	希望なし / 記入なし：12

○その他開催日、時間帯等について要望・意見等があればお聞かせください。

- ・(上記で土曜日と記載) 平日開催でも多忙月でなければ問題ありません。

- ・時間はちょうど良かったと思います。
- ・時間帯は午前中又は13時～
- ・月によって曜日、時間帯を変えても良いのではないか。
- ・平日午後は会議等の関係で出席しにくいケースもある反面、土曜日午後でも学内の催物の関係で出席できないこともあるので、ある程度テーマを毎回独立させるなどの工夫が必要
- ・できれば平日がありがたいです。
- ・開催日は出来ましたら平日でお願いします。(金曜日希望)  
時間帯については15:00～18:00、14:00～17:00希望です。

#### 4 今後、本セミナーにおいて希望する情報交換テーマ、その他要望等があればお聞かせください。

##### ※情報交換テーマに関する要望

- 課程認定申請、変更届関係
  - ・申請・届出・書類の表現方法での文科省対策
  - ・課程認定申請について
  - ・変更届の作成セミナーを開催してほしい。小さな大学では、知識を上の者が下の者へ伝えていくというシステムが作りにくいので。
  - ・変更届などの申請関係のテーマはありがたいです。
  - ・手引きを詳しく読んでいませんので、改正事項などがあれば、その点を知ることができればありがたいです。
- 教育実習関係
  - ・教育実習について
  - ・教育実習の配当、依頼、事前事後指導における各大学の取組みについて
- 教職実践演習、履修カルテ関係
  - ・教職実践演習について
  - ・履修カルテの運用および管理について
  - ・教職実践演習の運営について（本日も少し出しましたが…）
  - ・履修カルテの運用方法
  - ・最後に話題になっていた教職実践演習の取り組み状況や履修カルテの活用例など。
- 学力に関する証明書、ガイダンス、履修相談関係
  - ・証明書作成について、判断に迷っている事例を持ち寄って今回の様々な話しが出来ればと思います。ありがとうございました。
  - ・学力に関する証明書と履修相談
  - ・学力に関する証明書について
  - ・ガイダンス資料や各種手引きの作成について（各大学で工夫しておられること）
  - ・コンソーシアム等、単位互換科目の「教科に関する科目」への単位認定について
  - ・中免「英語科教育法」の履修単位数について
  - ・教職事務を担当する上での窓口対応や、申請についての具体的な説明など。
  - ・教員の資質を学生の中にどう見出し、4年生までの間に導き、又はあきらめさせていくのかについて
- 教職に関する委員会組織等関係
  - ・教職センターについて
  - ・教職課程委員会などの実際の活動内容→その他の会議（教職関係）の活動、運営

### ※セミナー運営に関する要望

- ・事前に情報交換テーマを知らせていただけたら、予習することも出来るのではと思いました。
- ・事前に質問事項を聞いていただき、それに関しての意見を言う形が入りやすかったです。
- ・事前にどのような質問があるかわかれば、もっと正確に発言できたかと思います。
- ・事前に提出した「情報交換したい事項」をセミナーの場で配付いただけると、回答の準備ができ易いと思います。
- ・大学の規模などが、ある程度近いところ同士をグループにして、事務体制や業務分掌について聞ければ良いと思います。
- ・本日は集まり易い会場設定でした。グループでの情報交換も具体的な事項で行われ、よかったですと思います。ありがとうございました。
- ・証明書、課程認定、他のグループのお話も気になります。
- ・他のグループの情報交換会の内容が知りたい。

#### 4. 今後のセミナー運営に関する検討課題

上記アンケート結果や運営委員の意見を参考にしながら今回の試行的セミナーを振り返り、当日の運営等に関して、＜良かった点＞と＜今後の課題・改善すべき点＞を整理した。平成24年度からの正式開催にあたり、今回＜良かった点＞についてはより成果があるよう徹底し、また＜課題・改善すべき点＞については、今後色々な試行と改善を繰り返しながら、あくまで本セミナーの趣旨にこだわり、その実効があがるよう企画・運営上の工夫を加えていく必要がある。

##### ＜良かった点＞

- ・今回のセミナーを通じて、多くの大学から、他大学の事例や実状等を知ることができたという主旨のコメントをアンケートに記載いただき、本セミナーの趣旨が概ね浸透していた証ではないかと判断している。また、「同じ問題をかかえている大学があるという事を共有できて良かったです。」といった主旨の感想もいくつかの大学からいただき、自大学固有の問題と思い込んでいたことが、同様の問題を抱えている大学が意外と多いという事実により多くの方が気づいていただけたことは、大きな成果と受け止めている。
- ・少人数（約15名）の演習形式により実施した効果は、「話しやすい環境であった」「あたたかい雰囲気でした」「話しやすかった」「堅苦しくなく」「ざっくりとに教職に関する話が聞けて良かった」等のアンケート結果からも窺える。できるだけ敷居の低い、フリーな情報交換の場をいかにデザインするかについては、運営委員の間でもかなり気を遣ったところであり、またその一環として、「本音部分で話していただけた」「オフレコな話ができる」等のアンケートのコメントからもわかるように、セミナー会場から一歩外に出たら他言しないことを約束いただいた上で、できるだけ事実に基づき本音で話をしていただくよう参加者に協力を求めた。そのことが良い相乗効果をもたらし、多くの参加者から賛同いただける結果となった。これも本セミナーの趣旨が徹底された成果と理解している。

##### ＜課題・改善すべき点＞

- ・前述のとおり、本セミナーは情報交換を目的としているため、テーマ設定は自由であり、かつテーマの内容で運営が左右されるものではない。今回は時期的なことに鑑み、「平成24年度変更届について」を主たるテーマとし、参加者からも高い満足度を得られるアンケート結果となったが、一方で課程認定申請や変更届等をテーマに設定すると、個別の大学の書類作成上の技術的な疑問や認定基準上の疑問等、目の前の差し迫った疑問点解消に焦点化されてしまう可能性があ

る。現に各運営委員からも部分的に個別の大学の質問に答えるかたちになったと聞いており、そのことはアンケート結果からも窺える。もちろん広い意味ではそれらも情報交換の一つと捉えられるので、進行上多少そういう点があってもやむを得ない誤差の範囲とは思いますが、かといってセミナーの大半がそのような内容になってしまうとセミナーの趣旨が崩れることになる。開催要項に「本セミナーは決して「変更届」作成講座（作成講習会）といった趣旨で開催するものではありませんので予めご了承願います。」と記載したのもそういった意図によるものである。従って、大学の規模や有している課程に関係なく、各大学に共通する業務で、他大学ではどう対応しているか、あるいは自大学で抱えているような問題が他大学では生じていないか、生じているとすれば具体的にどう対応しているか等、情報交換の幅が膨らんでいくテーマや項目選びが今後のセミナーの成否を握る鍵となるのではないかと考えている。

- ・これもアンケート結果から「事前に情報交換テーマを知らせていただけたら、予習することも出来るのではと思いました。」「事前に質問事項を聞いていただき、それに関しての意見を言う形が入りやすかったです。」といった類の意見を数名からいただいた。今回は、①「変更届」に関すること、②「変更届」以外に関すること、それぞれについて情報交換希望事項を申込時に確認したが、これらは運営委員がセミナー進行上活用する目的で事前に調査したことで、当初から参加者にフィードバックする想定はしていなかった。これも一つの運営のあり方として意味があったと考えているが、反面、当日取り上げる具体的な情報交換事項を予め運営委員で整理し、参加者に事前周知しておくことにより、当日の情報交換会により深みがでるのではないかと考えられる。特に業務経験の浅い方にとっては、当日聞かされる質問の意味が理解できないという事象も今回見受けられたので、予め予習したり、資料を準備・持参いただければ各参加者が資料を共有しながら情報交換が可能となり、セミナーを活性化するという意味で検討に値するのではないかと考えている。
- ・前述のとおり、多くの参加者が気軽に情報交換の輪に加わっていただく環境づくりの一環として、少人数のグループ編成による情報交換は、セミナー運営上の一つの柱としており、今回は参加者数と教室事情の関係から1グループ15名前後×3グループ編成とした。運営委員の間では今回程度が適性規模というのが一致した判断であるが、今後も演習形式をくずさない範囲で様々な運営上の工夫を行い、その中でより実効性のあるクラスサイズを検証する必要がある。
- ・グループ編成上、業務経験年数の浅い方ばかりが集中すると情報交換が停滞することが危惧されたため、業務経験年数に配慮したグループ編成を前提に、申込時に業務経験年数を記入していただいた。しかしながら現実的には業務経験年数に配慮したグループ編成はなかなか難しく、今回は運営委員の手持ち資料とするに留めた。一方、アンケートでは「大学の規模などが、ある程度近いところ同士をグループにして、事務体制や業務分掌について聞ければ良いと思います。」といった意見や、広い意味での業務指導も兼ね、業務経験豊富な方と業務経験の浅い方とがペアになって参加された大学からは、別々のグループ編成になることを想定していなかったといった意見を当日いただいた。さらに、運営委員からは、今回は全グループ同一テーマで実施したが、複数のテーマを設定し、テーマごとにグループ編成をすることも考えられるのではないかとといった意見もいただいた。今回は原則申込受付順に機械的なグループ編成を行い、唯一同じ大学から複数参加者があった場合のみ、それぞれ別々のグループとなるよう配慮したが、上記の意見も含め、様々な角度から理想とするグループ編成を追求してゆく必要がある。
- ・1教室内の一方通行型勉強会ではなく、少人数・複数グループの演習形式で実施しているために、「他のグループのお話も気になります。」「他のグループの情報交換会の内容が知りたい。」といった要望がアンケート結果に記載されていた。これらの要望に応えようとした場合、どのような方法が考えられるかについても、今後の課題としたい。

以上

[セミナー風景]



<Aグループ>

<Bグループ>



<Cグループ>

## 頌栄短期大学の教員養成

頌栄短期大学 小野里佳

本学は、1889年（明治22年）年10月22日、幼児教育の重要性を痛感した神戸組合教会の婦人会の要請によって、アメリカン・ボードより派遣された婦人宣教師アニー・L・ハウ先生の指導のもとに本学の前身、頌栄保姆伝道所が創立され、今年で創立123年を迎えます。頌栄保姆伝道所は、現存する日本の保育者養成機関の最も古いものです。1935（昭和10年）、頌栄保育専攻学校に改組拡充、さらに終戦後、新学制によって頌栄短期大学と改称して今日に至っています。

また、1958（昭和33）年に設置された1年制の専攻科が、1994（平成6）年には学位授与機構認定専攻科となり2000（平成12）年度から2年制に認定されました。このように長い年月を保育者養成の道一筋に生きてきましたが、その間に養成された保育者は約8,000名、全国、特に京阪神から姫路にかけて、幼稚園あるいは保育所での働きに従事し、かつ園長として活躍している者も少なくありません。

本学の建学の精神は、「神をわれらの主とあがめ、神の子イエス・キリストをわれらの救い主とする信仰に立ち、広く神と人とに仕えるときともに、本学の創立者アニー・L・ハウ先生が最も信奉されたフレーベルの教育新年を幼児の保育に生かすこと」と、キリスト教精神を基底としています。

保育科では、幼稚園教諭二種免許状取得の教育課程を設置しており、さらに保育士養成課程を設置し、保育力を身につけたより高い専門性を有する保育者の育成に向け、カリキュラムを組み立っています。特に保育実践力を身につけるため、出来るだけ解り易く同時に系統的な学びを目指し、最終的に学生一人ひとりがそれぞれの保育方法についての理解を深め確認していくことが出来るようにしています。また、2年間を通して丁寧な実習指導を行い、現場との意見交換などにより、現実的な教師像を持てる学生の教育に力を注いでいます。

専攻科は、選択科目を多く設定し、学生が研究テーマに沿って自由に選択し、保育の専門性を高めるためのカリキュラムを整えています。また、一方的な講義形式ではなく、双方向的な授業を中心としているため、学生の主体的な関わりを大切にしています。2年間で、大学評価・学位授与機構の要綱に従い学士学位の申請資格を得、レポート提出及び試験に合格すれば学士（教育学）が得られます。また、学士の学位を基礎資格として、必要単位を修得すれば幼稚園教諭一種免許を取得することも出来ます。

さらに、現場に出た教員に対しては、免許法認定公開講座を夏休み中心に開設し、二種免許状から一種免許状への上申が出来るよう門戸を開いています。

加盟校の皆様と最新情報の交換をさせていただき、教職課程の充実に向け更なる研鑽を積んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしくご厚意を申し上げます。

[書評]

吉原恵子・間瀬泰尚・富江英俊・小針誠著

## 『スタディスキルズ・トレーニング 大学で学ぶための25のスキル』

近畿大学 杉 浦 健

近年、どこの大学でも初年次教育のプログラムが重要視され、すでに授業を受け持っている人もいだろう。しかし担当を任されたとしても、いったい何をどのように教えたらいいのか戸惑うことも多いことだろう。評者自身も、かつて初年次教育としての1年生の基礎ゼミを受け持ったことがあるが、半期の授業は本当に手さぐりで進めたものであった。本書は、初年次教育のプログラムの教科書・ワークブックとして作られており、そんな初年次教育に迷う人（担当者そして初年次教育を受ける学生）にとって格好のガイドとなる本だと言えよう。

本書は、大学に入学してから大きく1年間の流れに沿ってスタディスキルを学べるように25回のワークからなっている。25回のワークはまた3つのパート、ウォーミングアップ編、オリエンテーション編、スタディスキル編に分かれている。

まずウォーミングアップ編では、ネットワークングスキルとコミュニケーションスキルを身につけることが目標になっている。ここでは自己紹介から自校学習、教職員スタッフとの関係の取り方など、環境に慣れネットワークを作ることが目指されている。次に、オリエンテーション編では、大学生活を見通したり、講義や演習の受け方、さらには定期試験の乗り切り方などを学んだり、大学ならではの学び方を知ることに重点が置かれている。スタディスキル編では、大学で学ぶためのスキル、例えば、資料の探し方や読み方、レジュメの作成方法、レポートの書き方、オリエンテーションの方法など、この本の主題とも言うべき内容を学ぶプログラムになっている。

個々のワークの内容を見ていくと、本当に基本的な内容が多いことに気づく。例えば、講義の受け方、図書館の活用方法、本の読み方、レポートの書き方などである。教える側からすると、知っていて当たり前、もしくはこのくらいは知っていてほしいという内容である。しかし、もしかすると私たちはそのくらい知っていて当たり前という考えのもとで、これまで教えることを怠っていたのではないだろうか。そもそも本書に書かれているような大事なスタディスキルを、われわれはまだ十分に身につけていないのではないかと思われることさえある。例えば、ワーク21の「レポートの基本を知ろう」のところで、字数によって盛り込む内容が異なってくるという内容がある。評者は教員として学生にレポートを課しながら、字数についてそこまで深く考えてはいなかった。深く反省する次第である。

実際、学生のレポートを読むと、文章の書き方のごく基本的なところをわかっていない学生が多い。部分々々では良いことを書いているにもかかわらず、書き方が悪く、低い成績しかつけられないことを常々残念に思っていた。初年次教育によってレポートの書き方の指導を行っておけば、学生もよりよいレポートを書くことが可能になるのではないだろうか。

本書を読んで、大学生にここまで手取り足取りが必要かという感想を持つ人もいるかもしれない。これらのスキルを見様見真似で身につけることが可能だと考えることもできるからだ。だからこんなことは教えるまでもないと考えるかもしれない。しかしたとえ見様見真似で身につけられるスキルだとしても、本書を通し改めて学ぶことで、学生たちはこれらのスキルが基本であり、重要であることを再確認することができるだろうと考えている。

さて評者が個人的にもっとも関心を持ったのはこの本を貫いている教育的な思想、考え方である。

この本を単なる初年次教育のマニュアル本・ハウツー本と考えると、この本から得られるものは半減してしまうだろう。評者は、教育の方法はその目的・目標が決まると考えている。だからたとえ教育のマニュアル本・ハウツー本であっても、そこにはそのような方法を導く教育についての考え方、さらに言えば教育哲学がある。この本にも学ぶということについての、教育ということについての考え方がそここちにちりばめられている。

例えば2ページの「はじめに」では、「大学は、一言でいえば『共に学ぶ場』です」と宣言がなされ、そのために心がけておくこととして「①まず自分で考える（主体性・自己管理能力）②仲間と考える（協働性・コミュニケーション力）③スキルを使う（積極性・行動力）」があるという。そして、「大学では、先生に教えてもらうのではなく、自分から学ぶと言う態度で学びましょう。まず、自分一人で考えてみることはたいせつですが、友だちやクラスメイトとともに考えながら、ときには先生と話し合ったり議論したりして歩んでいきましょう。また、知識やスキルはためておくのではなく、使って、発揮してはじめて『身についた力』になります。」と述べ、大学での学びがいかにあるべきかを宣言している。さらに本書を使うことで「実際の経験を積む」こと、「ふりかえりをして、次に進む」ことができるようになることを期待すると述べ、本書での学び方を伝えている。

佐伯胖（1995）は、学ぶことは文化的実践への参加であると述べた。本書においても、大学での学びが自ら動いて参加し、仲間を作っていくプロセスとなるように、その1年目をいかに過ごすかが重視されている。ネットワーキングスキルのためのワークが始めのパートにおかれているのも当然のことであろう。

実際的な本書の使い方としては、初年度教育の参考書として25のワークのいくつかを利用するというのが一般的なのであろうが、その際には大学の学びへと学生が参加していくという本書の持つ学習観や教育観が果たされるように、それぞれのワークを実行することが大切であろう。そして、それでこそ、本書あとがきにある「生涯にわたって求められる学ぶ力の土台」を作ることが可能になると考えられる。

[書評]

ルース・ブライト著、小田紀子・大前哲彦訳  
『老いても人として生きる——全人性を高める音楽療法』(荘道社、2011年)

神戸大学 川地 亜弥子

本書は、人生の晩年と言われる時期にも、あるがままに、しかも自分らしくゆたかに生きる大切さを説き、そう生きたいと願う人、またそのサポートをしようとする人に多くの示唆を与える好著である。「老いても人として生きる」ことの重要性が中心に据えられているため、音楽療法に関わったことのない者にも学ぶところが多い。

この書は、世界音楽療法連盟元会長のルース・ブライト (Ruth Bright) 氏による『Wholeness in Later Life』(1997) の訳書であり、日本版のタイトルはかなり意識されている。本書を読まれた方には、このタイトルがブライト氏の主張を端的に伝えていることをお分かりいただけるだろう。なお、このタイトルは大前玲子氏 (臨床心理士、日本精神分析学会認定心理療法士) の提案によるものとされている (p.198)。

本書の構成は以下の通りである。

第1部

第1章 全人性と老い——そのリアルな現実から

第2章 高齢者の全人性を左右する文化

第3章 セクシュアリティと関係性

第4章 高齢期の精神的な側面

第5章 健全性への身体的挑戦

第6章 情緒的で心理的な挑戦

第7章 認知症と全人性

第8章 晩年における機能障害の影響——身体障害を伴った人の加齢

第9章 晩年における機能障害の影響——遺伝的な障害をもっている人の加齢

第2部

第10章 晩年における音楽療法の実際

第11章 高齢者の個人療法

第12章 身体障害者の音楽療法

第13章 ソーシャルサポートグループ・プログラムのための音楽

第14章 失語症の治療における音楽療法

第15章 終末期医療——全人性を保持できるか

第16章 まとめ——人生の指揮者になるか？ 境遇の駒になるか？

ブライト氏は、本書の執筆の意図の一点目として、「全人性 (wholeness) と完全性 (perfection) を区別するため」を挙げている。そして、「私たちが晩年の自分自身に完全性を期待すると、加齢による変化や不安をとがめ立てることになる。しかし、私たちが完全性ではなく全人性を期待するならば、これらの変化を自然であると受け止めることができ、あるがままの自分にプライドを持つことができる」(p.5) と述べる。つまり、加齢によってさまざまな能力が減退することを嘆くのでは

なく、ありのままに、自分らしく生きることが重要だと説く。

しかし、ブライト氏は高齢者自身の心の持ちようだけを問題にしているのではない。氏は、高齢者が「自分自身の内なる問題だけではなく、他の人々によっても影響される」(vulnerability；脆弱性)こと、たとえば身近の人との別離などによって大きな影響を受けることを指摘している。このような場合に、音楽療法を含めた他者からの関わりが重要な役割を果たすことが、事例と共に記されている。このため本書では、全人性を保持する支援について具体的に学ぶことができる。

本書を読んで、いくつもの点に気付かされた。特に以下の二点について述べたい。

一つは、音楽が持つ力についてである。たとえば、「意識不明の人に対して音楽を演奏し頬に涙が流れるのを見ると、重度の認知症やひどい発作のある、あるいは重いうつ病の人に親しみやすい歌を歌うことによってその人の顔が輝くのを見ると、また、時につま先で調子をとって、おそらくその人が旋律を歌っているように音楽を聞いている様子を見ると、これこそが本来の人間なのだと思う」(pp.45-46)との記述からは、音楽には言葉よりも強く人にはたらきかける力があることが示されている。

また、「音楽療法の概念は、音楽が『観念』であると同時に『体験』であるとする信条に基づいている」(p.110)、「音楽に対する患者の内的な反応を説明するためには、言葉は適当でないかもしれない。しかし皮肉にも音楽は、これまで言葉では名状しがたい問題を、言葉で表現する際に助けてくれる」(p.111)との記述からは、言葉でうまく伝えられないときに、音楽が表現を助けてくれることが分かる。これらは、「なぜカウンセリングでもほかのセラピーでもなく、音楽なのか?」「音楽が治療になるのか? (効果はあるのか?)」という問いに答えている。

もう一つは、高齢者と音楽療法とをキーワードに持ちながら、むしろ若者の生きにくさ、悩みと通底する内容を多く含んでいる点である。それは、本書がもう一つのキーワード「Wholeness (全人性)」に貫かれていることによる。訳者の大前哲彦氏は、「Wholeness」の訳に一番悩み、「全人性」という言葉を訳語にしたのは、この言葉が「高齢化社会に向かう鍵」であると考えたからだと述べている (p.198)。評者は、この言葉によって、老いを生きる人とより若い人が、お互いを尊重しながら生きる社会が展望されていると感じた。

能力を指標化され、他人と比べられ、できない点を指摘されやすい時代にあって、若者でも全人性を尊重されているとは言い難い。本書を読んで、高齢者の悲しみを自らの悲しみと重ね合わせて考える若者は少なからずいると思われる。もちろん、老いたときには若者とは質の違う悲しみ、つらさがあるだろう。しかも、若者と比べると悲しみから立ち直りにくく、長く苦しむ。しかし、そのような違いがあったとしても、若者からの人間的な共感、老いを迎えた人の全人性を支えるであろうし、我々が高齢化社会に向き合う重要な手がかりになる。同時に、高齢者の生きる上での感情・情動に心を寄せることは、若者自身が現在と未来を生きる力を得ることにつながるであろう。

老いについて考えたい人、高齢者に関わる人はもちろんのこと、生きにくさに悩むすべての青年に読んでほしい一冊である。介護等体験で高齢者に関わる学生にも、一読を勧めたい。

[資料]

## 2011年度 定期総会の記録

日時：2011年5月11日（水） 13時30分～14時18分  
会場：大阪工業大学大宮キャンパス 1号館2階多目的室  
記録：井ノ口淳三（追手門学院大学）

出席：35校

追手門学院大学、大阪音楽大学、大阪学院大学、大阪観光大学、大阪経済大学、  
大阪経済法科大学、大阪芸術大学、大阪工業大学、大阪産業大学、大阪成蹊大学、  
大阪電気通信大学、大阪人間科学大学、大手前大学、関西大学、関西福祉科学大学、  
関西学院大学、近畿大学、近大姫路大学、甲南女子大学、神戸学院大学、  
神戸芸術工科大学、神戸国際大学、神戸女子短期大学、神戸親和女子大学、  
神戸常盤大学、高野山大学、四天王寺大学、頌栄短期大学、園田学園女子大学、  
奈良大学、梅花女子大学、阪南大学、姫路獨協大学、武庫川女子大学、  
桃山学院大学

委任状出席：18校

大阪大谷大学、大阪国際大学、大阪商業大学、関西外国語大学、関西国際大学、  
甲南大学、神戸海星女子学院大学、神戸松蔭女子学院大学、神戸女学院大学、  
神戸女子大学、神戸山手大学、夙川学院短期大学、摂南大学、帝塚山学院大学、  
帝塚山大学、東大阪大学、兵庫大学、プール学院大学

準会員参加：1校

近畿大学豊岡短期大学

酒井恵子事務局長（大阪工業大学）の開会の言葉に続き、井上正崇会長（大阪工業大学）から挨拶が行われた。続いて議長団の選出に移り、事務局長から中嶋佐恵子氏（姫路獨協大学）と高倉健氏（大阪経済法科大学）を推薦したい旨の提案があり、承認された。

議事に入る前に、議長団より13時30分現在の出席状況が報告された。32校出席しており、委任状が18校提出されていることから、加盟校の二分の一以上が出席しており、本総会は成立していることが確認された。

また、本日の総会の議事に会則改正が含まれていることが紹介された。

議事：

### 1. 2010年度定期総会の記録確認

酒井事務局長より、既に幹事校会で承認されている事項である旨の説明がなされた。

2010年度定期総会の記録は確認された。

### 2. 2010年度活動報告

酒井事務局長より、資料にしたがって活動報告が行われた。2010年度は幹事校会が7回開催された旨説明があった。

2010 年度活動報告は承認された。

### 3. 2010 年度決算報告ならびに監査報告

正田祥人事務局次長・会計担当（大阪工業大学）より、一般会計および特別会計について、資料にしたがって決算報告があった。予算との差額の比較的大きい費目を中心に詳しい説明があった。

続いて、水谷勇会計監査委員（神戸学院大学）より、「適正に処理されていた」との監査報告が行われた。

2010 年度決算報告ならびに監査報告は、異議なく承認された。

### 4. 新役員・委員の選出

酒井事務局長より、規約改正が承認された場合、事務局次長・会計の候補者として正田祥人事務局次長（大阪工業大学）を予定している旨の説明があった。また、会計監査委員に池上徹氏（関西福祉科学大学）と多畑寿城氏（神戸女子短期大学）を選出した。

全私教協への派遣役員・委員が紹介された。

### 5. 2011 年度活動方針および事業計画

酒井事務局長より、資料にしたがって 2011 年度活動方針および事業計画の説明があった。事業計画の中で「部会体制をとって課題研究会をすすめる」という文を現状にあわせて削除したことの報告があった。

2011 年度活動方針および事業計画に沿って活動していくことが承認された。

### 6. 2011 年度予算

酒井事務局長より、資料にしたがって趣旨説明があり、その後正田事務局次長・会計担当より補足説明があった。特別会計についても提案がなされた。

2011 年度予算案は原案のとおり承認された。

### 7. 会則改正について

酒井事務局長より改正案の提示と趣旨説明がなされた。第 9 条 2 項「事務局に事務局次長、会計、その他必要な事務局員を置くことができる」を追加するという改正案は、口座の開設を可能とするためであり、異議なく承認された。

### 8. 会員校の異動

酒井事務局長より、資料の「2011 年度会員校一覧」について説明があり、確認された。

新会員校の神戸常盤大学、頌栄短期大学からそれぞれ挨拶が行われた。

なお、退会校の大阪薫英女子短期大学は、同じ学園である大阪人間科学大学と一本化することによるものであるとの説明が酒井事務局長よりあった。

### 9. その他

2011 年度全私教協大会への阪神教協からの補助として、酒井事務局長より会場校の富江英俊氏へ、寄付金 10 万円の贈呈が行われた。

最後に、酒井事務局長から閉会の挨拶が行なわれ、総会は終了した。

[資料]

## 2011年度 活動方針および事業計画

### 活動方針

- 1 高等教育および初等・中等教育政策に関連させながら、教師教育政策・行政の動向に対処し、教職志望者に対して保障すべき諸条件の明確化とその実現にとりくむ。
- 2 教職志望者の資質・能力を高めるための研究交流をすすめる、大学における教職課程教育の自律的な改革改善にとりくむ。
- 3 教師教育に関する諸問題について関係諸団体機関と交流・協議する。特に教育実習や介護等体験等の円滑な実施にむけての研究協議をおこなう。
- 4 その他、協議会の趣旨にそくして必要な活動をおこなう。

### 事業計画

- 1 課題研究の推進
  - (1) 教育政策や教育行政の動向とその対処について
  - (2) 教職課程教育の内容と方法の改善・開発、授業実践報告の収集について
  - (3) 教育実習のありかたについて
  - (4) 介護等体験のありかたについて
  - (5) 教職事務の改善について
  - (6) 教員採用問題について
  - (7) 海外の教師教育の動向について
  - (8) 教員養成制度改革について
- 2 「教員の資質向上連絡協議会」の活用と改善
- 3 国公立大学、文部科学省、教育委員会その他の教師教育に関わる人々との交流促進
- 4 教師教育情報データベースづくり、および地域共同的な教師教育体制づくりの準備促進
- 5 全私教協の計画する事業への参加
- 6 阪神教協リポートの発行
- 7 阪神教協ホームページの運営
- 8 課題研究成果報告・普及のための出版企画の立案・実行
- 9 その他、活動方針に関して必要な事業

## 2010年度 阪神教協一般会計収支決算書

(2010年4月1日～2011年3月31日)

### 【支出】

(円)

	予算額	決算額	増減
事務局費	1,250,000	590,628	659,372
人件費	550,000	253,800	296,200
通勤費	100,000	0	100,000
消耗品費	150,000	77,123	72,877
通信費	300,000	125,305	174,695
事務局交通費	50,000	20,000	30,000
会議費	100,000	114,400	▲14,400
印刷関係費	840,000	797,205	42,795
レポート印刷費	450,000	543,420	▲93,420
レポート編集費	120,000	133,409	▲13,409
外部委託費	200,000	70,140	129,860
資料印刷費	70,000	50,236	19,764
ホームページ等関係費	240,000	88,824	151,176
人件費	100,000	0	100,000
ホームページ等運営費	140,000	88,824	51,176
幹事校会費	350,000	298,920	51,080
会合費	300,000	296,260	3,740
印刷費	50,000	2,660	47,340
研究協議会費	1,200,000	1,016,736	183,264
人件費	100,000	17,960	82,040
全体会合費	600,000	782,295	▲182,295
研究会合費	250,000	216,481	33,519
講師用旅費	250,000	0	250,000
全国協議会費	2,690,000	2,339,892	350,108
会費	2,190,000	2,260,420	▲70,420
旅費	300,000	65,210	234,790
研究大会補助	200,000	14,262	185,738
特別会計繰入金	0	0	0
予備費	6,371,290	0	6,371,290
<b>支出合計</b>	<b>12,941,290</b>	<b>5,132,205</b>	<b>7,809,085</b>

### 【収入】

(円)

	予算額	決算額	増減
会費	4,450,000	4,575,430	125,430
受取利息	5,000	3,104	▲1,896
情報交換会参加費	240,000	387,000	147,000
雑収入	1,500	2,500	1,000
前年度繰越金	8,244,790	8,244,790	0
<b>収入合計</b>	<b>12,941,290</b>	<b>13,212,824</b>	<b>271,534</b>
		<b>次年度繰越金</b>	<b>8,080,619</b>

2010年度会計帳簿および収支決算書につきまして、  
帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2011年4月25日

会計監査委員：神戸学院大学

水谷 勇



会計監査委員：関西福祉科学大学

池上 徹



## 2010年度 阪神教協特別会計収支決算書

(2010年4月1日～2011年3月31日)

### 【支出】

(円)

	予算額	決算額	増 減
海外渡航助成・補助金	200,000	0	200,000
印刷関係費	1,958,570	1,935,467	23,103
ホームページ等関係費	800,000	0	800,000
<b>支出合計</b>	<b>2,958,570</b>	<b>1,935,467</b>	<b>1,023,103</b>

### 【収入】

(円)

	予算額	決算額	増 減
一般会計からの繰入金	0	0	0
書籍代	0	239,920	239,920
前年度繰越金	2,958,570	2,958,570	0
<b>収入合計</b>	<b>2,958,570</b>	<b>3,198,490</b>	<b>239,920</b>
		<b>次年度繰越金</b>	<b>1,263,023</b>

2010年度会計帳簿および収支決算書につきまして、  
帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2011年4月25日

会計監査委員： 神戸学院大学

水谷 勇 

会計監査委員： 関西福祉科学大学

池上 徹 

**2011年度 阪神教協一般会計予算**  
(2011年4月1日～2012年3月31日)

**【支出】**

(円)

	2010年度予算額	2011年度予算額	増 減
事務局費	1,250,000	1,330,000	80,000
人件費	550,000	610,000	60,000
通勤費	100,000	100,000	0
消耗品費	150,000	150,000	0
通信費	300,000	300,000	0
事務局交通費	50,000	50,000	0
会議費	100,000	120,000	20,000
印刷関係費	840,000	950,000	110,000
レポート印刷費	450,000	550,000	100,000
レポート編集費	120,000	130,000	10,000
外部委託費	200,000	200,000	0
資料印刷費	70,000	70,000	0
ホームページ等関係費	240,000	240,000	0
人件費	100,000	100,000	0
ホームページ等運営費	140,000	140,000	0
幹事校会費	350,000	350,000	0
会合費	300,000	300,000	0
印刷費	50,000	50,000	0
研究協議会費	1,200,000	1,400,000	200,000
人件費	100,000	100,000	0
会合費 (旧:全体会合費)	600,000	1,050,000	200,000
会合費 (旧:研究会合費)	250,000		
講師用旅費	250,000	250,000	0
全国協議会費	2,690,000	2,760,000	70,000
会費	2,190,000	2,260,000	70,000
旅費	300,000	300,000	0
研究大会補助	200,000	200,000	0
特別会計繰入金	0	0	0
予備費	6,371,290	5,945,119	▲426,171
支出合計	12,941,290	12,975,119	33,829

**【収入】**

(円)

	2010年度予算額	2011年度予算額	増 減
会費	4,450,000	4,500,000	50,000
受取利息	5,000	3,000	▲2,000
情報交換会参加費	240,000	300,000	60,000
幹事校交流会参加費	-	90,000	90,000
雑収入	1,500	1,500	0
前年度繰越金	8,244,790	8,080,619	▲164,171
収入合計	12,941,290	12,975,119	33,829

**2011年度 阪神教協特別会計予算**  
(2011年4月1日～2012年3月31日)

**【支出】**

(円)

	2010年度予算額	2011年度予算額	増 減
海外渡航助成・補助金	200,000	200,000	0
出版費	1,958,570	0	▲1,958,570
予備費	800,000	1,063,023	263,023
<b>支出合計</b>	<b>2,958,570</b>	<b>1,263,023</b>	<b>▲1,695,547</b>

**【収入】**

(円)

	2010年度予算額	2010年度予算額	増 減
前年度繰越金	2,958,570	1,263,023	▲1,695,547
<b>収入合計</b>	<b>2,958,570</b>	<b>1,263,023</b>	<b>▲1,695,547</b>

[資料]

## 2011年度 幹事校会の記録

### 2010年度第5回(通算229回)幹事校会記録

日時：2011年2月16日(水)15:00～18:00

場所：学校法人常翔学園大阪センター303教室

出席(12大学20名)：

追手門学院大学(田中耕二郎)

大阪工業大学(酒井恵子、西川泰行、半田 孝、疋田祥人、山口洋之)

大阪産業大学(木村忠雄、瀬島順一郎、山田全紀)

大阪電気通信大学(川地亜弥子)

関西大学(原 徹)

関西学院大学(富江英俊)

近畿大学(杉浦 健)

神戸国際大学(山本克典)

神戸女子短期大学(重藤美江子、高瀬陽子)

四天王寺大学(上野淳子、曾野 洋)

姫路獨協大学(中嶋佐恵子)

桃山学院大学(竹中暉雄)

司会：酒井恵子

記録：竹中暉雄

議事：

(1) 第4回幹事校会記録の確認

(3) の行頭を他の項と同様に一段下げ、(4) の「園田学園」を「園田学園女子大学」に、(8) の「杉浦氏」を「杉浦健氏」に、「(8) その他」を「(10) その他」にそれぞれ修正したうえ、記録を確認了承した。

(2) 全私教協第5回理事会(2011年1月23日)の報告

疋田祥人事務局次長から、①2010年度研究交流集会の収支、②2011年度研究大会の全体テーマ、基調講演・シンポジウム講師、各地区協議会「分科会テーマ」、③全私教協専用HP開設準備状況、④会報第61号発行準備状況などについて、資料に基づき報告がなされた。

特に研究大会基調講演およびシンポジウムの講師の人選については、阪神教協と全私教協事務局との間で、役割分担に関する認識の相違があったことが説明された。この件については、議事(4)で改めて議論することとした。

質疑では、2010年度研究交流集会の大幅赤字の理由説明が、疋田事務局次長および田中耕二郎氏(全私教協・前事務局長)からなされた。

(3) 全私教協HP掲載用の阪神地区活動紹介の内容原稿について

疋田祥人事務局次長から資料に基づいて説明がなされ、了承した。

(4) 全私教協研究大会および阪神地区の分科会の運営について

1) 研究大会開催校・関西学院大学の富江英俊氏から、同大学でもたれた全私教協事務局次長を交えた準備会(2月10日)について、次の2点が報告された。

①事前申込み受付はWEB上でを行い、作業は外部委託することにした。阪神教協には当日受付や情報交換会での司会などを依頼したい。

②研究大会の基調講演講師およびシンポジストの人選について：全私教協事務局としては、基調講演の講師は、阪神教協から推薦した碓井岑夫氏（四天王寺大学学長）に依頼する可能性が高いが、シンポジストに関しては、阪神教協から推薦した候補者には依頼しない意向であった。正式決定は3月19日（土）の次回理事会となる。

②に関して、前回幹事校会以降、上記のシンポジスト候補者のお名前が挙がるに至った経緯や、全私教協事務局とのやりとりの詳細などが説明された。それらを踏まえ、対応を協議した結果、基調講演およびシンポジウムの運営について、今後は全私教協事務局および理事会に委ねて良いのか、特にシンポジストについて、全私教協側に具体的な対案があるのか等を確認し、もし上記の候補者に依頼する可能性がないと判明した場合、早急にご本人にお断りすることとなった。

2) 阪神地区分科会運営に関して、酒井恵子事務局長から資料に基づいて説明がなされた。当初分科会の司会を担当する予定であった川地亜弥子氏より、「他の分科会でも司会を担当する可能性があるため、できれば他の方と交代したい」との申し出があり、杉浦健氏と交代することとなった。その結果、司会：杉浦 健・疋田祥人、記録：中嶋佐恵子、発表：大前哲彦・佐々木英一（追手門学院大学）・向後礼子（近畿大学）・酒井恵子の各氏が担当することが確認された。なお、コメンテーターは大阪府社会福祉協議会に人選を依頼することも、併せて承認された。

(5) 2011年度定期総会および第1回課題研究会の運営について

酒井恵子事務局長から資料に基づいて説明があり、以下の点などを承認した。

①日程は5月11日（水）、会場は大阪工業大学（大宮キャンパス、研修センター OIT ホール）とする。

②課題研究会の第1部は教職課程認定大学実施視察校からの報告、第2部は「発達障害学生の指導をめぐる（仮題）」とする。話題提供の候補者は、瀬島順一郎・中村健（プール学院大学）の各氏とし、事務局からは加盟大学に対するアンケート結果を報告する。

③2011年度の会長・事務局長・幹事校、全私教協への派遣役員・委員は、今年度通りとする（一部変更の可能性あり）。但し、会計監査委員のうち水谷勇氏（神戸学院大学）の交替候補は、前原健三氏（武庫川女子大学）とする。

④2011年度の活動方針および事業計画案は原案通りとする。

(6) 阪神教協議りポートの編集について

山田全紀氏から資料に基づいて説明があり、原案の目次3)の「第3回課題研究会第一部」の終わりにも「質疑応答の記録」を掲載する、目次5)の「介護等体験実施連絡協議会報告」は削除する（未開催のため）という2点の修正を加えて承認した。なお原稿謝礼は2010年度予算執行の関係で原稿受け取りの段階で支払うことも併せて承認した。

(7) 今後の記録担当について

来年度4月の幹事校会の記録担当は関西大学とし、5月以降の担当については、次回以降に順次決めていくことを確認した。

(8) その他

①大前哲彦氏から、再課程認定申請時に4年以内の退職予定教員がいる場合の措置に関する文部科学省からの指導について話題提供があり、情報交換を行なった。

②全私教協「教員養成制度検討委員会」の意向に基づき川地亜弥子氏から、短期大学の立場から主張が可能な候補校の推薦依頼があり、関西福祉大学の短期大学（関西女子短期大学）、大阪青山短期大学の名前があげられた。

③次回幹事校会の日程を、4月13日（水）の14時からと確認した。

## 2010年度第6回(通算230回)幹事校会記録

日時：2011年4月13日(水)14:00～17:32

場所：学校法人常翔学園大阪センター304教室

出席(12校19名)：

追手門学院大学(井ノ口淳三)

大阪音楽大学(大前哲彦)

大阪産業大学(谷田信一、山田全紀、瀬島順一郎)

大阪電気通信大学(川地亜弥子)

関西大学(原 徹)

関西学院大学(南本長穂、富江英俊)

神戸女子短期大学(山下功晃)

四天王寺大学(八木成和)

姫路獨協大学(中嶋佐恵子)

桃山学院大学(野尻 亘)

大阪工業大学(野村良紀、酒井恵子、疋田祥人、山口洋之、西川泰行、半田 孝)

司会：半田 孝

記録：原 徹

議事：

新年度最初の幹事校会開会に先立ち、大阪工業大学の野村良紀氏(会長代行)から挨拶があった。

### (1) 第5回幹事校会記録の確認について

資料に基づき記録案の確認が行われ、これを了承した。

### (2) 全私教協理事会報告について

疋田祥人事務局次長から、第6回理事会(2011年3月19日開催)事項として資料に基づき下記の報告等があった。

#### (1) 2011年度定期総会・第31回研究大会について

- ・全体テーマが「私立大学における教員養成の存在意義を考える」に決定した。
- ・基調講演者は、阪神教協から推薦した碓井岑夫氏(四天王寺大学学長)に決定した。
- ・シンポジウムのテーマ、シンポジスト、司会者(阪神地区選出者を除く)が決定した。
- ・阪神教協の分科会が5月22日(日)第7分科会(13:30～16:30)に決定した。
- ・総会出席および大会参加の事前申込が、資料では「Web入力(またはFAX)」と記載されているが「Web入力」による申込に一本化された。また、全私教協のホームページが開設された旨説明があり、同ホームページから「Web入力」が可能になる予定である。
- ・会計監査は、会場校が所属する阪神教協が行う。
- ・阪神教協の活動報告および分科会要旨の提出(締切:4月16日)等について依頼があった。
- ・プログラムが昨日(4月12日)発送され、近日中に各加盟大学に届く予定である。

#### (2) 2011年度「教職課程運営に関する研究交流集会」開催地区・会場校について

- ・以下の日程で検討されている。

日程：11月20日(日) 会場校：龍谷大学深草学舎(京都地区協議会)

#### (3) 2012年度定期総会・第32回研究大会会場校について

- ・以下の日程で検討されている。

日程：5月19日(土)・20日(日) 会場校：九州産業大学(九州地区協議会)

#### (4) 東北関東大震災に対する全私教協としての支援について

- ・全私教協事務局としては、当面以下の対応をすることになった。

- ①全私教協事務局で東北地区協議会の会員校の状況を把握する。
- ②日本赤十字社を通じて義援金 30 万円を送付した。
- ③必要に応じて、教育実習の受け皿などの支援を検討する。

引き続き、酒井恵子事務局長から、本理事会報告に関連して以下の補足等があった。

(1) 2011 年度定期総会・第 31 回研究大会のシンポジストについて

前幹事校会での議を踏まえ全私教協事務局に確認をしたところ、阪神教協からの推薦候補者には依頼する可能性がないことが判明し、すでに内諾を得ていた上田孝俊氏（武庫川女子大学）には、仲介いただいた前原健三氏（武庫川女子大学）を通じ阪神教協事務局としてお断りの連絡とお詫びをした旨の報告があった。

(2) 東北関東大震災に対する阪神教協としての支援について

阪神教協として対応できる支援内容について問題提起があったが、全私教協事務局も東北地区協との連絡を見合わせ、各大学の状況が掴めないなかで義援金以外の具体的な支援ができない状況であることを踏まえ、被災地で何が必要とされ、阪神教協として何ができるのか等についてさらに情報を収集し、引き続き幹事校会として検討していく扱いとした。

<意見等>

- ①阪神地区に避難している被災者等で教育実習を希望している学生への支援として、教育実習の受け皿（実習校）の確保等、できる限りの支援をする旨の意思表示をホームページ上で表明してはどうか。
  - ②上記学生に対する対応について教育委員会に申し入れ等を行ってはどうか。
  - ③教育実習の受け皿（実習校）の開拓については確約できることではないのでホームページへの掲載にあたっては、確実に対応の目途がたったことのみを記載するなど、慎重に扱う必要がある。
  - ④阪神・淡路大震災時に対応した事例があるのであればその先例に倣ってはどうか。
  - ⑤全私教協としての支援策として、教職志望で就職先未定の卒業生に東北各県教委へ講師登録を呼びかけてはどうか。被災地で教職に就くことにより、災害ボランティアや復興支援に携わる機会も持てる。また、金銭的な支援を義援金という形ではなく、被災地で講師登録ができた場合の住宅費や交通費等の生活支援に充ててはどうか。
  - ⑥私たちがよかれと思うことも被災地の教育委員会で受入れてもらえるかどうかは疑問である。
- (3) 全私教協研究大会および阪神地区分科会の運営について

(1) 全私教協研究大会の運営について

・会場校の富江英俊氏および南本長穂氏（関西学院大学）から、下記の報告等があった。

- ①近日中に全私教協ホームページから Web 上で参加の事前申込みが可能になる。
- ②両日とも、関西学院大学学長、副学長、教務部長、各学部長、学院長等の役職者が公務出張で不在のため、定期総会では善明宣夫氏（教職教育研究センター長）が会場校代表挨拶をする予定。なお、情報交換会での代表挨拶者は現時点では未定。
- ③両日とも学生アルバイトを 20 名手配している。
- ④両日の受付補助および情報交換会の司会者を阪神教協から選出願いたい旨の依頼があり、下記のとおり決定した。

[受付補助]

5月21日（土）9：30～10：30

酒井恵子氏・疋田祥人氏（大阪工業大学）、樋口太郎氏（大阪経済大学）

5月22日(日) 9:00～9:30

酒井恵子氏・疋田祥人氏(大阪工業大学)、野尻 亘氏(桃山学院大学)

[情報交換会司会] 大前哲彦氏(大阪音楽大学)

・上記以外の阪神教協の役割分担として下記のとおり決定した。

①シンポジウムの司会(5月21日):杉浦 健氏(近畿大学)

②会計監査:八木成和氏(四天王寺大学)

なお、会計監査業務に係る交通費の扱いについては、前年度にならって対応することとした。

・運営に関して下記の要望等があった。

①5月22日(日)の各分科会会場において、質疑応答時のマイク持ち、機器操作の補助および発表資料の配布補助等、必要に応じてアルバイト学生等を配慮願いたい。

②会場校へのアクセス情報をWeb上で掲載願いたい。

③甲東園からのバスの臨時便について手配願いたい。

(2) 阪神地区分科会の運営について

・酒井恵子事務局長から、下記のとおり説明があった。

①大阪府社会福祉協議会から野田彰子氏の出席について内諾を得られた。なお、ご本人の要望により、コメンテーターとしてではなく、一参加者としてフロア側で適宜感想等を述べていただきながら進行する予定。

②ただし、事務処理上はコメンテーターとして、昼食をとりながらの打合せにも参加いただき、謝礼・交通費は支払う扱いとする。

(4) 2011年度阪神教協定期総会および第1回課題研究会の運営について

(1) 定期総会の運営について

・定期総会資料「2010年度における活動の概要」に掲載する活動実績として、下記の項目を追記することとした。

①阪神教協ホームページ充実の一環で幹事校会の記録をアップしたこと。

②全私教協との連携に関することとして、2011年度全私教協定期総会・第31回研究大会を阪神地区(会場校:関西学院大学)で引き受け、会場校を中心にその準備を進めたこと。

・定期総会資料「2010年度における活動の概要」について、以下の修正点を確認した。

①「2. 幹事校会の開催」欄の修正点

<1行目>

(誤) 2010年度第6回(通算224回)

(正) 2009年度第6回(通算224回)

<15行目>

2010年度第1回(通算225回)

(誤) 場所:大阪電気通信大学寝屋川キャンパスR号館J301室

(正) 場所:大阪電気通信大学寝屋川キャンパスJ号館301室

②「3. 課題研究会の開催」欄の修正点

<3行目>

第1回課題研究会

(誤) 場所:大阪電気通信大学寝屋川キャンパスエデュケーションセンター(J号館)312室

(正) 場所:大阪電気通信大学寝屋川キャンパスJ号館312室

<5行目>

第1部 教職課程認定大学実地視察校報告者として(摂南大学 深川八郎氏)を追記

< 9 行目 >

第 2 回課題研究会

(誤) 日時：2010 年 10 月 20 日

(正) 日時：2010 年 10 月 20 日 (水) <時間を追記>

③「4. 全私教協及び他地区との連携」欄の修正点

< 4 行目 >

(誤) ・ ・ 川地亜弥子 (大阪電気通信大学) ・ ・

(正) ・ ・ 川地亜弥子氏 (大阪電気通信大学) ・ ・

・ 定期総会資料「2011 年度新役員・委員候補者一覧」の会計監査委員について、前回の幹事校会において前原健三氏 (武庫川女子大学) を候補者としてを確認していたが、ご本人から断りの連絡があった旨の報告があり、人選は事務局に一任することとした。

・ 定期総会資料「2011 年度活動方針および事業計画 (案)」について、特に昨年との変更点はないが、下記の文言は現状に合わないため削除することとした。

< 19 行目 >

※課題の継続性を考え、また幹事校以外の会員の参加をはかるため、引きつづき部会体制をとって課題研究会をすすめる。

・ 定期総会資料「2011 年度会員校一覧」について、下記の新規会員校を確認した。

新規会員校 (2010 年度中に加盟した大学)：神戸常盤大学、頌栄短期大学

・ 定期総会資料「2010 年度阪神教協収支決算書 (案)」について

正田祥人事務局次長から、資料に基づき、下記のとおり説明があった。

①事務局費一人件費の「事務局員通信費」について

2010 年度予算では「事務局員通信費」を上限 50,000 円としていたが、現事務局校では学生アルバイトの手配が難しいこともあって、教職員 8 名の事務局員で運営をしており、合計 84,000 円の決算となったが、人件費総額としては予算内の執行額である。

②事務局費一会議費について

14,400 円の予算超過となったが、これは事務局引継ぎ等の関係で、前事務局校の大阪電気通信大学へ出向いて会議を開催する必要が数度あったことによるものである。

③印刷関係費一レポート印刷費について

93,420 円の予算超過となったが、これはレポート第 33 号のページ数が想定していたページ数の倍近くになったことによるものである。

④印刷関係費一レポート編集費について

13,409 円の予算超過となったが、これは前年度のレポート第 32 号に関する未払いの執筆謝礼を 2010 年度に支払ったことによるものである。

⑤研究協議会費一全体会合費について

182,295 円の予算超過となったが、これは 40 名規模で予算計画を立てていた情報交換会参加補助費が、2010 年度の各情報交換会では 50 名規模の参加者となったことによるものである。

⑥全国協議会費一会議費について

70,420 円の予算超過となったが、これは会員大学が 2 大学増えたことによるものである。以上の説明の後、①事務局費一人件費の「事務局員通信費」一人あたりの単価 1,000 円 / 1 ヶ月について、レポート編集費 30,000 円とのバランス等も含め、見直してはどうかとの意見があり、審議の結果、2010 年度予算では前事務局の実績 (アルバイトを活用して業

務を遂行)にあわせて単価 1,000 円/1 ヶ月としていたが、アルバイトを活用せず 8 名の専任の事務局員で業務を運営している現事務局の実態とリポート編集費 30,000 円とのバランスを鑑み、3,000 円/1 ヶ月(× 12 ヶ月 = 36,000 円)に改め、2011 年度予算から適用するとともに、2010 年度から同額で執行することとした。また、これに伴い 2011 年度予算から、「事務局員通信費」を「事務局員活動費」に費目名称を改正することとした。

・定期総会資料「2010 年度阪神教協特別会計収支決算書(案)」について

正田祥人事務局次長から、資料に基づき、支出 1,935,467 円(『教師を育てる』印刷・出版費)、収入 239,920 円(『教師を育てる』売上金 253 冊分)、差し引き 1,263,023 円が次年度繰越金となる旨説明があった。

・定期総会資料「2011 年度阪神教協予算案」について

正田祥人事務局次長から、資料に基づき、2010 年度予算ならびに 2010 年度の実績に基づき予算計画をたてた旨報告があり、下記のとおり補足説明があった。

①事務局費一人件費の「事務局員通信費」について

費目名を「事務局員活動費」に改め、一人あたりの単価を 3,000 円/1 ヶ月に修正する。

②研究協議会費一会合費について

従来、全体会合費と研究会合費を分けて予算計画を立てていたが、これらの違いが曖昧なため会合費として一本化し執行することとした。

以上の説明の後、毎年度の繰越金の状況に鑑み、会費の値下げに係る見直しについて問題提起があり、審議の結果、会費の「値下げ」ではなく、情報収集、大学の壁を超えた学生の勉強会、学生と教育現場との交流会等、大学や学生に還元できる事業を実施するなど、会費の有効的な用途を幹事校会として検討していくこととした。

・定期総会資料「2011 年度阪神教協特別会計予算案」について

正田祥人事務局次長から、資料に基づき、予算としては前年度の繰越金 1,263,023 円を収入とし、支出は 200,000 円の海外渡航助成・補助金のみを予定としている旨説明があった。

以上の説明の後、海外渡航助成・補助金制度の活用実績がないことについて指摘があり、名誉教授および非常勤講師も含め、会員校に勤務する(ゆかりのある)者で候補者があれば幹事校会に提案いただきたい旨、周知があった。

・阪神教協会費の納入方法について

正田祥人事務局次長から、会費の納入方法について、資料に基づき現状の問題および改善策について説明があり、「改善策 イ) ゆうちょ銀行に当座預金を開設し、「払込取扱票」により納入していただく。」を前提に下記の対応をすることとした。

①ゆうちょ銀行口座開設に必要なことのみを規定する会計内規を制定し、同内規については幹事校会での承認をもって改正できる扱いとする。

②上記①の対応が可能になるよう、会則第 9 条(事務局および事務局長)第 2 項として「事務局および事務局長は会計に必要な細則や内規を定めることができる。」といった趣旨の規定をする。

③上記②の会則改正原案を事務局で作成し、定例総会までに幹事校会メーリングリストで事前協議を終えておく。

(2) 第 1 回課題研究会の運営について、下記のとおり確認した。

・課題研究会の内容に鑑み、下記の時間配分で運営することとした。

定期総会 13 時 30 分～14 時 30 分

課題研究会

第1部 教職課程認定大学実地視察校報告 14時45分～15時10分

第2部 教職課程における発達障害学生の指導 15時15分～17時30分

プール学院大学 中村 健氏

発表 15時15分～16時30分

質疑応答 16時30分～16時35分

休憩 16時35分～16時45分

大阪産業大学 瀬島順一郎氏

発表 16時45分～17時15分

質疑応答 17時15分～17時20分

全体討論 17時20分～17時30分

情報交換会 18時00分～20時00分

・課題研究会の役割分担を下記のとおり決定した。

記録：杉浦 健氏（近畿大学）

司会：第1部 原 徹氏（関西大学） 第2部 酒井恵子事務局長

(5) 阪神教協リポート編集について

山田全紀氏（大阪産業大学）から、資料に基づき編集作業の状況等について報告があり、編集内容について下記のとおり確認した。

・「会員大学自己紹介」および「寄稿論文」の項目を新たに設けた。

・目次欄について、以下の修正を行う。

< 24行目および27行目 >

第三回課題研究会

第一部／第二部

質疑応答の記録（関西大学 原 徹） → （大阪音楽大学 大前哲彦）

(6) 「阪神教協教職課程データベース（平成22年度版）」の作成について

酒井恵子事務局長から、資料に基づきアンケートの回答状況等について報告があり、今後の対応等について下記のとおり確認した。

・印刷物は回答のあった大学のみ配布する。（すでに幹事校会で確認済）

・管理上、印刷物は1大学1部の配布とする。

・できるだけ回答のない大学に協力を求め、完成次第会員校へは郵送する。

・生データの提供に関しては、分科会および課題研究会等の発表を前提とする研究目的の場合は提供可とし、それ以外の目的で求められた場合は、幹事校会（メーリングリストによる承認も可）での承認を得た上で提供することができる扱いとする。

(7) 幹事校会名簿およびメーリングリストの確認について

疋田祥人事務局次長から、2011年度幹事校会担当者について、すでに事務局に変更の連絡をいただいた大学もあるが、近日中に新年度の担当者に関して各幹事校に照会をさせていただき、周知があった。

また、本日より出席いただいている新担当者の野尻 亘氏（桃山学院大学）、山下功晃氏（神戸女子短期大学）の両名より自己紹介があった。

(8) 今後の記録担当について

今後の記録担当者について下記のとおり確認した。

・5月11日の記録担当者について下記のとおり決定した。

幹事校会の記録：未定

定期総会の記録：井ノ口淳三氏（追手門学院大学）

課題研究会の記録：杉浦 健氏（近畿大学）

・関西学院大学は本年度の全私教協研究大会会場校のため、1周目のローテーションからは免除する扱いとする。

(9) その他

次回幹事校会の日程を下記のとおり確認した。

日程：5月11日 10時45分～

場所：大阪工業大学 大宮キャンパス

### 2010年度第7回（通算231回）幹事校会記録

日時：2011年5月11日（水）10：47～12：15

場所：大阪工業大学大宮キャンパス1号館2階多目的室3

出席（13校20名）：

追手門学院大学（井ノ口淳三）

大阪音楽大学（大前哲彦）

大阪経済大学（樋口太郎）

大阪工業大学（酒井恵子、疋田祥人、山口洋之、西川泰行、半田 孝）

大阪産業大学（木村忠雄、山田全紀、瀬島順一郎）

大阪電気通信大学（川地亜弥子）

関西大学（玉田勝郎、原 徹）

関西学院大学（富江英俊）

神戸国際大学（山本克典）

神戸女子短期大学（山下功晃）

四天王寺大学（八木成和）

姫路獨協大学（中嶋佐恵子）

桃山学院大学（野尻 亘）

司会：西川泰行

記録：山本克典

議事：

(1) 2010年度第6回幹事校会記録の確認について

つぎの1点の訂正がなされたのち、承認された。

6. 「阪神教協教職課程データベース（平成22年度版）」の作成について

・7行目：○誤それ例外 → ○正それ以外

(2) 全私教協研究大会および阪神地区分科会の運営について

①全私教協研究大会の運営について

○大会会場校の富江英俊氏から以下の報告があった。

・大会準備は概ね順調に進んでいる。

・現在のところ、総会参加予定者は114名、委任状提出大学は117大学・短大、研究大会参加予定者は555名、情報交換会参加予定者は221名となっている。

・初日の午後も、受付補助を阪神教協からお願いしたい。

審議の結果、以下のとおり決定した。

[受付補助] 午前に引き続き、酒井恵子氏・疋田祥人氏・樋口太郎氏にお願いする。

- ・阪神教協から研究大会への援助金を、有効に利用させていただく。  
審議の結果、本日の阪神教協定期総会で贈呈式を行うこととした。
- 東日本大震災への追悼のため黙祷を捧げてはどうかという意見があり、総会の中で行うよう全私教協と相談することとなった。
- ②阪神地区分科会の運営について  
酒井恵子事務局長から以下の報告があった。
  - 分科会の進め方の案
    - ・発表者が25分発表した後5分間の質疑を行う。
    - ・各報告者の発表が終わった後、討論の最初に野田彰子氏（大阪府社会福祉協議会）から指定討論者としてコメントをいただく。
    - ・分科会前半の司会を杉浦 健氏（近畿大学）、後半を正田祥人氏にお願いする。  
審議の結果、了承された。
  - 野田彰子氏から、組織からの出張なので交通費を辞退するという連絡があった。  
受取が可能になる名目に変更できるか、野田氏にうかがうこととした。
- (3) 2011年度定期総会および第1回課題研究会の運営について
  - ①2011年度定期総会の運営について
    - 酒井恵子事務局長から以下の報告および提案があった。
      - ・定期総会の議長を中嶋佐恵子氏にお願いすることとした。なお、もう1名の議長については、例年通り出席者の中から個別に依頼することとした。
      - ・水谷 勇会計監査委員（神戸学院大学）の到着が遅れる可能性があり、その際はもう一人の会計監査委員である池上 徹氏（関西福祉科学大学）と同じ大学である伊藤一雄氏（関西福祉科学大学）に監査報告の代理をお願いしたい。  
審議の結果、了承された。
      - ・次年度の会計監査を池上 徹氏と多畑寿城氏（神戸女子大学）をお願いしたい。  
審議の結果、了承された。
      - ・阪神教協の役員として「事務局次長・会計」を設けたい。正田祥人事務局次長から、口座を作るときに会計代表者が必要であるためとの追加説明があった。  
審議の結果、了承された。
      - ・活動方針および事業計画、2011年度予算については、前回の幹事校会で了承された通り。
    - 会則改正について、総会案内の際にお知らせすべきではないかという意見があった。今回は、議事が始まる前に議長から出席者に連絡して、了解を求めることとした。
    - 前回の幹事校会で、会費の金額について議論があった。総会で、「会費の金額について幹事校会で時間をかけて検討中」と報告してはどうかとの提案があり、了承された。
  - ②第1回課題研究会の運営について
    - 酒井恵子事務局長から以下の報告および要請があった。
      - ・趣旨説明を酒井恵子事務局長から行い、その後、司会者にバトンタッチ。なお、司会者および記者は前回の幹事校会の決定通り。
      - ・阪神教協リポートへの執筆を、山田全紀氏から各報告者に対して依頼する。
- (4) 阪神教協リポートについて  
山田全紀氏から現状報告があった。大震災の影響もあったが、現在、ほとんどの執筆者から母校が返ってきており、近日中に発刊できる見通しとのこと。
- (5) 『阪神教協データベース（平成22年版）』について

- 酒井恵子事務局長から以下の報告があった。
  - ・本日がアンケート回答の締め切り。かなり多くの会員校から回答があった。
  - ・入力アルバイト学生に依頼する。
 守秘義務に気をつけるよう要請があり、アルバイトへの指導は事務局に一任することとした。
- (6) 幹事校会名簿およびメーリングリストの更新について
  - 疋田祥人事務局次長から、幹事校会メーリングリストのサーバーを大阪電気通信大学からniftyに変更する旨、報告があった。また、メーリングリストの登録者を確認するよう要請があった。確認が完了した段階で、大阪電気通信大学のメーリングリスト・サーバーを閉鎖することのこと。
- (7) 今後の記録担当について
  - 酒井恵子事務局長から、7月の幹事校会の記録担当者は出席者の状況を鑑みて願する旨、要請があった。
- (8) その他
  - 川地亜弥子氏より、昨年12月に行われた教職大学院協会シンポジウムで配布された鈴木寛氏（文部科学副大臣）の資料の提供があった。より詳しい資料は、中教審のHPに掲載されているとのこと。
  - 次回の幹事校会は、7月6日（水）14時～記録を八木成和氏（四天王寺大学）にお願いすることとした。

## 2011年度第1回（通算232回）幹事校会記録

日時：2011年7月6日（水）14：10～17：20

場所：学校法人常翔学園大阪センター 304 教室

出席（11校18名）：

- 追手門学院大学（井ノ口淳三）
- 大阪音楽大学（大前哲彦）
- 大阪工業大学（酒井恵子、疋田祥人、山口洋之、西川泰行、半田 孝）
- 大阪産業大学（谷田信一、山田全紀、瀬島順一郎）
- 大阪電気通信大学（川地亜弥子）
- 関西大学（原 徹、広瀬義徳）
- 関西学院大学（富江英俊）
- 近畿大学（杉浦 健）
- 四天王寺大学（八木成和）
- 撰南大学（吉田佐治子）
- 桃山学院大学（野尻 亘）

司会：半田 孝

記録：八木成和

議事：

- (1) 2011年度第7回幹事校会および定期総会の記録の確認について
  - 1) 第7回幹事校会の記録に関して、つぎの3点の訂正がなされたのち、承認された。
    - ① p.3 (3) 2011年度定期総会および第1回課題研究会の運営について
      - ・5行目から6行目の文章を「水谷 勇 会計監査委員（神戸学院大学）の到着が遅れる可能性があり、その際はもう一人の会計監査委員である池上 徹氏（関西福祉科学大

学)と同じ大学である伊藤一雄氏(関西福祉科学大学)に監査報告の代理をお願いしたい。」と修正した。

② p.3 (3) 2011 年度定期総会および第 1 回課題研究会の運営について  
・ 8 行目:(誤) 田畑寿城氏 → (正) 多畑寿城氏

③ p.3 (3) 2011 年度定期総会および第 1 回課題研究会の運営について  
・ 16 行目:(誤) 注意喚起をする → (正) 了解を求める

2) 定期総会の記録に関して、つぎの 5 点の訂正がなされたのち、承認された。

① p.5 27 行目:(誤) 17 校 → (正) 18 校

② p.5 1. 2010 年度定期総会の記録確認  
・ 1 行目:(誤) 酒井局長 → (正) 酒井事務局長

③ p.6 3. 2010 年度決算報告ならびに監査報告  
・ 4 行目:(誤) 水谷勇氏 → (正) 水谷勇会計監査委員

④ p.7 9. その他  
・ 2 行目:「成功への祈念と感謝の気持ちを込めて、」を削除した。

⑤ p.7 9. その他  
・ 「9. その他」のフォントを MS 明朝体に直した。

(2) 全私教協理事会報告について

正田祥人事務局次長から、資料に基づき報告がなされた。

- ・ 阪神地区協議会による研究大会に対する寄付金について報告がなされた。
- ・ 「教師教育研究」への加盟校と関係のない者からの論文投稿について報告がなされた。
- ・ 教員養成制度検討委員会の今後の運営方法について、川地亜弥子教員養成制度検討委員より以下の補足説明がなされた。第一に、今後、本委員会の委員数を増員し、本会の活性化を図ること、第二に、文部科学省より届いた教員養成に関する調査アンケート(7月29日まで)の依頼に対して意見があれば同委員まで連絡してほしいことが述べられた。

(3) 全私教協研究大会および阪神地区分科会の運営について

1) 大会会場校の冨江英俊氏(関西学院大学)から大会運営にご協力いただいた先生方へのお礼に続き、以下の3点について報告がなされた。

- ・ 大会参加者数は 616 名であり、情報交換会の参加者数は 220 名であった。大会全体では黒字の見通しであるが、情報交換会は少し赤字の可能性もあるとのことであった。
- ・ 収支報告に関しては、全私教協で検討中であり、検討後、阪神教協で会計監査を行う予定であるとのことであった。
- ・ 大会参加者への参加登録の事務等については、事前の準備にアルバイトを使用しないで、大学関係の企業に一括委託したので経費節減につながったということであった。

続いて、酒井恵子事務局長から阪神地区分科会について報告がなされた。参加者は 40 名程度であり、有意義な内容であったとのことであった。

(4) 2011 年度第 2 回および第 3 回課題研究会の運営について

1) 2011 年度第 2 回課題研究会の運営について

第 2 回課題研究会のテーマについて、教職大学院と教員養成制度、実習後の学生の成長を測るアンケート項目の作成方法、教員採用選考試験に関する指導方法、授業実践報告の 4 つのテーマの提案がなされた。

議論の結果、「教師教育実践交流」というテーマで近畿大学の教育行政学、四天王寺大学短期大学部の教職実践演習、大阪音楽大学の教科教育法に関する 3 つの授業実践の報告をし

ていただくことで了承された。今後、報告者の調整を行い第2回課題研究会の日程を決めることとした。

## 2) 2011年度第3回課題研究会の運営について

以下の2つの方法により各大学より情報収集を行い、課題研究会のテーマを検討することとした。第一に、10月の幹事校会までに「阪神教協教職課程データベース（平成22年度版）」の冊子体を加盟大学に郵送する際に、課題研究会で取り上げるテーマについてアンケートを行う。第二に、原徹氏（関西大学）に他大学との情報交換によりテーマに関する情報収集を行っていただくこととした。

## (5) 『阪神教協教職課程データベース（平成22年版）』について

酒井恵子事務局長より10月の幹事校会までに「阪神教協教職課程データベース（平成22年度版）」の冊子体を各大学に郵送するとの報告がなされた。

## (6) 阪神教協レポートについて

### 1) 「阪神教協レポート」増刷について

酒井恵子事務局長より「阪神教協レポート」の部数が足りないとの報告がなされ、編集担当の山田全紀氏（大阪産業大学）からこれまでの経緯について報告がなされた。例年550部であったが今回は500部しか発注していなかったため、50部程度不足する事態となり、再度50部増刷したいとのことであった。増刷を了承し、今後は、全私教協会員校1冊、阪神教協会員校2冊を配布し、加えて執筆者2冊以上配布可能とすることとした。

これまでの残部は事務局校に保管されているが、過年度分は、次年度の総会時に配布し、10部を残して残りを廃棄することとした。

### 2) 執筆要綱について

疋田祥人事務局次長から、資料に基づき説明がなされ、以下の3点について現状の不備が指摘された。すなわち、第一に、Web上への掲載について明記していないこと、第二に、投稿資格が明記されていないこと、第三に、執筆謝礼について明確でないことであった。以上の提案をもとに、投稿資格、投稿可否の決定方法などについて意見が出され、今後、事務局で原案を作成していただき検討することとした。

## (7) 2011年度会費納入状況について

疋田祥人事務局次長から、資料に基づき会費納入状況について説明がなされた。問題点として、同一払込人名の識別方法について指摘がなされ、今後検討するとのことであった。

## (8) その他

### 1) 幹事校会 ML について

疋田祥人事務局次長から、幹事校会メーリングリストの登録者の確認が完了し、7月末に大阪電気通信大学のメーリングリスト・サーバーを閉鎖するとの報告がなされた。

### 2) 今後の記録担当について

酒井恵子事務局長から、10月の幹事校会の記録担当者は出席者の状況を鑑みて願する旨、要請があり了承された。

### 3) その他

杉浦健氏（近畿大学）より「教師教育研究」の書評の推薦図書について依頼があり、3冊提案された。

## 2011年度第2回(通算233回)幹事校会記録

日時：2010年11月9日(水)10:45～13:00

場所：学校法人常翔学園大阪センター304教室

出席(12校20名)：

追手門学院大学(田中耕二郎)

大阪経済大学(樋口太郎)

大阪工業大学(酒井恵子、疋田祥人、山口洋之、西川泰行、半田 孝)

大阪産業大学(山田全紀、瀬島順一郎)

大阪電気通信大学(川地亜弥子)

関西大学(広瀬義徳、原 徹)

関西学院大学(南本長穂、富江英俊)

神戸女子短期大学(高瀬陽子)

四天王寺大学(八木成和)

摂南大学(朝日素明、吉田佐治子)

相愛大学(佐野正彦)

姫路獨協大学(中嶋佐恵子)

司会：半田 孝

記録：佐野正彦

議事：

### (1) 2011年第1回幹事校会の記録確認について

第1回幹事校会の記録に関して、次の3点の修正がなされた後、承認された。

- (1)「冊子体およびアンケート用紙を各大学に郵送し回収する」を、「冊子体を加盟大学に郵送する際に、課題研究会で取り上げるテーマについてアンケートを行う」と修正。
- (2)「冊子体およびアンケート用紙を各大学に郵送し回収する」を、「冊子体を各大学に郵送する」と修正。
- (3)「山田全紀氏」の前に「編集担当の」を挿入。

### (2) 全私教協理事会の報告について

疋田祥人事務局次長から、資料に基づき報告がなされる。

<第2回理事会(2011年7月31日(日))について>

#### ① 定期総会および研究大会の収支報告およびその承認

研究大会の剰余金を全私教協と阪神教協で折半するという提案がなされる。11月開催の理事会で承認を得る予定。

#### ② 文部科学省「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(審議経過報告)に対する意見書提出

教員養成制度検討委員会による意見書を理事会で検討し、同委員会委員長と事務局長で、修正・調整をした後、8月4日付で文部科学省に送付した。

#### ③ 30周年記念行事(案)

『全私教協30周年記念誌(仮称)』を2012年の研究大会をめぐりに刊行する予定。その目玉企画として、各地区協議会で30年を振り返る、またこれからの展望する座談会を開催し、その記録を同誌に掲載する予定。

#### ④ メールマガジン(全私教協事務局一会員大学間メールニュース)の設置について

会員大学各1校につき代表1名を登録し、事務局から一斉メールを配信する計画。1校に

つき1代表メールアドレスの体制では、支障が生じる大学もあるという意見については、今後検討の余地が残っている。

⑤次期会長校 副会長校、事務局長校の選出状況について

副会長校を北海道地区から、事務局長校を東海地区から選出で調整中。会長校が東北地区の予定であったが、震災の影響等で、無理な状況が判明し、現在候補地区・大学を調整中。

<第3回理事会（10月16日（日））について>

①中教審答申（予定）に対する全私教協主催の緊急シンポジウムの開催案について

審議会の進捗状況、答申内容を待って、2012年3月中に東京都内で開催を計画。

②2012年度定期総会および第32回研究大会準備について

・開催は、九州産業大学で決定。

・「分科会」のマンネリ化への対処として、各地区協議会・専門委員会への割り当てを廃止し、希望制にする。また、新たな企画として、企画運営希望者による「ラウンドテーブル」を新設する。

③2012年度、教職課程運営に関する研究交流会の会場校、日程案について

会場校として、IPU 環太平洋大学（岡山県岡山市）が立候補。日程等は調整中。

④東北地区協議会からの「震災の影響に関する調査」を踏まえての支援要請

震災および原発事故による実習生受け入れの要請に対し、関東地区の大学を中心に対応するとともに、全私教協として文科省に申し入れをすることを確認。

⑤各地区理事、各委員会委員の選出準備要請

2012年2月頃をめどに、地区協議会長校、事務局長校の選出要請がある。理事・専門委員会委員についても同様の要請がある。

(3) 2011年度定期総会・第31回研究大会の収支報告・監査結果

①2011年9月29日、八木成和氏（会計監査役：四天王寺大学）による会計監査が完了した。

②余剰金の取り扱いをめぐって

第31回研究大会への参加者が予想を上回るとともに、人件費の削減（申し込み業務の外部委託等）によって多額の余剰金が出る。これまでの慣例に従って、その余剰金を全私教協と阪神教協で折半するという提案をうけ、意見交換を行う。阪神教協に入金予定の784,000円の扱いについて、事務局より（ア）阪神教協一般会計予算への繰り入れ、（イ）全私教協に全額寄付、（ウ）阪神教協座談会経費として使用し、残りを全私教協へ寄付、（エ）東北地区協議会に寄付、（オ）その他、という5つの提案がなされた。話し合いの結果、（ア）の案が承認される。ただし、その用途については、改めて時間をかけて考えるということを確認した。

(4) 全私教協第32回研究大会 全体テーマ案について

全体テーマ案の意見提出は、11月12日（土）が期日。各幹事校から提案がある場合、11月の第2週末までに阪神教協事務局にメールで提出すること。阪神教協として一案にまとめる必要はなく、またキーワード等の形での提案でよい。出された意見を阪神教協事務局が集約し全私教協事務局に報告する。幹事校から意見のない場合は、事務局に一任することを確認。

(5) 『全私教協30周年記念誌（仮称）』掲載のための阪神教協の座談会計画

全私教協第2回理事会において、『全私教協30周年記念誌（仮称）』に、各地区協議会の約30年の歩みや今後のあり方を掲載することを決定。そのために各地区協議会において、座談会を開催しその記録原稿を寄稿するよう要請がある。これを受けた阪神教協事務局から、「阪神教協座談会開催案」が提案される。第一部は阪神教協創設に関わった人を中心に歴史を振り返ってもらい、第二部では近年の事務局長経験者を中心に今後の地区協議会の課題や展望につ

いて語ってもらう。今後、座談会出席者の人選と依頼、座談会の具体的な実施・運営を、事務局提案にそって進めることを確認した。

(6) 阪神教協 第2回課題研究会の進行について

タイムスケジュールの確認とともに、記録を朝日素明氏（摂南大学）に、司会を田中耕二郎氏（追手門学院大学）、高瀬陽子氏（神戸女子短期大学）に依頼する。

(7) 阪神教協 第3回課題研究会の計画について

テーマは、「課程認定基準等の再検証並びに教職実践演習（履修カルテを含む）への取組事例その2（案）」とすること、報告者として、幼稚園・小学校の課程認定申請を行った神戸常盤大学、実地視察を受けた、大阪商業大学に依頼することを承認。さらに今年より既に教職実践演習を実施している短期大学に報告を依頼することを確認。以上のように事務局提案が承認される。

日程・場所の候補として、12月14日（水）大阪工業大学（大宮キャンパス）ないしは12月21日（水）同大学（大阪センター）が提案され、発表者との日程調整を進めながら最終決定することを事務局に一任した。

(8) データベースとアンケート（「平成23年度 教職課程に関するアンケート」）について

<データベース>

検索システムへのデータベースの入力作業は現時点で未完成のため、第3回課題研究会でのデータベースの活用はできないとの報告がありこれを了承。

<次年度のアンケートの準備>

「平成23年度 教職課程に関するアンケート」案が、原徹氏（関西大学）より提案・説明される（別紙資料参照）。昨年度と比べた項目上の大きな変更点は、①教員免許更新制に関して、特殊要因教科等の補助金申請状況に関する内容の設問を追加・修正（問40）、②科目等履修生に関して、現役学生・卒業生それぞれについて受入れ状況（条件）等を確認できるよう設問を修正（問43）、③「教職実践演習」に関して、「教育委員会との連携による開設事例」の設問を追加（問45）、④昨年度設定した「特別な配慮を要する学生」に係る臨時設問は削除し、「他大学との提携による免許取得プログラム（幼稚園・小学校免許の取得）」の開設状況等に係る設問を追加、である。これらの修正を含むアンケート案を検討し、了承した。

22年度版に関するアンケートの回収時に、項目が多すぎるとの声が一部から寄せられたことに対し、アンケートの性質上、項目の出し入れはなるべく避けるほうがよいということで意見の一致をみる。この後審議予定の「教職事務担当者懇談会（仮称）」が開設されるならば、今後は2年に1回ペースの実施ということも検討してよいのではという意見も出る。

(9) 『阪神教協レポート』編集方針と編集規定（案）について

①編集担当の山田全紀氏より、次号『阪神教協レポート』編集方針が提案・説明される。従来の方針を基本的に踏襲すること、発行部数は550部程度とすることなど提案され了承される。また、書評の候補者を推薦してほしいとの依頼がされた。

②事務局より、編集規程案が提出される。主なポイント（修正点）は、(ア)掲載論文等に関して、幹事校会からの依頼のもの、自主投稿のものを区別したこと（第3項）、後者について、「投稿論文等の掲載可否は、幹事校会の審議を経て掲載される」（第6項）として、その掲載手続きを明確にしたこと、(イ)電子化してホーム・ページに載せるなどの状況等に対すべく、第8項を加えたことである。規程案について以下のような意見が出された後、了承される。  
(ア) 投稿論文の書式等の細かい点は、規程には記載せず、別途、執筆要領で定めたほうがよい、  
(イ) 自由投稿にも謝礼金を出すようにすることの可否、  
(ウ) 自由投稿を奨励する方途の検討、  
(エ) その際の投稿者の資格の明確化の必要等が、話し合われる。以上の点については、

今後更に検討することを確認した。

(10) 阪神教協会費納入について（資料 24 頁）

全加盟校から完納。全私教協への会費の振り込みの完了（7月5日）の報告がある。

(11) 阪神教協会費の見直し（値下げ）について（資料 25 頁）

事務局より、会費の見直しを求める意見の紹介と、それに関連して他地区協議会との会費の比較、繰越金の推移に関する資料が提出される。

会費の値下げ意見の根拠は、①他地区協議会の会費に比べると高いこと、②準会員との差額が大きいこと、③出版事業等を行っても、なお大きな額の次年度繰越金が残っていることなどである。話し合いでは、繰越金が多いから値下げという消極策をとるよりは、出版事業の他、たとえば、研究部会の援助や研究助成金とか、色々な有効な活用方法を考えるべきではないかという意見が出される。この方向を支持する意見が大勢を占めた。また、阪神教協が資金において余裕が出てきたのは最近のことであること、他方、多くの事務局担当校は、自前のスタッフ・資源をフル活用して支出を押さえてきたが、本来、アルバイトを雇うなどして、資金を使ってもよかつたはず。十分なスタッフ等を擁さない大学が事務局長校になった場合に、無理をせず資金を使ってもらうためにも、会費は現状のままで資金をストックする必要がある、という意見もあった。他方、一部幹事校からは、大学自体の財政が厳しく、毎年教職予算が削減されていること、小規模大学では、7万円という会費でも全体予算に占める割合が小さくないこと、そういった厳しい状況の大学もあることを忘れないでほしいという意見も出た。

当面会費の値下げはせず、有効活用の方途を検討する方向が確認された。

(12) 今後の記録担当について

全幹事校が既に1回は記録を担当したので、2巡目に入る。

(13) 教職事務担当者懇談会（仮称）の開設提案について（別紙資料）

教職事務担当者懇談会（仮称）の開設が、原徹氏（関西大学）より提案され、積極的な支持の意見が相次ぎ、阪神教協の正式な組織の一つとして了承される。全私教協の研究大会分科会（教員免許事務検討委員会担当）や阪神教協の教職事務に関する課題研究会の果たしてきた役割は大きい。しかし、そこでのテーマは、大きな問題が中心なので、日常的な業務について自由に交流や検討ができるネットワークを作りたい。運営委員として6名程度ご協力いただき、加盟大学を対象に年間2-3回の懇談会を開催（土曜日）する予定。キャリアを積んだ事務職員を中心とした演習形式の懇談会を、H23年度に一度試行して、H24年度から正式発足させたい。事務職員が出張扱いで参加できるように、名称も含め、詳細な運営のあり方については今後鋭意検討していくことが確認された。

### 2011年度第3回（通算234回）幹事校会記録

日時：2011年12月14日（水）10：45～13：00

場所：大阪工業大学大宮キャンパス1号館2階多目的室3

出席（9校19名）：

追手門学院大学（井ノ口淳三）

大阪経済大学（樋口太郎）

大阪工業大学（酒井恵子）（疋田祥人）（山口洋之）（西川泰行）（半田 孝）

大阪産業大学（谷田信一）（山田全紀）（瀬島順一郎）（木村忠雄）

大阪電気通信大学（川地亜弥子）

関西大学（原徹）（広瀬義徳）

神戸女子短期大学（山下功晃）  
四天王寺大学（船所武志）（高岸由香子）  
摂南大学（朝日素明）（吉田佐治子）

司会：半田 孝

記録：樋口太郎

議事：

(1) 前回幹事校会記録の確認

・修正

p.2 (3) 八木成和 → 八木成和氏

p.3 (6) 朝日素明先生 → 朝日素明氏

田中耕二郎先生 → 田中耕二郎氏

追手門大学 → 追手門学院大学

高瀬陽子先生 → 高瀬陽子氏

p.4 (9) 編集委員長山田全紀先生 → 編集担当の山田全紀氏

・段落下げの体裁を整える。

(2) 全私教協理事会報告

第4回理事会について、正田祥人事務局次長より報告があった。

・分科会・ラウンドテーブルのやり方を変える。

各地区協議会は分科会またはラウンドテーブルのどちらか1つ以上（2つ以上可）を実施する。その他希望者によるラウンドテーブルの開催も受け付ける

・中教審答申の提出に伴い、全私主催でシンポジウムが開催される。

・機関誌『教師教育研究』を大学図書館に所蔵してほしいという要請。

(3) 『全私教協 30周年記念誌』（仮称）掲載の阪神教協座談会開催案について

正田祥人事務局次長より、座談会出席者について説明がなされた。

また、経費について説明がなされ、阪神教協の予算より支出することが承認された。

謝礼は交通費込みで1万円

会場借用料・飲食代（コーヒー・菓子・懇親会費）

座談会は別会場で並行しておこなうのかという質問が提出され、質問内容の通りであることが確認された。

(4) 2011年度第3回課題研究会の運営について

酒井恵子事務局長より司会者・記録者について提案・公募がなされ、以下のように決定した。

司会 第1部：原 徹氏（関西大学）

第2部：多畑寿城氏（神戸女子大学）

記録 谷田信一氏（大阪産業大学）

また、タイムスケジュールのミスプリの訂正と、休憩は予定通りでおこなわれることが確認された。

(5) 阪神教協リポート編集について

①編集担当の山田全紀氏より、書評に取り上げる本について推薦の依頼がなされた。川地亜弥子氏（大阪電気通信大学）から1冊の本について推薦がなされ、書評担当者の依頼にあたることとなった。また、その他取り上げるべき本についても、メールで推薦をしてほしいという依頼が山田氏よりなされた。

また、原稿の締切は3月上旬であること、書評担当者が同じでなければ本は全私と重なっ

- でも構わないことが確認された。
- (2) 正田祥人事務局次長により、編集規程・執筆要領・執筆謝礼における前回からの変更点について説明がなされた。
- ・編集規程3の文言の修正について事務局一任とされた。
  - ・編集規程9について、抜き刷りを30部までは阪神教協事務局が献呈することへの変更が承認された。
  - ・執筆要領2について、「論文等のうち、自由投稿によるものは、原則として表題・図表・写真を含めて6ページ以内とする」への変更が承認された。
- (6) 2012年度全私教協研究大会阪神地区担当分科会・ラウンドテーブル実施案について  
正田祥人事務局次長より、①企画運営責任者、②テーマ案、③報告者案について意見が求められた。
- ①酒井恵子事務局長
  - ②教育実習の事前事後指導の充実について
  - ③未定
- とすることが承認された。
- (7) 2012年度全私教協理事・専門委員会委員の選出について
- (8) 2012-2013年度阪神教協会長（校）・事務局長（校）について  
正田祥人事務局次長より、2012-2013年度阪神教協の事務局校が大阪産業大学であること、理事は大阪産業大学、大阪工業大学から各1名を選出することが確認された。  
専門委員会委員については、川地亜弥子氏（大阪電気通信大学）を除き、継続が確認された。川地氏の後任については川地氏が推薦することとなった。
- (9) 2012年度第1回課題研究会について  
2012年度第1回課題研究会のテーマについて議論した結果、「教育実習の事前事後指導をどう充実させるか」をテーマとして実践交流を行うとの案が出された。アンケート結果等を参考に、教育実習や事前事後指導のあり方を類型化し、各類型に相当するいくつかの大学に発表を依頼するとの案も出された。また、酒井恵子事務局長より、2012年度全私教協研究大会阪神地区担当分科会についても、この第1回課題研究会と同じテーマで開催することが提案された。以上の方向で、さらに検討を進めることとなった。
- (10) 今後の記録担当について  
事務局からまた個別に依頼することが確認された。
- (11) その他
- ①今回から幹事校会の出欠をウェブでおこなうことについて意見が求められ、よい方法であるという意見が多数あがった。
  - ②次回幹事校会日程について  
2月29日（水）15：00～

## [会則]

# 阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会会則

### 第1条（名称）

本会は、「阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会」と称する。

2 本会の略称を、「阪神教協」とする。

### 第2条（目的）

本会は、私立大学における教員養成の社会的責務とその役割にかんがみ、相互に交流・協力することによってその充実・発展をはかることを目的とする。

### 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 教職課程についての情報交換・連絡協議
- 二 教育実習その他の教職課程の適正かつ円滑な実施やその充実のための関係諸機関・諸団体との連絡協議
- 三 教員養成一般についての調査・研究
- 四 私立大学における開放制教員養成の重要性について認識を深めるための活動
- 五 その他本会の目的達成のために必要な事業

### 第4条（会員校）

本会は、大阪地区、兵庫地区、奈良地区、および和歌山地区において教職課程を設置している私立大学（短期大学、短期大学部を含む）をもって会員校とする。

2 阪神教協の地区に所在する、教職課程をもつ短期大学（短期大学部を含む）は、会員校として、もしくは準会員校として、阪神教協の事業（活動）に参加することができる。

### 第5条（機関および役員）

本会に次の機関および役員をおく。

- 一 総会
- 二 幹事校会
- 三 会長校および会長
- 四 事務局および事務局長
- 五 会計監査委員

### 第6条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であって、全会員校をもって構成し、会長がこれを召集する。

- 2 定期総会は毎年1回開催する。
- 3 幹事校が必要と認めるとき、または会員校の1/3以上の要求があったときは、臨時総会を開催する。
- 4 総会は、全会員校の1/2（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席会員校の過半数によって議決する。

#### 第7条（幹事校会）

幹事校会は、総会において選出された幹事校をもって構成する。

- 2 幹事校会は、会長を補佐し総会において決定された事項の執行に当たる。
- 3 幹事校の任期は2年とする。

#### 第8条（会長校および会長）

会長校は、幹事校会の互選によって選出する。

- 2 会長は幹事校において選出し、総会で承認する。
- 3 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長校の任期は2年とする。

#### 第9条（事務局および事務局長）

事務局および事務局長は、会長校におき、本会の事務を処理する。

- 2 事務局に事務局次長、会計、その他必要な事務局員を置くことができる。

#### 第10条（会計監査委員）

会計監査委員は、総会で選出された2名とし、本会の会計を監査する。

- 2 会計監査委員の任期は2年とする。

#### 第11条（会費）

阪神教協の会員校は、1校につき年額7万円を会費として納入する。そのうちの3万5千円は、全私教協への会員参加費となる。

2 阪神教協の準会員校は、1校につき年額2万円を連絡費として納入する。そのうちの1万円は、全私教協への準会員参加費（連絡費）となる。

#### 第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第13条（会則改正）

本会の会則改正は総会において、出席会員校数の過半数の同意によって行う。

#### 付則1

1979年7月11日制定

1981年3月17日一部改正

1981年7月15日一部改正

1986年5月28日一部改正

1988年5月18日一部改正

1990年5月30日一部改正

1991年5月15日一部改正

1999年5月13日一部改正

2008年5月28日一部改正

2010年5月26日一部改正

2011年5月11日一部改正

この会則（改正）は2011年4月1日から施行する。

## ＜外国視察団派遣のための補助金制度＞の内規

1. 目的  
外国の教師教育を視察する外国視察団を派遣し、教師教育の発展に寄与すること。
2. 補助内容  
外国視察団参加者1人につき3万円以内で補助する。
3. 応募資格  
会員校に勤務する者。
4. 補助金交付の手続き  
外国視察団への参加とあわせて事務局に申請し、幹事校会の承認を経て、視察団の出発以降に交付を受ける。

## ＜教師教育研究のための海外渡航への助成金制度＞の内規

1. 目的  
教師教育研究を目的とする海外渡航を支援し、その成果を阪神教協で活用すること。
2. 助成内容  
1人1件につき10万円以内で助成する。
3. 応募資格  
会員校に勤務する者。
4. 助成金交付の条件  
成果を課題研究会で発表し、阪神教協リポートに投稿すること。
5. 助成金交付の手続き  
事務局に申請し、幹事校会の承認を経て、事務局より助成金を受けとる。

以上

## 編集後記

大震災から一年、幸いに阪神地区では、当会の活動も年3回の課題研究会等、例年通りに行われ、ここにNo.35レポートをお届けすることができます。執筆者の方々、ご協力をいただいた皆様にお礼を申し上げます。なお、阪神教協レポートでは、下記要領にて、論文・報告等を募集しております。次号からは、より厳密な執筆規程に基づいて寄稿していただくこととなりますが、要領に変更はございません。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

編集担当：大阪産業大学 山田全紀

## 執筆要項

原稿は、「私立大学における教員養成の社会的責務とその役割にかんがみ、相互に交流・協力することによってその充実発展をはかる」という阪神教協の目的にかなう資料・研究・報告などであり、未発表のものに限ります。ただし、すでに発表したものであっても、阪神教協の目的にかなわない、本レポートのために書き直したものは掲載を認めません。

書式は、1) 横書き、A4版、44字×38行、2) 1ページ目の最初の5行分にタイトル・所属・氏名を記入し、本文を6行目から始め、3) 枚数は6枚以内、とします。

パソコン・ワープロで作成し、原稿とデータファイルを提出してください。メールに添付していただいても結構です。

## 連絡・問い合わせ先

〒574-8530 大東市中垣内3-1-1

大阪産業大学 教養部 教職教室 山田全紀（阪神教協レポート No.34-35 編集担当）宛

メールアドレス：zenki@las.osaka-sandai.ac.jp

「阪神教協レポート No.35」 2012年4月1日発行

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会

事務局 大阪工業大学 教職教室

〒535-8585 大阪市旭区大宮 5-16-1

TEL: 06-6954-4083 FAX: 06-6957-0610

印刷 友野印刷株式会社 大阪営業所

〒534-0024 大阪市都島区東野田町 2-8-14

TEL: 06-6353-6977 FAX: 06-6353-6181